

令和元年度

飯 舘 村 議 会
決算審査特別委員会記録

自 令和2年9月14日
至 令和2年9月16日

飯 舘 村 議 会

令和2年9月14日

令和元年度飯館村決算審査特別委員会記録（第1号）

令和2年9月14日、飯舘村役場議会議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	三瓶真
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
産業振興課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
選挙管理委員会書記長	高橋正文	農業委員会事務局長	村山宏行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	石井秀徳	書記	高橋由香
書記	高橋萌育		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例議会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、相良 弘が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤一郎委員が選任されております。

これより審査に入るわけではありますが、東日本大地震による原発事故から10年目となり、避難指示解除からは4年目となりました。村内居住者は震災前の人口の約23%と、まだ多くの村民は避難先での生活が継続しており、村民の財産を守り安心と安全を担保し飯舘村を取り戻すための施策が求められたものと思われまます。令和元年度の主な事業は、道路や上下水道等の村内インフラ整備に加え、農業基盤整備事業によって用排水路工事、営農再開支援事業等、農業の再生に向けた事業への転換期であったと思われまます。

このような状況にあって、令和元年度の予算執行が村民のために適切になされたのかどうかについて本委員会の審査は重要であり、次年度の政策、予算に関わるものであります。現状を踏まえ、これからの課題を明らかに示していかなければなりません。村民の福祉向上、さらには生活の安定のための事業であったのか、そして次年度にどう生かされていくのか、また、議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたかどうかという立場に立って確認する委員会であります。慎重に審議いただきたいと思ひます。

不慣れではありますが、円滑な審議にご協力をお願いして委員会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第100号「令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第101号「令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第102号「令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第103号「令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第104号「令和元年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第105号「令和元年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方については、本日、この後直ちに各課長等から担当する事務事業に関わる決算状況について説明を求めたいと思ひます。

また、2日目以降は議案第100号から議案第105号を一括して総括質疑を行い、十分な審議の後、採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（休憩中、担当課長の説明）

（午前9時05分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後3時42分）

委員長（相良 弘君） 以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、次回は明日15日午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦勞さまでした。

（午後3時43分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月14日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和2年9月15日

令和元年度飯館村決算審査特別委員会記録（第2号）

令和2年9月15日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	三瓶真
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
産業振興課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
代表監査委員	高橋賢治	選挙管理委員会書記長	高橋正文
農業委員会長	菅野啓一	農業委員会事務局長	村山宏行

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	石井秀徳	書記	高橋由香
書記	伊藤直美		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。前日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました令和元年度飯舘村一般会計並びに特別会計の決算に関わるものであり、特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

質疑の際は、挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

それでは、議案第100号から議案第105号までの6議案について一括して質疑を行います。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

委員（渡邊 計君） おはようございます。みんな書類、追加資料を求めてその準備が、時間がなくて、まだ質問にちょっと入れないでいるので、私もまだちょっと早いですけれどもやらせていただきます。

まず、大きな資料ナンバー6、これに令和元年主要な施策の成果というところで質問していきたいと思います。

まず、23ページの一般管理費の上から4段目、派遣職員給料等負担金事業ということで、2,387万2,000円ほど上がっておりますけれども、これ5人分ということでありましてけれども、これ前年は8人分で5,800万円上がっていて、これ1人になると今回の決算では477万4,000円、ところが前年だと1人になると733万6,000円という差が出てきているわけですが、これはどういうことでこれだけの差が出てきているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 派遣職員等負担金ということで、今年5人分で500万円弱ということではありますが、今年度は埼玉県の吉川市から1名、あとは県の任期付が2名、あと神奈川県内の任期付2名ということで、市町村の正職員が1名、あとは任期付職員が4名ということで、昨年の派遣職員は正職員の方が3人ほどいたということで、単価は任期付になったということで落ちているということでございます。去年は8名、今年5人分ということでその金額でございます。

委員（渡邊 計君） これ、人数も減っているわけですが、これが今後も恐らくまだまだ派遣職員ないし応援職員が継続すると思うんですが、今後、来年度以降の予算に対してこれらがどういう形でいくのか。また、この職員たちの仕事によってどのような成果が上がっているのか、説明願います。

総務課長（高橋正文君） 派遣していただく相手があるということですので、来年度についてはこれから調整ということになりますが、ただ、この派遣職員については現在のところ震災復興特交で100%国庫が入ることになっております。ですから、派遣をいただいても村の財政には響かないということで、応援をいただいているということでございます。

ただ、この第2期復興・創生期間あと5年ということですので、あと5年程度はこういう財政措置があるということでありますので、派遣をいただける団体があれば、村としては今後も要請をしていくということですので。

あと、その成果ということですので、市町村のプロパーの職員、あとは任期付職員、これも任期付の方も被災地で経験を積んだ方が主ですので、震災復興事業については大変有益な職員を派遣いただいているということで、成果は多分にあるということで考えております。

委員（渡邊 計君） では、続きまして、企画費の中の移住定住支援事業補助金ということで、今回はこういう名目になっておりますが、前年度の決算からいくと、移住定住者住宅取得事業、それから移住定住生活支援事業、それから新規就労活動支援事業と、この三本立ってになっていたのが今回一本になったのかなと、まとめて。その中で、いろいろ引っ越し補助金やそういうものが増えているわけですが、これはあくまで陽はまた昇る基金からということであるわけですが、今後これはいつ頃まで継続していく話なのか。移住定住者が増えることはよろしいことで、できるだけ長くしていただきたいという感じはするんですが、これらは今後どのようにしていくのか、ご説明をお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問の補助金の関係で、いつ頃までこれを継続させるつもりなのかというご質問でありますけれども、ちょうど、今般この補助金に関しましては今年で実施始めてから3年目ということがございます。3年たって今、来年度以降どのようにしていくかというところで、見直しも含めて内部で検討しているところであります。ということもあって、来年度に向けては、今、移住定住のほうに村も力を入れているということでありまして、その部分、続けていきたいと考えておりますが、またちょっとそれ以降の年度につきましては状況等を見ながらと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ、3本集めたのが前年から比べると金額は結構大きくなってきているわけですが、これやっぱり移住定住の人数が増えるということを見越しての予算なのか、ここまで増えてほしいという見込みでの予算なのか、いかがでしょう。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 昨年度の決算、大体1,000万円程度、それが今年に入って2,400万円ということで大分増えているわけでありまして、先ほども言いましたように、村として今人口減がかなり進んでしまうことが見越される中で、移住定住に力を入れていくということもありまして、制度的には同じ制度で運用しているんですが、できるだけ活用といいますか、補助を給付できる移住定住者を呼び込もうということで、ある程度高い、多い見込みを立てながらこの予算を要求しているということでありまして、幸い今年度は努力の結果といいますか、実績がかなり出てきたわけでありまして、そういうことで努力目標的なものもあって、見込み的にはやや幅を持って要求しているという状況になります。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ、財源が陽はまた昇る基金からということでありまして、前年の場合は国庫支出金も僅かにあったわけですが、今後もこれは陽はまた昇る基金が財源

として、これだけ一つなのか。そしてまた、財源によって実際は、本当にいい事業だと思うんですね、村民を増やす中で、これ来年度予算にどのように反映されていくのか、その辺。

総務課長（高橋正文君） 財源ということでございますので、これ陽はまた昇る基金を移住定住に充当しているわけですが、性質上、陽はまた昇る基金も一般財源ということでございますので、村の単独という内容で財政的には考えております。今、委員おっしゃったように、できるだけこれに対応できる国県の補助事業を探しながら進めてまいりたいと考えております。また、来年度以降の財源ということではありますが、基本はこの陽はまた昇る基金を充当していきたいと。あわせて、補助事業も探りながら事業を進めていきたいと思っております。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 先ほどの答弁に補足する形なんですけど、実績の額の増に關しまして一点、昨年度は施行が年度途中ということもありまして、丸々1年分じゃなかったと、具体的には半年少しということがありましたので、その要因も含まれているものと思われまので、補足させていただきます。

以上です。

委員（渡邊 計君） その下、真ん中あたりに、帰還環境整備交付金基金元金積立ということですが、13億9,680万4,000円ほど上がっているわけですが、これ前年度決算のときは33億円ほどあったわけですがけれども、20億円くらい減ったのはどういうことが原因で減ってきているのか。説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 帰還環境基金、これは国庫財源を村に頂いて、一旦基金に積み立てて、事業実施のときに村に繰り入れて事業を実施するという基金でございますが、どうして減ったかと申しますと、簡単に申し上げれば、ほぼハード事業が終わったということで、この積立金が減っているということでもあります。この13億円については、今後行われる農業基盤整備等の積立金が主になっているところでございます。

委員（渡邊 計君） 今取り沙汰されているのは、現村長の箱物はもうほとんど造り終わったんじゃないかといううわさが村民の間からも聞こえてくるわけで、そうすると今後この13億円が農業復興という形で来るわけですが、この農業復興、どのような内容で来年度予算に反映されてくるのか、主な施策を説明願います。

産業振興課長（村山宏行君） 復興交付金の部分でございますけれども、これから予定をしております加速化交付金ですが、今行っておりますライスセンター、その分の完成、それから、畜産の部分についての完成を今年度見るということであります。翌年度以降ということではありますが、基本的には八木沢の養豚農家1件、こちらのほうは予定をしておるところではありますが、その他についてこれから村の復興策として、また農業振興策として必要なもの、そういったところについて吟味をしながら取り組んでいくという考えでおります。

委員（渡邊 計君） では、次のページ、24ページ、科目でいきますと上から2つ目、電算推進費ということで、総合行政システムホスティング事業ということで、前年でいくと前年よりも400万円上がっているわけですがけれども、これは前年の場合は総合行政システムが別会計になっていたわけなんですけれども、今回はこれに上がった分というのは新元号対応

事業、これの分が予算的に増えたということの内容でよろしいのでしょうか。

前年の場合は、システムホスティング事業で1,561万6,000円、それと総合行政システム運営事業で449万6,000円上がっているわけです。これが、今回は総合システムのほうに統一された状態で1,900万円になったのか、そしてそれと別に新元号対応事業だけで310万円なのか。であるとすると、この施策の実績内容のところがちよっと説明がずれてくるのではないのかなと思うんですが、その辺の説明をお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） すみません、ちょっと内訳を確認する時間をいただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） では、その下の諸費で防犯パトロール業務、これが今回9,193万2,000円ということですが、前年度は2億3,114万円上がっていたわけですが、これはパトロールする人員が減ったということでこれだけの差額が出てきたんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 防犯巡回パトロール業務、いわゆる見守り隊関係であります。昨年度人員の見直しをしたということと、あと台風19号がありまして、その間ちょっとパトロールができなかったということで、事業費が下がっているということになります。

委員（渡邊 計君） これで、9,193万2,000円、前年が2億3,114万円ということになると約1億4,000万円ほど違ってくるんですが、これは台風被害で動かなかった分ということなんですが、これは来年度予算には人員や活動回数が増えて前年度同様になってくるということなのか、来年度予算に対してはどのように反映してくるのか。それと、この見守りに対して、村民に対してどのような成果が上がっているのか説明願います。

住民課長（山田敬行君） 防犯巡回パトロール業務、これは隊員の数の前々年52人いたのが、前年度は26人ということで半減、それから毎日パトロールを行っていたものを1日置きということで、その分での事業費が落ちた。なお、この事業につきましては、平成31年度、令和元年度で終了しておりまして、今現在は防犯指導隊のほうで月1回だったものを2回ということでパトロール強化を図っているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 計画的な年数もありますけれども、これまで1日置きだったのが月2回ということになって、ただそれで村民に対する防犯が十分なし得るのかと。Jアラートとか緊急連絡装置ですか、そういうものも大分予算化されてついてきているわけですが、防犯に関して、果たして今後月2回の回数で、村民にとって、飯舘村、犯罪の少ない村である中で、これが継続されるのか、その辺をお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 防犯見守り隊が終わったということで、防犯指導隊の村内のパトロール、それから防犯カメラ、この事業も国の補助事業でありましていつまで続くか分かりませんがそういったものの抑止力、それからいわゆるウルトラ警察隊ということの応援によりましての巡回、その辺で多角的といいますかそういったことで防犯対策を取ってまいりたいと考えております。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 先ほどご質問のありました、総合行政システムホスティング事業、昨年度と比較して400万円の増のその理由ということですが、ただいま確認いたしまして、昨年度は年度途中の6月から3月31日、年度末までということで、10か月

間の事業だったのに対しまして、今年度は1年間丸々ということでありまして。月当たりになりますと大体1月当たり158万円程度ということで、単価自体は変わっていないんですが、期間が違うということでもあります。でありますので、新元号対応についてはまた別に、今年度元号変更ということで予算を取って対応しておりますので、その部分含む含まないということにかかわらず、期間ということでございました。

以上です。

委員（渡邊 計君） その下の防犯カメラシステム、ちょっとこれ金額的に増えた金額は13万9,000円と僅かなんですけれども、前年度も同じ17台、同じ台数ながらこの金額が僅かですが増えたのは、どういう理由から増えているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 基本的に、台数等に変更はないので、その十数万円の変更については消費税の8%から10%の分の増額ということでもあります。

委員（渡邊 計君） ということは、下のコミュニティバス運行事業も同じ台数で動いている中で80万円ほど増になっているんですが、これもやっぱり同じ消費税増分で増えているのか、ほかに理由があるのか。

健康福祉課長（細川 亨君） 去年は、村内を2台で回ったと。今まで、松川のほう1台回っておりますが、その分運行日数が増えたということでの増加でございます。

委員（渡邊 計君） これ、バスは2台運行ですよ。今年が前年より80万円増えているんだけれども、松川のほうを走っていたということなんだけれども、でも前の年より80万円増えて、松川去年は走っていないんじゃないですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 福島市内を走るよりも、飯舘村内のほうははるかに距離数が長いものですから、その分増加につながったということでございます。ちょっと、日数については確認をさせていただきます。

委員（渡邊 計君） こういうコミュニティバス、本当に、足のない特にお年寄りの村民にとっては大事な事業です。これ80万円増だからどうのこうのじゃなくて、どうして増えたのかだけ聞いただけで、これ今後も帰村する人間が、お年寄りが多くなると思われる中で、このコミュニティバスの利用はもっともっと増えてくるんじゃないかなと私的には思うんですが、これは事業的に利用者数も恐らく増えているだろうという中で、来年度予算に対してどのように反映されてくるんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） このコミュニティバスにつきましては前年度で終了しまして、本年度から生活バス運行事業として社会福祉協議会に委託している事業で組み替えたといえますか、行っております。要予約制で、村内の買物とか、あと村外の川俣町の買物ということで行っております。ですから、この事業は前年度で終了したので、生活ワゴンバス事業については、スタートしたばかりなので、変更、いろいろ、利用者の方の声を聞きながらいい事業にしていきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 管轄する課が変わってくるということで、結局動く内容は大体同じかなということで、この前佐藤八郎議員からも一般質問の中で、歯医者さんとか、買物だけじゃなくてほかの医者とかそういうものにかかることにも利用できないかということの質問があったわけなんですけれども。これ、ほとんど国庫支出金の中で動いていると思うんですが、

来年度も国庫支出金の予算の中で動くのか。あるいは、また、一般財源などから少し出して、そういう利用の幅を広げていくのか、その辺、来年度予算に対してどのようになりそうですでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 生活ワゴンバス事業、国の補助金で動いていますので、来年度も同様に申請しまして、基本的に補助対象にならない分もあるかもしれませんが、住民の声、利用者の声を聞きながら予算対応、それから国の補助該当になるように事務を進めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） その下、ちょっと飛びまして、コンビニ収納委託事業でありますけれども、31万9,000円ということですが、前年は21万6,000円ということで、これ利用件数2,492件、前年度も2,492件、同じ件数で委託料が変わってきているのは、これはどういうことでしょうか。

住民課長（山田敬行君） このコンビニ収納委託事業利用件数2,492件ということでありましたが、前日の個別説明の中で4,184件ということで誤りでしたということで申し上げました。今回のこのナンバー6につきましての補正をちょっとしていなかったということであります。ですから、昨年度の実績は4,184件ということで、実際コンビニを使って税金等を納めている方は増えているということでもあります。

委員（渡邊 計君） これ非常に便利で、私も村税とか村県民税とかコンビニで納めていて、わざわざ郵便局に行ったり村のほうに来なくても納められるということで便利だなと思っているわけですが、これはもっともっと今後増えていくんじゃないかと。全面解除、住所を飯舘村かどっかにしろと言われる形になるまでは、このシステムはどんどん増えていくんじゃないかと思えますけれども、来年度予算に関してこれは増額のような形でいくのか、その辺、来年度予算に対しての見込みをお聞かせください。

住民課長（山田敬行君） コンビニ収納につきましては、震災以降微増といえますか増えていきますので、その辺を踏まえて、間違いなく本年度よりは増えるのかなということで、来年度予算措置をしてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） じゃあ、その下、民生費の中の社会福祉総務費の中で、コミュニティ形成事業とサポートセンター運営事業、これ前年より減額決算されているわけですが、この減額になった分というのは、利用者は増えていると思うんですが、この減額になった原因というのは何なんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今、2点の事業を聞かれたわけですが、1つずつご説明していきたいと思えます。

まず、コミュニティ形成事業でございますが、これは地域お助け合い事業でございます。車のない方の送迎、草刈りそして除雪、こういうものの地域のお助け合いをしようという事業でございます。昨年は、雪があんまり降らずに除雪の作業があんまりなかったという部分が減っている原因かなと、そのように分析しております。

続きまして、サポートセンター運営事業でございます。こちらは、学校前のつながっぺでございますが、こちらは2月24日から3月6日までコロナの影響により2週間ほど休んでおります。その分の減額でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 特に、サポートセンター運営、つながっぺですか、これ利用者が大分増えているということで、今回コロナがなければ前年度よりも恐らく増額決算だったと思うわけですが、来年度また帰村者が徐々に増えている中、特に高齢者の帰村が多いという中で、このつながっぺに通う人が増えるんじゃないかと思われるわけですが、来年度の予算に関してどのような予算立てをしていくのか。そして、この利用人数、前年度よりどのくらい増えて、どんな事業内容、つながっぺの中の事業がどのような内容が変化してきて、村民に対してどのような成果が上がっているのかご説明願います。

健康福祉課長（細川 亨君） 大分長きにわたっての質問でございますが、サポートセンター、今現在は百歳体操をはじめ、健康相談そして総合相談、いろいろな相談を受けております。9人のスタッフで4人が相談に当たっていると。村内も歩きますし、サポートセンターに来ていただいた方の相談も受けているという事業を展開しております、なかなか好評であります。昨年より、おおよそではあります10%の登録人数が増えているという現状であります、引き続き県に要望してまいります、来年度も引き続きできるように頑張っていきたいと、予算獲得に頑張っていきたいなど、そのように思っております。

また、あまりに登録者が多いものですから、前回予算委員会でも高橋和幸委員から質問があったように、高齢者のサロンということで地域に6つ展開しておりますので、そちらのほうも力を入れながら、口腔教室、健康づくり教室、運動教室、そちらのほうに重点的に力を注いでいきたいと思っております。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 今、相談事業の話出てきましたけれども、相談事業というのはこれは別枠で予算組みされているんでなかったかなと思うわけですが、私には、ここにあるのはつながっぺの運営委託費ということでの費用で聞いたわけですが、ほかのところの説明もしていただいたということなのですが、本当に、場所的に今手狭じゃないのかなという思いがあるわけですが、来年度に関して今のままのあそこの場所を使うのか、また前から言われてるように特別養護老人ホームのスペースが空いているということで、そこを使えるようにするのか、来年度に関しては人員が増える、使用人数が増える中でどのような予算立て、それから場所を同じところでいくのか、新たなもっと広い場所にするのか、その辺は来年度に関してどのように見積もっておられるのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 先ほど少し触れたんですが、サポートセンターでも高齢者のサロンをやる部分についてはもうほぼ満杯でございます、なかなか難しい状況にあります。一切合財村で、つながっぺでやるという部分についてはもう限界がありますので、地域に根差しております高齢者サロン、6つの行政区でやっている高齢者サロンのほうに少しずつ移動していただきまして、そちらのほうのサービスも受けてもらうということで対処してまいりたいと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、次、26ページの真ん中辺、清掃総務費でし尿処理事業があるわけですが、これ前年決算よりも246万4,000円ほど下がっているわけですが、ここに書

いてあります処理量、し尿が611トン、それから浄化槽で424トン、これ前年も同じ数字が出ていていると思うんですが、その中でこの金額の差が出てきたのはどういうわけなんでしょう。

住民課長（山田敬行君） し尿処理事業の件であります、こちらにつきましては南相馬市のほうに委託という形になっておりまして、負担割については均等割、人口割、利用割ということでその中で歳出がこの数字ということでありまして、処理量の若干増減はあるにしても、この割合でいって1,500万円という実績になっております。

委員（渡邊 計君） これ、処理量とか汚泥の量が一緒なのに、なぜ246万4,000円ほど差が出てきているのか、その説明を伺っているんですが。

住民課長（山田敬行君） 処理量が違うのに負担が同じだということでもありますので、ちょっと調べてお答えしたいと思います。お時間いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） じゃあ、その下、診療所費でいいたてクリニック指定管理事業、これ前年度よりも400万円ほど上がっているんですが、この管理費の400万円上がった内容はどういうことで400万円上がったんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） これは、院内処方、4月から始めておりますが、その準備ということで分包機を入れたことによるものであります。

委員（渡邊 計君） あと、29ページ、中学校学力向上アドバイザー設置事業ということで、学力向上を図るということで1名を雇っているわけですが、前年よりも41万3,000円ほど下がっているわけですが、これ同じ人間か、また人が代わったために賃金差が出たのか、この辺はどうなっているんでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） 学力向上アドバイザーについては、数学の講師でございますけれども同じ方でございます。6月から、新たに雇用し直したということで、その部分の、4月5月の部分の差額と考えていただいて結構です。期間です。

委員（渡邊 計君） これ、主要な施策の成果ということでいろいろ上がってきているわけですが、この中でやっぱり来年度、箱物事業が終わったということで、この事業費いろいろ変化があると思うんですが、その中で来年度予算に関して本当であれば福祉費、老人に対して、あるいは帰村した人に対してのいろいろなサービスをどんどんしていくべきじゃないかと思われるわけですが、総合的な面で来年度予算に関してどのような形で行かれるのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 来年度予算ということでございますけれども、予算編成方針とか、今後これから詰めて、12月に策定をするということになっておりますので、現段階ではそういうことは、方針ということは示すことはできませんけれども、委員おっしゃるとおり、扶助費的な福祉的な村民に対する支援については、従来どおり力を入れていくという予算編成になるという見込みをしております。

委員（渡邊 計君） ナンバー7の説明書のほうで聞きたいと思います。

15ページ、までライフ推進事業ということで上がってきているわけですが、これが予算より決算額が376万円ほど低いということですが、これは最初の予算立てのとき、18行政区あるいは19行政区になるのか、その中でまた件数がどのくらいの件数で上がって

くるのかと、それでの予算立てだと思んですが、その辺の最初の予算立ての計画というのはどういう形だったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 地域づくり事業の補助金が総額で1,000万円ということでございますが、これは平均20行政区50万円を目安にしております。ただ、均等割、あと戸数割というのがございますので、若干出入りありますが、平均的には50万円前後の20行政区ということで積算してございます。

委員（渡邊 計君） ということは、50万円以内なら2度やっても3度やってもそういう事業をやってもいいという形なのか。それとも、回数に制限があり、それと1回に対しての上限金額が制定されているのか、その辺はどうなんでしょう。

村づくり推進課長（三瓶 真君） この地域づくり事業の補助制度についてでありますけれども、ご質問のように予算枠の中であれば同様の事業についても2度、3度実施することは可能であります。ただ、補助の上限が事業費の8割ということでございますので、あるいは補助要件等がありますから、それに準じた形であればその枠の中で何度事業をやってもいいということになっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） この地域づくり事業補助金で、この説明書の中には研修会という形で出てきているわけですが、これの使える事業は内容的にどんなものがあるのか、説明をお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、実績の面から行きますと、ここに書いてありますとおり研修会ということですので、そこに係る、例えば会場に係る会場使用料であるとか、あとはどなたか講師を呼ぶ際の講師謝礼であるとか、あとは宿泊やあるいは会食等を伴うものであれば、宿泊であればその基準額が定められておましてその額であるとかっていう、その費用に使うことができます。ただ、ここにはちょっと実績としては載っていないんですが、そのほかにもそれぞれの地域において何か地域づくりの取組をする際、さすがにお酒代とかそういうものは出ないわけではありますが、いろいろなかなり幅広い範囲で使用できる使途というのは要項上で定められているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） この、全般的に決算を見ていきますと、燃料費というものに関して大分の課で予算額の3分の1程度しか使っていないというところが多いわけではありますが、それぞれの金額によっても大分幅広いわけですが、この燃料費の幅が予算の3分の1程度しか使っていないということに関しての理由と、今後、来年度予算に関してはどのような形で変化していくのか。また、同じ3倍程度の予算を取るのか、倍程度までに抑えるのか、その辺の変化はどのように考えているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 燃料費についてでございますが、ちょっと、全庁的に全部見てはいませんが、3割くらいしか使っていないところがあるということでございますので、ただ燃料費、車の燃料あとは灯油代とか重油代とかいろいろございますが、暖冬ということで燃料費が下がったということも若干残ったのかなという感じをしております。ただ、必要以上に需用費等が予算で残るということは、あまり好ましいことではございませんので、

その積算するときにはちょっと精度の高い積算をしていただいて要求をするように庁内に周知してまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 例えば、この燃料費、29ページ、上から2升目、需用費の中に180万9,000円の予算の中で89万円、要は半分しか使っていないということもありますし、あと学校で、71ページ、スクールバスの燃料代、これが1,000万円に対して550万円ほどしか使っていない、約半分しか使っていない。それから、一番下、小学校管理費の中、灯油代ということで159万円ほどの予算を上げている中で6万6,000円しか使っていない。ただ、これ中学校のほうは前年の説明を見ますと、灯油代のほかに除雪機を動かすということで上がっていますので差額は出ていないんですが、今述べた3点に関して差額が大きいということなので、これはなぜこれほどの大きい差額が出てきたんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 29ページの燃料費でございます。コミュニティバスの運行事業でございますが、先ほど質問でお答えした分もあります、福島市内から飯舘村が変わって、2台とも飯舘村を運行するようになったという部分で、ちょっとつかめなかった部分もありまして、予算取りがちょっと甘かったかなというふうに反省しております。

2点目は、予算獲得時にやはり燃料単価がちょっと高かったと思います。昨年度は大分燃料が安くなりましたので、執行率も落ちているという2点が考えられるのかなと分析しております。

以上であります。

教育課長（佐藤正幸君） まず、71ページのスクールバスの燃料費でございますが、1つには12月の予算整理時期にも一旦整理はしたんですけれども、それ以外の部分であります、一つはスクールバスのルート、効率的なルートということで随時見直しをしております。そういった部分で削減が図れたのかなというのが一つございます。

小学校費の燃料費でございますけれども、飯樋小学校の燃料費、これ解体という計画もあったということで、春先当初に使った燃料以外、冬場についてはもう既にボイラー等を切断したということで必要がなかったということになりまして、ここについてはそっくり燃料費として予算が残ったという形になっております。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） スクールバス燃料代、ルートを変えたということでの少なくなったということですが、これによって来年度予算が縮小した予算を組んでいくのか、また同じような予算を組むのか。それと、今飯樋小学校管理用灯油代が159万円が6万6,000円しか使っていなかったということで、要は解体ということで使わなかったということですが、ほかのところこんな燃料費159万円も使っているところないんですよね、予算的にも。これは、本当に灯油代だけでこんなに使う予算を立てたのか。その辺もう一度質問します。

総務課長（高橋正文君） この不用残については、委員おっしゃるとおり、150万円に対して執行が6万円とか、これはいずれにしても不用残が若干多いということですので、3月議会に精査をしなければいけなかった案件であったなど、今考えているところでございます。いずれにしても、不用残が全て悪いということではありません。予算を落とし過ぎて執行できないという例もございますので、不用残が全て悪いということではないんです

が、3月議会にはこの余剰の予算を精査して予算の整理をしっかりと行うように、庁内に周知してまいりたいと思っております。

委員（渡邊 計君） この、飯樋小学校、この当時というのは使っていない学校ですよ。その中で管理費等の中の燃料費がこれだけの金額、その裏のページに、73ページに中学校の校舎体育館灯油代74万2,000円ほど上がっているわけですが、あれだけ大きい学校の中で使ってこの金額なのに、なぜ使用していない飯樋小学校の管理をしているだけで150万円ほどの燃料費が出てくるのか、そこがちょっと分からないわけで、そこを説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 繰り返しになりますが、これは3月に精査すべきだったということで、財政当局としても反省をしているところでございます。また、来年度の予算要求についても、このような前年度の実績を基に適正な燃料代等の要求に努めてまいりたいと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） 不用額についてちょっとお尋ねしますが、今年度不用額が7億6,000万円ほどですか、上がっているわけですが、現在140億円からの予算の中での7億円という2%ですか、その中でこの不用額というのは大体半分の金額を財政調整費につき込むことができますと、あと残りは補正予算として上げることができるということで、全然ないよりはあったほうが財政調整費も増えていくわけでありませぬけれども。そういうことになりましたと、村民のために将来のためにいいのか、それとも不用額を減らしていつて今現在村民にしなければならないことを増やしていくのか、これ卵が先か鶏が先かと同じで、どちらを優先というわけにはいかないわけですが、その辺で不用額が昔40億円程度のときと現在とではもう、予算額の3倍よりも不用額が逆に6倍くらいになっているということになりますと、金額が大きいのでつかめないということもありますが、今後方針として不用額をある程度抱えて財政調整に積めるようにするのか、不用額をもう少し抑えて現在必要な施策に力を入れていくのか、その辺は来年度予算に関してどのような傾向でしょうか。

総務課長（高橋正文君） 不用額ということで、委員おっしゃっている不用額が今回7億6,600万円で、実質収支が7億6,400万円ということで、これはイコールではありません。不用額と実質収支というのは、財政調整基金に半分積むというのは、実質収支が7億6,000万円ですからこれの半分以上を貯金するということが委員おっしゃったとおりですね。今回は、令和元年度分の精算では4億円を調整基金に積んだということであります。どのような運営方針かといいますと、不用額を意図して残して、お金を残すという意図は全然ありません。実質収支が一番大事でございますので、ここで7億6,000万円残ったということは7億6,000万円の黒字決算だということであります。一番大切なことは、実質収支も不用額も大切は大切なんです、一番は規律ある財政を維持していくということであります。ですから、なるべく一般財源を使わないで国庫財源、県費を使って、事業をやるときは行う。一般財源をなるべく充当しないということでありますので、よって規律ある財政が運営できます。また、公債費等の比率も、飯館村はずっと低くなって今6%くらいですけれども、そういうことで健全財政を維持していくということに一番重点を置いて運営をさせていただきたいと思っております。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（佐藤八郎君） 資料を頂いているものからということで、9ページの公共施設の総合管理計画策定支援業務、昨日説明で6か所ということだったので、今日資料を頂きました。

6か所というのは、学校施設の6か所の話で、その他かなりの施設があるということで紹介いただきました。これ、それぞれの施設による減価償却に見合った形でいけば、何年後にはこのくらいになって、何年後はこういうふうになって、具体的な年数、あったものにはなっているのかどうか。

総務課長（高橋正文君） 提出させていただいた資料の3ページに、公共施設等総合管理計画という資料をお出しさせていただいております。若干、昨日の私の説明が不十分だったものですからもう一回説明しますが、この公共施設等総合管理計画というのは、村にある全ての公共施設、この4ページ、5ページ、6ページあたりに載っているこのような、ほぼ大部分の施設について、今後どのような改修が必要だとか、解体が必要だとか、建て替えが必要だとか、そのような大きな計画をつくるのがこの管理計画でございます。これが、令和元年度に大きな計画としてこれをやったということでございます。昨日、6か所、個別の計画と申し上げたのは、今年度、令和2年度から6か所の公共施設の個別計画を立てていくということで申し上げました。その6か所なんです、草野小学校、白石小学校、飯館中、旧草野幼稚園、多目的集会所、森の駅まごころとこの6か所を令和2年度計画しておったんですが、飯館中学校と森の駅まごころには国庫財源を含む補助事業が入ったということでこの対象外になると、計画の対象外になるということなんです。令和2年度は、草野小、飯館小、旧草野幼稚園、多目的集会所のこの個別の計画をつくっていくということになります。ということでございます。その個別の計画というのは、現在2020年がありますけれども、2060年、ですから40年後までの個別の計画をつくる予定をしております。ただ、40年後ですから、本当に計画の計画ということになるかもしれません。例えば、役場ですと、2054年、ですから今から35年くらいですか、35年くらいしたら本当の建て替えに近い修繕が必要になるというような、その個別の計画を立てていくということでございます。事業費についても、その建て替える場合は十何億円とか、役場としてはなると思っています。ただ、全ての公共施設ですから、村全体を建て替えるということになると、膨大な額になるということになります。これは、全て建て替えたマックスの金額が計画では出てくるということになります。ただ、それはマックスでありますから、村の方針として小規模修繕でやるとか、あとは建て替えをしないで解体するとか、そのようなことについては今後また個別の建物については村で考えていかなければならないということでございます。今回お出した資料については、その前段の全体の大きな計画を、こういう個別の計画をつくっていかねばなりませんよというような計画を、令和元年度につくったということでございます。

委員（佐藤八郎君） まさに長期的な総合計画だということで、財務省の定められている減価償却費の計算の基礎となる年数という感じですけども、今の総務課長の答弁を聞いていると、個別ごとに施設によってある程度具体的にしたのか、去年は6施設について具体的にしたのか、その流れはどういうふうで、近づく何年前から具体的にしていくのか、もう40年間の具体的なものをつくってあるのか。

総務課長（高橋正文君） この個別の計画については、先ほど言った6か所が上げておったんですが、これはほぼ今村の公共施設もこの震災の復興の事業で建て替えが大分終わったものもございます。公民館であるとか、分署、学校、あとは飯樋小も今やっておりますので、ここに上がらないような案件として草野小、白石小、旧草野幼稚園、多目的集会所というのを具体的な計画をつくるということで上げております。あと、個別に全部この建物みんなやるのかということではありますが、これは物によって村として考えていかなければいけないと。こういう草小、飯樋小みたいなかなり金がかさむ物件ですね、それについては今、個別の計画を令和2年度からつくって、将来に備えていくと。かなりのお金がかかるとなると、修繕積立金なども今後考えていかなければならないということで、この4つは今年度から進めるということでございます。

委員（佐藤八郎君） 今回、避難解除されて戻って、公共施設がリフォームしたりいろいろしてそのまま使っているところも、壊して完全に別な施設造ったところ、いろいろありますけれども、それはそれで対応されて減価償却の観点で進めるということですか。

総務課長（高橋正文君） 八郎委員おっしゃるとおり、そのとおりであります。まず議会でもご心配いただいたランニングコスト、ご心配いただいておりますが、私はランニングコストというのはあんまり心配をしていないところであります。ただ、公共施設については、老朽化して建て替え、全てにおいて建て替えとか修繕となると莫大なお金がかかるということでございます。ただ、村としては震災でかなりの公共施設が全て建て替えが終わったとか修繕が終わったということがございますので、今後、お金がかかると見込まれる建物については、このような、この4つの場合は補助事業でやりますけれども、ほかの小規模な建物については村でもそういう長期的な計画をつくっていかなければならないということを考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、その実態を見の中で、いろいろな経費の予算の組み方も、県や国に頼るもの、自主財源でやるものはないのかどうか分かりませんが、その時々で対応して進めると。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでございます。幸いなことに、大きな金額がかかる建物については、今まで国庫財源で直してきたということで、今残っているのが草野小学校、白石小学校等でございます。あと、残りの比較的小規模な建物については、その都度、補助事業があるものは導入をするのは間違いございませんけれども、単独でやらなければならない建物についても村としては計画的に修繕をしていく、建て替えをしていくという方針で臨んでまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 次に、ナンバー7の18ページの、移住定住支援事業補助金で、内容と成果、そして継続の観点ではどうなんだということで、昨日資料頂きましたので。避難解除を目安に、草野の町や飯樋の町で壊さなくて残して村で買い取ってリフォームして使ったらいいかって、いろいろな村民の声もあったんですけども、それはそういうふうにして施策がなかったもので、結果としてはその後この事業ができて、それから残ったものはそういう努力はされているのかと思うんですけども。町並みを保つとか、そういう3拠点をある程度にぎわいの的にしているというのは大事なことでございまして、

れども、そういう意味では、それが反映された中で進んでいるのかどうか、まず伺います。
村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問の3拠点、草野、飯樋、白石ということだと思っております。復興計画の中でも深谷の復興拠点のほかに3拠点については復興を図っていくということでの示しがあるとおりでありまして、草野の地域におきましては深谷地区にほど近いということもありまして、今の交流センターを中心とした消防施設、警察施設、あるいは予定されている草野小学校、こういったものを活用しながら、地域の振興を図っていくということです。

白石小学校については、今、白石小学校というところでの活用が検討されているというんですか、進んでいるところでありまして、そういったある物を使いながらやっていくというようなことになるかと思っております。

飯樋につきましては、飯樋小学校、今大規模な改修等いたされておまして、防災拠点ということでありまして、これについては平常時は地域住民のコミュニティーの場としての活用というところでも図られるところでありまして、こういったところを中心にしながら地域の活性化を図っていくようになるかと思っております。

あと、補足しますが、草野につきましては今の第6次総合振興計画の案にも示されておりますような芸術文化の拠点としての面も持たせながら、そういった視点でさらなる人口呼び込みであるとか、振興が図れないかというところが進められているところでありまして、

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私、深谷なので、草野と白石のちょうど真ん中ではないんですけども、どうもこの3拠点というイメージが、震災前のそういうイメージと、今の現状からすると、何か飯樋と、旧村でいえば飯曾と大館みたいな感じなのかなって、流れ的に見てですよ、交流の場としてね。だから、深谷の今言われたようなことが村の大きな拠点とすれば、そこに白石、草野ということにはならないで、そこが1つになって、あとは飯樋のほうの部分の拠点をしっかりするという流れなのかどうか分かりませんが、そのほうが村づくりにとっては将来的にどうなのか、その辺はどういう検討をされているのでしょうか。

村長（菅野典雄君） ご心配いただきましてありがとうございます。昔といいますか、飯館村は3つの拠点、おっしゃるように草野、飯樋、白石、そこが中心になって栄えながらその周辺をまたフォローしていくと、こういう形だったわけでありまして。ご存じのように、全村避難になったことによって、がらっと変わってきてしまったということがあります。1つの拠点として、地権者のご理解をいただいて復興拠点というのができましたけれども、その一方で、そのもともとの3つのことがかなり変わってきてしまっているということでもあります。

まず、飯樋のほうは住宅も新しくなりましたし、飯樋小学校を残してこれからいろいろやれる可能性もありますから、かなり人家はなくなったとしても幾らかなりとも拠点になるのではないかなと思っております。ただ、昔のようにお店屋さんとかいろいろなものがなくなってしまいましたから、その分交通の便のよさでいろいろ多様な考え方をさせていただくしかないのではないかと思っております。

白石は、今のところ白石小学校中心ということでありまして、それだけでそう簡単では

ないと思いますが、白石はいわゆる大きな道路の交差点がありますから、そう寂れることもなくという言い方はちょっと誤解あるかもしれませんが、いろいろな努力で行くのではないかなという気がします。

一番村としては心配なのは草野であります。今度、バイパスもできますから、そういう意味からすると全く町の中は昔のとはがらっと変わってきているということでもありますので、幸いに住宅それから草野小学校のところはまだ大谷地住宅それから大師堂住宅がありますから、その辺との絡みでどういうふうに町の中を活性化していくかというのは、一番の課題になるのではないかなという気はします。

なかなか今のところ、そういう案があるわけではありませんけれども、やっぱり本来の草野ですから、昔のように人家がいっぱい並んでということの発想から変えた形で、草野の拠点をつくっていくという考え方がこれから必要ではないかなという気がします。一方で、深谷に新しい拠点ができましたけれども、そことてみんなの努力によって、あるいは多くの人たちのお手伝いをいただきながら、新しい拠点をさらに中身を濃いものにしていくということになるのではないかなと、このように考えているところであります。

委員（佐藤八郎君） 草野の周りの部落から見ると、今度県道が、裏も直る、裏表どっちか分からないですけれども、国見線のほうも直る、こっちの表というか菊池製作所の後ろのほうも直るということで、町の中だけそのまま残るといって、非常に家並みがないということで、町は終わったかのような気持ちの人がおられるので、今、村長が言われるように、せっかくあそこに復興住宅というか住宅も設けて、道路もバイパスが通るんですけれども、町なか整備というのをどういうふうにするかというのを、商工会なんかも含めて、元は草野の商店会っていろいろなイベントなんか多彩にやられて、結構頑張っていたように思っていますけれども、企画のほうではそういう部分ではどういうふうを考えておられるのか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 今ほどのやり取りの中にもありましたように、確かに草野の地区につきましては、解体が進んだ町並みも見て取れますし、新しい道路が開通することによっての一層のといいますか、そういうところが心配になるところであります。今、委員からありましたような取組、過去にそういうことがあったということでもあります。すぐに、今、そこに住んでいる方といいますか、そういう方のこともありますので、今すぐ元のようににぎやかにということはなかなか難しいのかなというのは、正直考えているところでありますけれども、いずれにしても、基本的なお話でありますけれども、飯館村、草野、飯樋、白石という大きな3つの拠点ということでありますので、そのあたりのところは今後の活性化の中の議論の要点から漏らすことなく考えていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次、ナンバー7の24ページ、河川、沼の水質状況ありますけれども、水質の汚染状況の取り方と結果ということで資料を出していただきましたけれども、この資料を見る限りは、採取日と測定日がありまして、というふうにそれぞれなっておりますけれども、この期間内で何度かやったということなのか、年に1度だけということなのか、

どういうことでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 河川、沼等の水質検査のご質問であります。追加資料ですと13、14ページということでありまして、この13ページ左側が河川8か所、それから右側の表、これは検査結果見ますと2回行っております。それぞれの場所で2回。それから、裏面が沼のところ4か所ということで、これについては1回の検査日ということでの中身になっております。ですから、場所を決めまして、そこでの検査項目、対象項目をそれぞれ実施したという内容であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 13ページの右側と左側ということで、これは、放射線が1回で、その他大腸菌はじめの部分が2回という見方なんでしょうけれども、これは河川の底土なのか、水ということでの検査なのか、内容的には、透明な水なのか濁った水なのか、分かりませんが、何でしょうか。沼もそうでしょうか、沼はあれかな、14ページは沼って言ったんですよね。例えば、台風の後1週間くらいに取ったものと、何でもないときのを取ったものと、いろいろやっているんじゃないかと、この日にちが7月26日となっていますから、そのときの天気状況は分かりませんが、実態としてどんなことでどんなものを検査されて、こういう結果なんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 13ページでいきますと、左側は河川の放射能濃度ということでありまして、水質検査でありますので、底土というよりは水を採取して分析するという中身と捉えております。この項目自体が、生活環境、項目、環境基準ということでありまして、その月だけで数値がちょっと上がっている場合も、季節等でも変わるということでもありますので、河川については年2回検査を行っているという中身であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 多分、放射性物質が放散されてから10年目に入っているもので、測定の仕方、どんなとき、どういうふうに検体を取って、どういうふうに検査すれば高くなる、低くなるというのは、役場の職員の方は関わった方々は分かるんじゃないかと思うんですけども、私ら村民素人でも分かりますので。そうすると、高くなるような予想の採取をすると高く出るしというふうになるんですけども、その辺はどういうふうに私ら理解して、川や沼が安心・安全なんだって思ったらいいか。そういうものは、どういう捉え方が正しいのか。

住民課長（山田敬行君） この数字が高いということで、必ずしも人体にすぐに影響ある数字ではないということで業者から聞いております。一時的に、季節等によって上がったたり下がったりするというのがあると聞いておりまして、この数字がかなり高いまま推移して、年度を経過しても高いと、そういった場合はかなり悪影響というわけではないですが、あるかもしれませんが、今のこの数字的には、これをもって人体に影響があるというのは言えないということを業者から聞いております。

委員（佐藤八郎君） 次、隣の25ページに、クリアセンターの処理水水質検査あるので、その資料も頂きましたけれども、これは採取場所は、定期的に同じ場所で繰り返しやられた結果だということでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 追加資料の15ページ以下であります。15ページにつきましては、左真ん中あたりにクリアセンターの下流というのが15、16ページ、17ページについては放流水ということで3ページが載っております。同じ場所と申しますか、同じ場所で毎年行っております、基本的には結果はご覧のとおりで、検出せずとか基準値未満という形になっております。

委員（佐藤八郎君） 同じく、ナンバー7の25ページの、蕨平の可燃ごみ処分、280トンということでありますけれども、これ内容と実績ということで、資料は20ページで、頂きました。これは、全部可燃ごみと申しますか、種類別にはないのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） こちらも、追加資料20ページ、21ページにありますが、基本的に蕨平に持っていったごみというのは、21ページ、クリアセンターでこれは収集をした分類であります、一番上のいわゆる可燃ごみを蕨平に持っていったら、それ以外の不燃は埋立て等、それから資源、リサイクル関係は業者のほうに、下のとこですね、缶、瓶、プラスチック、ペットボトル等は業者に集めていただいている。ですから、蕨平仮設焼却炉に持っていったのは、焼却する可燃ごみというものでありまして、クリアセンターで集めた数量が、21ページを見ますと一番上の焼却処理236トンほどとなっておって、蕨平に持っていった分、20ページの分、245トンと若干ずれがあります。これは、直接村で集めたごみじゃなくて、各地区の草刈りのごみとかというものが加わって若干数字のずれはありますが、基本的には燃えるごみを蕨平に持っていったらという中身であります。

委員（佐藤八郎君） 福島市とか二本松市とかいろいろところで、当初、可燃ごみも何も放射能汚染物という扱いでやられていまして。飯舘村は、もう避難解除になったから全然問題ないということで、普通のようなごみの扱いされているということで、この搬入されているものは何ら問題ないという、計測はされているのかどうか分かりませんが、牧草とか草についても、今もって厳しいところは厳しいわけよね、市町村によって。だから、そういう点ではどういう考え方なのか伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） 可燃ごみにつきましても、将来的にというか、南相馬市のほうの委託も考えております。ですから、その中でもごみの放射線量、測ってくれという指示というか依頼がありまして、月1回程度計測しております。基本的には、家庭ごみということでもありますので、放射線量は出ない、NDという数値になっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 資料、後で見るとして、総括質問、ちょっとやりたいと思います。

農業施設などの被害について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金ということで、被災農業者支援型に該当された内容と成果を伺っておければ、これ、県と協議してどういふものがどういふのに該当してくるかかって協議するという答弁が、去年の中であつたので、それがどういふふうにご協議されたり、内容になって、成果に上がったのか伺っておきます。

産業振興課長（村山宏行君） 強い農業でということでの事業であります、令和元年度に使用した部分でございますと、担い手づくり総合支援事業の中のメニューであります。具体的に申しますと、台風19号、そちらで被災した農家の2件を支援をしたということにな

ってございます。資料ナンバー7でいいますと、44ページ、こちら中段にあります担い手づくり総合支援事業、この中の1メニューということで、そういったことでありますので、令和元年度の実績としましては19号災の災害の復旧というところでございます。

委員(佐藤八郎君) あのときの2件ということで、それ以外は県と協議しているところだと、それ以後の県との協議では、何も該当するものがなかったということなんですか。

産業振興課長(村山宏行君) 令和2年度に繰り越しているということで、繰越分が施設で2件、それから機械が1件ということ、そういったことで今年度、遅くはなっておりますが対応しているというところでございます。

委員(佐藤八郎君) じゃあ、被害を受けた方々の、被害に該当するしないという部分があるとき2件で、その後県と協議されてもっと緩和されるのか、支援される方が増えるのか、農業支援になっていくのかという部分では、どんな、何回協議されて、その後全然増えなかったんですか。

産業振興課長(村山宏行君) 19号災の被災された部分の復旧ということでありまして、こちらで計上しておりますのは施設それから機械、そういったことになってございます。大きく大雨によって崩れた分、農地のほうの災害であるとかそちらについては農地災のほうの復旧、また軽微なものについては多面的の中でという形で、そのような形でそれぞれフォローしていくということで対策を講じているということでありまして。

委員(佐藤八郎君) 大きな施設、機械の災害がないところは、何ら県との協議にはならなかったと理解していいということでしょうか、それはそれで。

続きまして、地域防災計画の見直しのスケジュールを検討するんだということでありまして、たしか今年度に作成が終わるのかな、昨年の中でどんな検討をされて、この計画に生かされていくのか、今のところでの答弁できるところ、お願いをしたい。

総務課長(高橋正文君) 地域防災計画についてでございますが、昨年は今ほどご質問にもありましたとおり台風19号で飯舘村においてもかなり被害があったと、人的被害も1名出たということございまして、今年度については地域防災計画を現在策定中でございます。あわせて、浸水区域とか、崖地なんかも明記したハザードマップも一緒に策定する予定としております。そのスケジュールでございますが、現在、本編のたたき台をつくっている段階でございます。今までは消防の情報であったり、村の建設課の情報なんかを集積して、そのたたき台を精査しているところでございます。今月の末から行政区ヒアリング、行政区のワークショップを実施しまして、その20行政区の危険箇所、浸水箇所等を図面に落とし込んでハザードマップに生かしていくというような作業を予定しております。その後、それをたたき台とマッチングさせまして、合わせた計画を策定して、今年度末には住民の皆様と議会の皆様にもお示しできるように進めていくというスケジュールになっております。

委員(佐藤八郎君) 今月からヒアリングというのは、広報かお知らせ版で村民にお知らせになって、ちょっと私見なかったんですけども、なっているんでしょうか。

総務課長(高橋正文君) ワークショップの対象、出席者の対象といたしましては、行政区の役員さん、あとは行政区の消防関係者、具体的には消防団とかですね、あとはその行政区

で地区に精通している方は行政区のほうで連れてきていただくよということ、個別に行政区長宛てに通知をしております。そのヒアリングの対象については、一般の村民の方は現在のところ予定してございません。

委員（佐藤八郎君） 村でも実態が分かるように、まだまだ帰村している方、避難地に住んでいる方ばらばらなので、それでも役員とか消防団は地域全体を見て把握しているので分かるということ、そういうふうにしようとしているんでしょうけれども、なかなか個々の問題で、いろいろ言っても、見れなかったり該当しなかったり、いろいろ今まであったというもの聞いているので、その辺は丁寧に、部落の役員さんとか消防団大変でしょうが、村が何らかの形で、そういう声を吸い上げることをしたほうがもっときちんとなるのかなと思うんですけれども、役員、消防団の方が苦勞して、いろいろな山道からいろいろな含めて、公的財産なり個人財産なり、そういう全体の地域を把握しているのかとも思いますけれども、なかなか現状把握というのは大変じゃないかなと思うんですけれども、そういう点での工夫はされるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） その参集範囲については、既に事前に通知をして、行政区内の調査をして、そのワークショップに臨んでいただくようお願いはしているところでございます。また、村でも、建設課のほうで過去の災害等からかなりの危険箇所のデータは集積しているところでございます。ただ、委員おっしゃるとおり、その住民の方個別の案件、その方しか知り得ない危険箇所というのものもある可能性もございますので、今後そのたたき台ができましたらホームページ等にアップして、そのような方々のご意見も集められるような努力をしてまいりたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 台風後の、土壌放射線調査は村としてはしないんだという、私、答弁いただいってずっと思っているんですけれども、この耕作地の土砂流入や濁り水の侵入があればやるんだと、それが放射性物質吸収抑制対策として指導を行っているという答弁をもらったので、この指導を行った内容というか成果はどういうことであるのか伺っておきます。

産業振興課長（村山宏行君） 災害発生時の放射性物質を含んだ土砂の流入ということでありまして、昨年度もご質問いただきまして、村としてもそういった場所も危険ということで計測を実際に行っておりました。しかしながら、放射性物質の上昇とか変更は見られなかったというところでございます。先ほど、質問にもありましたように、村としましては吸収抑制対策、そこの圃場で作る作物がどういったものなのか、そういったところを十分勘案をして、そこで必要なカリ製品であるとか吸収抑制対策を十分に取っていくというところで対応できると考えております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時46分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開前にお知らせします。本日の終了時間は、事情によりまして午後4時とさせていただきます。ご承知おき願います。

それでは再開いたします。

(午後 1時10分)

委員(佐藤一郎君) 私から何点か質問させていただきます。

まず、資料ナンバー6になります、大きい資料ですね。自主財源についてであります。ここに記載されている自主財源ありますが、35億9,787万6,000円、そして歳入全体の25%、そして前年度に比べ32億何千万円となっています。そして、マイナス47%の減となっております。これについて、昨年よりも自主財源が減ったということになっておりますが、これについてなぜ減ったのか、具体的に伺いたいと思います。

総務課長(高橋正文君) 自主財源の割合ということでございます。昨年は、68億円で約40%、今年は35億9,000万円で25%ということでございます。これがなぜ減ったかと申し上げますと、収入、この下のほうの繰入金というところを見ていただきますと、今年が20億円で約14%、昨年は35億円ということで20%となっております。ここで約15億円違ってまいります。これは、具体的に申し上げますと、帰還環境整備事業、先ほど基金に積み立てる事業がございましたが、国庫財源を基金に積み立てて事業実施のときに繰り入れるというものでございます。昨年については、ここがハード事業をいろいろやっておりましたので、ハード事業、ソフト事業、農業振興事業をやっておりましたので、非常にこの基金からの繰入金が多かったということでございます。総額で40%ほど自主財源を占めておりましたが、この前の年、前のほう、平成29年度、平成28年度、平成27年度を見ていただきますと、大体25%から30%が自主財源の率になっております。昨年は、その今言ったような状況で繰入金が多かったということで40%になっていると。ただ、それは実際は国庫財源を預かっていたお金を繰り入れておりますから、自主財源にカウントにはなっておりますが、実際は国庫財源を繰り入れたということで、昨年は4割になったと。ただ、飯舘村については経年の経過を見ますと、大体自主財源というのは25%から30%弱くらいが飯舘村の率だということでございます。昨年は、ちょっと繰入金の関係で40%になったということでございます。

委員(佐藤一郎君) 分かりました。また、税収のほうで5億円でしたかありました。年々増加はしているということで、またこの所得を上げるために、税収を上げるために、今後の対策などはまたあるのか。それについても伺います。

総務課長(高橋正文君) 税収の、所得を上げるためということでございますが、税収についてはここにございますとおり5億8,000万円ということで、ほぼ震災前並みの村税のレベルに戻ってきたということでございます。これは、原因を若干申し上げますと、いろいろな事業、復興関連事業等で償却資産、機械類とかですね、事業所の資産ということで、償却資産がかなり震災前より増えているということで5億8,000万円ほどになったと。ただ、民税については、2億8,000万円ということで、あまり伸びていないということでございます。

所得向上策についてということでございますが、これはなかなか難しい問題でございまして、震災前から飯舘村あまり所得の高い村でなかったというのもございます。また、このような帰還の状況を見ますと、なかなか一気に所得を上げるということは難しい問題であるということには変わりございません。ただ、今後もしいわゆる第2期復興・創生期間もございしますので、そのような財源を活用しながら、農業関係、あとは商工業関係で所得向

上に村として重要な事項ということで取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。

続きまして、資料ナンバー7になります、8ページの9款1項6目、飯舘村復興震災記録交流施設実施設計業務ということで予算が取られて決算となっておりますが、この施設について、ただこの交流施設だけで終わるのか、そして研修とかあとはまたほかから泊まりたいとかそういった場合に利用できるのか、その対策とかそういうことについて伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 飯舘村復興震災記録交流施設についてであります。これはこういう名称は、先ほどから申し上げましたように復興拠点整備の事業を取り入るということで、飯舘小学校のリフォームをこのような事業で取り組んでおります。これは、事業の趣旨からいいますと、復興拠点ということですので、有事の際の住民の皆さんの避難所等で使うと。有事以外のときには、今委員がおっしゃったように、村の方に利用していただく、飯舘地区の住民の方のコミュニティ的な利用もしていただくと。また、今あったように、宿泊についてもできるように、今後運用の中で考えて、村づくりをしていきたいと。一般質問にもございましたが、スポーツ施設等とも関連づけて、交流ができるような施設として活用していくと。また、有事の際には防災拠点として村民の安全・安心にも努めてまいり施設にしていきたいと考えております。

委員（佐藤一郎君） 今、答弁いただきました。それで安心しました。それは、災害の際の避難所なりそういうのにも使いながら、いろいろな多目的に運用できるということなので、今後期待していきたいと思います。

続きまして、同じ資料の12ページになります。

2款1項6目の中に、復興までい寄附金事務手数料、寄附の10%及びポイント付与となっておりますが、この事業についての成果なり課題をお聞きしたいと思います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問の企画費のいわゆるふるさと納税に関するご質問であります。復興までい寄附金という名前になっておりますが、これは実質ふるさと納税ということでやっているものでございます。震災後、飯舘村特産品が壊滅的な打撃を受ける中で、ふるさと納税をどういうふうにやっていくかということがありました。ところが、さるご紹介によりまして、カタログ形式といいますかかなり広い返礼品を用意しながらこのふるさと納税ができるということをご紹介いただきまして、そちらのほうに取り組んできたところでございます。最初は、かなり返礼品の数も多く、また震災から立ち上がる地方自治体を応援しようという方の気持ちもあって、数億円を超えるふるさと納税があったわけですが、途中から国からその加熱し過ぎたふるさと納税の制度に対してちょっと見直しといいますか指導が入りまして、それぞれ自分の村の、あるいは自分の自治体の特産品しか返礼品にしてはならないという指導があって、それも被災地ということで、震災前にあった物と同じ品目であればそのラインアップに加えてもいいというようなある程度の緩和措置をもって、現在ふるさと納税制度を村も行っているところでございます。

ここにあります決算で、課題や問題ということでありますが、一つはそういうわけで当

初始まったときからするとかなり返礼品の数は少なくなっている現状がございます。現在、村内の特産品等を含めて、合計で大体35品目余り、うち村の純全たる特産品というものは6品目にとどまっているという状況がございます。この中には、旧草野幼稚園で操業しております刃物工場の刃物であったり、昔から飯舘村にあるお酒類であったり、そういった物が含まれるわけではありますが、やはり一つには、こういった特産品の数を増やして、魅力的な返礼品を用意していくということが必要であるかと思っております。一方で、ここで大体返礼品40%と手数料10%ということで、システム上かかってくる費用が10%あるわけがございますけれども、この部分につきましては、なかなかふるさと納税を自分のところだけで全てやるということになりますと、その返礼品の取りまとめであるとか発送その他、係る負担が大きくなるというところがありますので、これは出るのもやむを得ないというか、むしろ利用したほうがいいのかなどは思っております。そういったところが、現在こちらのほうの課題として捉えているところでもあります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。村内の返礼品が不足しているというお話、課長から伺いましたが、今、飯舘村で1件肥育をやっている方がおられます。それで、たまたま和牛の肥育なので肉の結果を教えられて見ることができました。その中で、昔の飯舘牛同等の肉が食肉市場に出されていると。おわた結果がよかったということでもありますので、ぜひ季節限定とか期間限定でして、飯舘牛のブランドはちょっと今ありませんけれども、飯舘村で育った牛の肉ということで返礼品に使っていただければなと感じていますし、若い畜産農家の方もそういうふうにおっしゃっていますので、ぜひ季節限定でもいいですから取り入れていただきたいなとも思っているところです。

続きまして、33ページ、4款4項1目の放射線低減のためのアスファルト工事ということで、実績が数字が出ておりますが、これについてその場所、いいたてクリニックの駐車場ではありますが、その後線量は下がったのかどうか。これについてはやっぱり学校も脇にありますので、生徒がたまには通るのではないかなということで、伺っておきたいと思えます。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいまの質問の場所は元の薬局の南側にあります砂利で覆われた駐車場でございます。その場所の舗装工事を昨年度実施したわけですが、舗装前は0.18でございました。舗装後が0.15ということで低減しております。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） 少しは成果が出て、前よりは全然よくなったのかなと思います。先ほど、渡邊委員でしたか、佐藤八郎委員でしたかの質問でもありましたが、多少季節によって線量も変わります。牛舎も定期的に線量を測りに、東電さんと農林事務所のほうで来ますけれども、やっぱり季節によってちょっと差は出るようです。多少なりとも低減されたんだということで、そこ、義務教育学校の生徒さんもたまには歩くのではないかとということで、ちょっと気になったものですからお聞きしました。

続きまして、56ページ、4款3項1目の簡易水道事業ということで、この中には大倉の水源地の井戸掘りも入っているのではないかとということで、大倉の水源地の簡易水道の井戸

はどのように最終的になったのか伺います。

建設課長（高橋祐一君） 大倉浄水場に昨年度掘削しました井戸の件であります、井戸は50メートルほど掘り下げまして、良質の水が出ることを確認できました。1分間に大体120リットルですので、かなりの水の量が出てきているというところで、試験的な掘削でありましたけれども、その水を今度活用するために、現在、加速化交付金で行われています放射線対策の事業の中でその水を今度活用する方向でいろいろな機種の検討をしているというところで、今の水量からすればほとんど井戸で間に合うという状況にはなりますが、その辺を含めてこれから検討していきたいなと思っています。

委員（佐藤一郎君） 課長から、毎分120リットル、簡易水道大倉地区間に合うくらいの水量が湧いて出るというか、そういう感じの井戸だったのでまず安心しました。また、その水をうまく利用して、沢水は本当に春になりますと枯れたりしますので、できればその水を利用して、地区住民が安心できればいいのかなと思うところで、今後その水を生かせるようご期待申し上げます。

続きまして、64ページになります。

6款1項5目の営農再開支援水利施設等保全事業ということですが、今、大倉地区もまさにその事業が行われて、側溝なり排水なり、給水排水ですか、水田の、その工事が行われておりますが、これの課題と今後の計画について伺っておきたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 営農再開水利施設等保全事業の部分ですが、この事業の中にはいろいろな工種がございます、その中の農業用排水路保全事業工事という中で、農業の用排水路の土砂上げ、草刈り等をやっている部分かなと思います。基本的には、除染ではないので、その場の草刈りをして、土砂については近くの農地、土手に上げるという方向で今進んでおまして、ただ、あまりにも堆積している土砂に関しましてはそこに放置することができないということで、それらの運搬は今後検討しなくちゃいけない部分などが出てきているというところであります。草刈りについてもそれを集積するということもできないので、その後の管理として地元のほうでやはり今後対応してもらおうというのがこれからの大きな望みと課題かなと思っています。あと、進め方としましては、基本的にはこの営農再開水利施設等保全事業に関しては、元の形に戻す、震災前の形に戻すということですので、草刈りとか土砂上げという形になっています。その後、営農計画に基づいて基盤整備事業を取り入れていくというところでありますので、その辺については地元の調整、あとは必要な箇所の選定という部分で調整をしていくということになるかと思っています。その際、やはり今、村内全域で行っていますので、地元の協力なしではできないということで、各行政区によっては工事の代表を出していただいて、その人と協議をしながら進めていくという体制を取っていますので、ぜひ行政区の中で代表者等と打合せをしながら進めていきたいと思っています。

委員（佐藤一郎君） 今、現在大倉地区でその事業が行われておりますが、大変きれいに側溝をはらっていただいて、地区の住民も本当に喜んでるところです。今、課長がおっしゃられましたように、後の地区での管理が一番大切になってくるのかなと思うところです。

また、もう一つ、建設課長に伺います。

60ページになります、この中で、8款2項2目ですが、これ道路維持補修ということになっていますが、大倉で昨年の台風ですね、その中で小滝橋も含め大倉小滝線、佐須までの道路について、当初、昨年ですと3年かかるということでしたが、今事業が進んでおりまして、災害の事業、河川なり、少しずつ事業が行われております。そういう中で、もう一度、橋を含め大体何年くらいで小滝佐須線が通れるようになるのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

建設課長（高橋祐一君） 今のご質問の中では、小滝橋の部分と災害復旧の部分の2か所かなと思います。まず小滝橋に関しましては、橋梁点検等で点検をしております。そこである程度危険な橋だということで、今回詳細設計をしてそれを改良するか、それを復旧するかという状況になっております。それに関しても多大な金額はかかると。ただ、それは国の交付金の対象となって実施できるんですが、国の割当ての関係ですぐにできるかどうかという問題がまず一つあります。それだと、そもそも狭い部分で、そのまま橋を直すべきなのかという検討も必要なのかなと思っております。あそこは、未改良区間ですので、その辺を含めてこれから検討していかなくちゃいけないかなと思っております。

あと、もう一つは大倉から小滝に抜ける道路ですね、大きく崩落した部分であります。そこにつきましては現在またいろいろ地質調査もやり、測量設計等も今やっているところでございます。かなり大きな災害になりまして、橋を架けるということで今設計を組んでおります。大体、7億円くらいの事業費になるということで、査定は受けておりますが、詳細の部分で変更が出てきますので、新たにそれを国の再査定というか、承認を得て、その後工事の発注をしていきたいというところで、今年度本来であれば発注はしたかったわけですが、今の状況からすると来年度にまたがってしまうのかなと思っております。基本的には、災害復旧事業については3年間という期間が定められておりますので、その期間で復旧していきたいなと思っております。3年間というのは、国から補助金をもらって3年間という形になります。

委員（佐藤一郎君） 地区住民としては、まず福島に行くのには大変便利な道路でして、また村長が在任期間何とか大倉佐須線を開通、震災の原発事故に遭いながらも最後には開通していただいた、本当に立派な道路だと思っておりますし、景色も最高の景色だと思っております。ぜひとも、地区住民のためにもぜひできるだけ早く、3年と申しましたができるだけ早く開通できるようお願いをします。

続きまして、73ページになります。

ちょっと、ページ数関係なく、この中では、当時、義務教育学校設立に当たってのいろいろなプログラムやら、皆さんその事業、開校するためのいろいろなプロジェクトなりなされたと思います。そういう中で、現在義務教育学校が開校しましてその課題なり、あとコロナ対策などについて伺っておきたいと思っております。総務文教常任委員会で、所管調査をもうしましたが、ここで改めて伺っておきたいと思っております。

教育長（遠藤 哲君） 義務教育学校についての課題ということについてですが、課題という前に、おかげさまで順調に教育活動が行われておりまして、当初にお話をしていました義務教育学校になったことのメリット、例えば後期課程の教員が前期課程に行って英語を教

える等々、そういったメリットを十分に生かして、特色ある教育が展開されていると思っております。課題と申しますか、これは今年度1年やってみないと分からないところですが、やはり、まだ結果は出ておりませんが、当然学力向上という部分、それから学校の課題と申しますか当然児童生徒数の確保と、こういったことが課題に残るとは思うんですが、今年度1年、学校をきちんと運営しまして、また課題を洗い出して、次年度に生かしたいと思っております。

コロナについてですが、これについても村のご指導もあり、また学校の教職員の努力もあり、今のところ感染も児童生徒教職員ともにありません。よく言われておりますソーシャルディスタンスとか、それから消毒、換気の徹底、うがい、マスク等、こういったものを万全を期してやっているわけですが、この前にお話ししましたスクールバス、やはりスクールバスが非常に当初、一番課題となったわけですが、これは村の学校の生命線でもありますので、村のほうでもご協力いただいて、スクールバスを多く運行させることで、1人1シート、隣同士にならないように、そういった工夫がされまして、スクールバスの問題も解決しております。課題というわけではありませんが、今後とも十分にコロナ対策を徹底していきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 今、教育長からメリットなり課題、そしてコロナ対策ということで答弁いただきました。今後、やっぱり、よく昔は村づくりは人づくり、そして学校においてもやっぱり同じだと思うんですね。教育が一番大事なのだと思身も思っているところですので、ぜひ、飯舘村からいい人材が卒業できるように、今後そのメリットを有効にさせていただき、また義務教育学校の、まだまだ1年ですので、今後やっぱりそのメリットが幅広くなってくるのではないかなと思いますし、今後それをうまくあれして、ぜひ立派な義務教育学校にしてほしいと、伝統ある義務教育学校にしてほしいと思います。また、コロナ対策では、十分な対策を施しているということでありますので、今後ともよろしく願いまして、私の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（高橋和幸君） 午後になりましたのでこんにちは。

委員長から簡潔にというご指導がありましたけれども、私から何点か質問したい点がありますので、お付き合いいただければと思います。

主に、資料ナンバー7を使いまして聞かせていただきたいと思います。

まず初めに、資料の7の5ページ、2款1項1目役場庁舎補修工事でありますけれども、1億1,000万円ほどですか、経費が計上されておりますけれども、議会からも何度も要請していた空調設備、これも加えていただいて、また外壁や水回りなどもやったということで、全国的な一例を挙げますと、大体建物とか橋梁なんていうものは20年、30年ほどで耐震、また改修改善が図られていると思うんですけれども、飯舘村役場もそれに漏れず、今回そういう時期に当たったと思うんですけれども、今回のこの補修、予算計上して出来上がったわけですけれども、残りの耐用年数というものをあとどれくらい、建て替えの時期などもし役場でどのように検査されているのか、分かるのであればお聞きしたいんですけれど

も。

総務課長（高橋正文君） 役場庁舎の改修の件でございますが、1億800万円ほどかけて、委員おっしゃったとおり議場の空調、あとは外壁の修繕、塗装ですね、あとは水回り等を実施したところでございます。役場の耐用年数ということでございますが、鉄筋コンクリートですから60年ほど、50年から60年というスパンでの耐用年数になるかと思えます。これ、平成6年竣工ですので、昨年、令和元年度で25年、ほぼ中規模の修繕が終わったと。当面の間は、外壁のシーリングなんかも打ち換えておりますので、当面の間はこの修繕で間に合うという考えをしております。

ただ、これから、あと40年、35年とか経過すると、その耐用年数も迫ってまいりますので、建て替えにするのか大規模修繕にするのかというのは、先ほど八郎委員にも申し上げましたが、公共施設個別施設計画、これは今回、今年度役場庁舎は入ってございませんが、当面は修繕の必要はないと思えますけれども、近い将来役場の修繕計画についても庁内で定めて、何年後に何をするというの計画は練っていかなければいけないと思えます。

委員（高橋和幸君） これだけの建物ですから、改修改善となればそのたびに大規模な金額がかかると思うんですけれども、今後その年数がたった場合、改修するのか建て替えるのか、この場所を残しつつ、一部を解体しながら建て替えていくのか分かりませんが、そのときが来たのであれば適正に予算執行されることを、これに関しては願います。

続きまして、同じ資料の7ページ、小型ポンプ付積載車4台購入ということなんですけれども、これに関しましては、非常時のために常に保管というか常備、設備をしておかなくてはいけないというのは分かるんですけれども、1年間全く使わなかったとか、維持だけにかかってしまったというのでは、それでは意味がないというか非常にもったいないと思うんですよ。なので、これまでの稼働実績とか費用対効果、何か分かるものがありましたらお聞かせ願えればと思います。

総務課長（高橋正文君） 積載車の稼働状況ということでございますが、火災があった場合はもちろん出動するということでは稼働するということでございますが、火災がない場合は、年間、出初式のとき、検閲、春、秋と、各行政区の消防団三、四回の出動ということになります。その出動する場合には、消防団の皆さんには支障がないように日頃の整備もお願いしているところでございます。ただ、今おっしゃったとおり、あまり消防車稼働していないということは事実でございます。これ、稼働しないのにこしたことはないんですけれども、その整備につきましては消防分署の指導、あとは役場の消防担当からも各消防団にお願いをしているところでございます。費用対効果ということでございますが、これは有事のために備えて各行政区に1台ずつ配備するということが絶対必要なことだと思われまします。経費がかかるから要らないだろうということにはならないと考えているところでございます。ただ、できるだけ経費節減のために、経費節減の一番は日頃の整備状況がいいというのが故障が起きないということだと思えますので、その辺も併せてまた行政区の消防団にお願いをしてみたいと思えます。

委員（高橋和幸君） ご答弁いただきました。私のほうでも20行政区で全て、例えば1台、2台常備しているのかどうかはちょっと存じないんですけれども、あまり稼働がないようで

あれば何行政区かに分けてとか、そういうのも将来的には考えていかざるを得ないのかなと思いますし、今ほどご答弁にあったように無意味、無駄になってしまつては意味がございませんので、的確な運用をされていきますことをお願いいたします。

続きまして、同じ資料の14ページ、2款1項6目復興拠点整備に要する経費とあるんですけれども、復興拠点等設計工事管理助言とあるんですけれども、これ何を聞いて、どんな効果が得られたのかお聞きしたいんですけれども。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問の復興拠点等設計工事管理助言ということについてでございます。こちらは、年間を通じまして株式会社佐川旭建築研究所と委託契約を結んでいる事業になります。基本的には、ここにあります復興拠点整備というものは、当初は深谷の復興拠点だったわけでありましてけれども、現在はそのほかにもセンター地区の土取り場なども入っておりますし、あとこちらの代表の佐川氏は村づくりアドバイザーということでもありますので、復興拠点だけではなくて実は各方面でいろいろと指導助言をいただいているところでございます。

それで、活動の実績でありますけれども、通年を通じまして、まず一つには飯舘村の中でのそういう拠点整備に係る様々な会議、工事の工程管理であったり、あるいは仕様の調整や変更、そういったものに関する会議等にも出席をしていただいて、建築家の資格を持っているものですから、そちらのほうからの指導助言をいただいたり、このほかにも活動実績を確認いたしますと、道の駅までい館における定例会、こういったところへの出席であったり、さらには昨年度は義務教育学校、こちらの設置も行つたわけでありましてけれども、そこに関しても来ていただいていろいろなお話をしてもらっています。さらには、第6次総合振興計画においてもその策定に深く関わっていただきながら、視察研修先への同行はじめ、いろいろな計画についてのアドバイス、助言等をしていただきながら、中心的にはこの深谷地区の復興拠点、広場の整備が昨年あったわけでありましてけれども、そこに関して、あるいは建物どきどきに関する専門的なご意見や、助言をいただいたというものでございます。

以上です。

委員（高橋和幸君） ご答弁には、助言やアドバイスをいただいたという、耳で聞いたということばかりなんですけれども、これ1回で済まされるべきことなのか、今後も続けなければいけないことなのか、現実的に一体何に活かされて、何を得たんですか。具体的にお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 例えば、建物を1つ造ると言った場合に、デザインとかそういうものを考えると思うんですけれども、それがどんな技術を使えばその建物をこういった構造が可能になるのかとか、あるいは建物を造る際のいろいろな規制とか、そういったものを解決するためにはどういうところに気をつけないといけないとか、そういうものについて指導助言をいただきながら、いわゆる計画上、制度上漏れのないように、あるいは構造上そこで不安のないようにというようなもので、指導助言をいただいたということでもあります。

委員（高橋和幸君） 建設上、制度上と申しましたけれども、これ別に建物を建てる建築家に

設計図、設計家に頼めばいいわけであって、村のアドバイザーでないとこれはできないんじゃないでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） もちろん、委託しております実施設計の会社、そういったところから一定程度専門的知見に基づいた設計がなされることはそのとおりであります。ただ、その中で、どうしても業者から提案される内容だけですと、村の意図といいますか、そういうものが十分に反映されないという場合もありまして、それを会議の中で、例えばこんな造りにしたいんだけどもという村の、これからのデザインとか使途を考えた中で提案をします。それを協議する中で、その実現性も含めた形で、今のような指導助言も併せてそこでいただくということでもありますので、業者だけで足りないのかということでもあります。完全に決まり切ったというんですか、もっと新しい視点といいますか、そういう村のやりたい内容、そういったものを具現化するために、どういうふうに行うべきか、そんなところで主にお話をいただいたりしています。

委員（高橋和幸君） これに関しましては、新しい答えは出てこないと思いますので、建築家、デザイナー、設計家に聞けばできる仕事だと思うんですけども、これに関してはこれで終わりたいと思います。

続きまして、次の15ページ、までライフ推進事業ですけれども、各行政区及び金額などが書いてあるんですけども、これ金額の違いの差、研修の内容、効果、これ意見の取り上げなどがあって何かに生かされた実績があるのかをお伺いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 地域づくり事業補助金の内容についてであります。まず、金額の差であります。当然行政区によりましてその人口の規模であったり住民の数であったり、参加される人数ということで、その研修会を行ったときに1人当たり幾らというような形での補助をするものですから、そのあたりの参加人数によってこういった差が出てきたということでもあります。主に、実績などを見ますと、研修会では飯舘村の村づくりに関するいろいろな情報であるとかそういうもののほかに、行政区の中の課題であるとかそういう方に関してのいわゆる勉強会、そういったものを先に行って、その後で住民同士が親睦会を行うという内容が主であったかと思っております。したがって、その中でいろいろとお話しされた内容につきましては、これまでの行政区ヒアリング等でも出てきたものもあるのかなと思っておりますが、具体的にこの中で話されたどれが村の中で出てきたところまでは、ちょっと今まだ整理していないという状況であります。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今の段階で整理されていないということですが、集まっただけでは何の効果もないと思いますので、どのような意見を取り上げて、何に生かされたのか、後で精査をして、教えていただければと思います。

続きまして、同じ資料の18ページ、2款1項6目移住定住交流事業費、これ全般なんですけれども、活動実績と効果は何だったのかをお伺いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、追加資料の中の8ページをご覧いただきたいと思っております。8ページに、移住定住交流推進のためのPRパンフレット等についてということで資料を提出しております。

まず、写真集についてでありますけれども、写真集については、飯舘村の風景等を1冊の冊子にまとめたものであります。これにつきましては、飯舘村に移住を検討している方、あるいはその相談に来られる方について、まず飯舘村のイメージをつかんでいただくという意味での資料として活用を図っているほか、あと、村内への視察研修等の資料、要はほかからおいでになる方々について飯舘村をPRするための資料ということで、今のところ活用しているところであります。

あと、次の、移住定住のパンフレットということで、これはこのようなパンフレットになるんですけれども、中に移住の補助金を含め、制度のところがある程度詳しく記載されたものになります。これにつきましては、先ほどと同じように移住を考えている方であるとか、相談に来られた方にまず見て分かっていただけの資料ということで配布をしておりますほか、実はそういう移住定住のイベントなどが首都圏で行われたりしておりますので、そういうところに持参をしながら、そこでも相談の一つの参考資料として配布をしているところでもあります。ほかにも、こういった各市町村のPR用の冊子を置いていただける箇所が全国に何か所かございますので、そういった相談窓口のところに勧誘資料として設置をしております。

最後に、暮らし応援ガイドブックということで、これはこういった資料になるわけでありまして、これは移住して飯舘村に住んだ場合に、まず身近に利用できる行政サービスというものがどんなものがあるのかというのを包括的にまとめた冊子になります。したがって、これにつきましては村内に移住を決められた方、こういった方々に送るなどして今後の暮らしの参考にしていただくほか、やっぱり相談の段階で、例えばごみはどうやって出せばいいんですかとか、生活に密着したご質問などがある場合がありますので、そういうときの資料としても使わせていただいているところであります。

次の、活動内容でありますけれども、地域おこし協力隊の活動内容をその下にまとめたところがございます。昨年度は、地域おこし協力隊2名を採用しております、1名は年度当初から、4月1日から、1名が途中の12月からということで採用しております。

まず、1人目、上に書いてある地域おこし協力隊員については、ここに書いてありますような活動になるわけでありまして、具体的に言いますと、この方は飯舘村の様々な情報をSNSとかそういった動画で発信をしたいというのが活動の主な狙いでありましたけれども、例えばその一番上のPR動画作成などということで、村のいろいろな活動、取組を取材しまして、それを動画にまとめて動画サイトにアップしてPRするなどという活動をしております。これがここで件数6本ということになっておりますが、1つはテレビ局が主催するふるさとCM大賞、こちらのほうに応募をいたしまして、昨年は準優勝とございますか、そういうくらいになるんですけれども県知事賞などを頂いているということになりますし、そのほか随時インスタグラムですか、SNSによる情報発信だったり、あとはコンテンツ翻訳ということで、村民の依頼を受けて日本語のいろいろな情報を正しい英語に直して外国人向けの交流資料にする、あるいは村の行事に参画をするなどということをしております。

あと、2人目の二瓶さんにつきましては、12月からということで、昨年度については活

動期間が短かったわけでありますが、その間地域おこし協力隊に関連する研修セミナーに参加をしていただいたり、あとは村の行事参加協力ということで、地域の集会だとか総会だとか、あとは婦人会の料理教室、こんなところに顔を出していただく、あとはろうそくのワークショップということでイベントを1回開催していただいているという活動状況になっております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今のご答弁で分かりましたけれども、これ自体が別に悪いと言っているわけではないので、小さな活動かもしれませんけれども、こういうものは積み重ねですから、今後もしっかりと費用に見合った取組をして頑張っていっていただきたいと思います。

次に進みます。続きまして、20ページの2款1項10目防犯対策事業の一番上、防犯活動及び防犯灯の維持管理等ですか、これ多分私、資料請求したと思うんですけども、街路灯、防犯灯の設置状況ですか、資料提供の11ページ、これ私、以前の一般質問でも質問したと思うんですけども、そのときには多分副村長でしたか、これから200基か300基増やしていきますということで、ただ、前々回ですか、一般質問で言ったんですけども、いまだに村内を歩いてみても夜歩くとすごい暗いというか、景観に乏しさを感じるんですよ。特に、赤坂から二枚橋までの直線の県道にしてもしかり、道の駅の光はこうこうと光っていますけれども、街路灯はあそこありますか。道の駅の直線。ほとんどないですよ。行政区に関しても、この資料提供、草野行政区が一番多いんですけども、でもこれだけのものが一体どこにあるかっていうのを実感できないんですよ。なので、これから増やしていきますという答弁が以前ありましたけれども、一体どのように行政として対策しているのか。人口が少ないから、大して増やさなくていいとか、財源がかかると思っているのか分かりませんが、人がいないからこそきらびやかに華やかに、街路灯を増やして明るく、人の出入りが分かりやすく村内をするべきなんじゃないかと思うんですけども、その辺に関しましては行政としてはどのように捉えていますか。

住民課長（山田敬行君） 防犯灯、街路灯のご質問であります。また、追加資料で11ページに、これは村が電気料を払っている779基の行政区ごとの設置個数であります。これは震災前に各行政区で管理していた街路灯、防犯灯は村で管理していましたが、村で、電気料が震災後減免がなくなって電気料を払うというときに村で一括して払うという運用をしたという経緯であります。高橋委員がおっしゃるような、村内が暗いということですが、まず一つは村で補助金を、防犯灯設置補助金を設置していると。これは、各個人なり各行政区が、あくまで防犯対策ということでなると、あくまで村民が夜間歩くところが暗い、そういったところを2分の1、上限4万円であります。昨年度は1件の実績でありましたが、そういった補助がありますので、まずはその補助金に手を挙げていただくといえますか、そういったことかなと思います。どこまで防犯灯なり街路灯を設置して村内を明るくするかというのは、なかなかこういった状況でありますので、住民課が考える設置というのは基本的には防犯対策、暗くて人が夜間歩くときに危険な箇所、そういったところに防犯灯は設置するという観点からこの補助金があるということであり。一方で、どうしても基数がここ一帯的に暗いとか、そういったかなり個数が多い場合には村で設置

するという考え方もあるかもしれませんが、今のところそういった行政区からのまとまった要望といいますか、そういったことは行政区ヒアリング等でも上がってきていない状況でありまして、今後具体的に夜間、夜どのような状況か、担当課でも細かく見ていない状況でありますけれども、どうしてもそこは暗くて不安があるといったところは、その補助金なり、村で設置するのか、その辺の検討になるのかなと考えております。

委員（高橋和幸君） 今、こういう状況ですからというご答弁がありましたけれども、人口割で考えていたらこの事業だけじゃなくてもほかの事業全般そうですけれども、何もできないと思うんですよ、今の飯舘村の人口で考えたら。防犯防犯と言っていましたけれども、街路灯という観念からも考えてもらいたいんですけれども、何も言われていないからということで、言われていないから、聞いていないからやりません、できませんじゃなくて、言われる前に、人が気づく前に、村民に言われる前に動くのが行政なんです。防犯という観点だけで今ご答弁されましたけれども、街路灯とかそういう村民の暮らしの向上ということも念頭に置いて考えた場合に、どのような見解をしているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 震災前、草野、飯樋、あとセンター地区沿いに、防犯灯組合があって、それで電気料は負担していたんですね。ところが、原発事故で全村避難になって、電気料が払えない、村で払ってもらえないかという要請が上がってきたんですね。それで、今は村で電気料を払っています。草野、飯樋などの支援ですか、それが数百万円です、電気代。ですので、それが草野と飯樋、街路灯が全くつかないという状況では、それは死んだ集落みたいになってしまうので、これはやっぱり一応税金を使っても電気代は村で持つべきだという判断を村のほうではして、今その負担をしているわけです。

その他の地域については、今担当課長も言いましたが補助制度もありますが、それぞれ自分の昇口が暗いのであればその入口のところに防犯灯をつけて、補助を受けてつける、あるいはどうしても、例えばそれぞれ行政区の中心、バス路線なんかはバス停あたりにはかならず防犯灯はついているんですが、スクールバスが村内歩かなくなっからは、集落のバス停のところなんかには防犯灯、前つけていた部分もあるんですが、それがほとんど使用していないという面もありますので、多分、前の質問か何かのときに、今重要でないところに防犯灯がある場合、それをちょっと移転して、必要な場所に移すと、そんなことも検討したいというお答えをした覚えがあるんですが、今現場をもう一度、夜巡回をしながら、どこでどういふのが必要なのか実態を見て、対応しなければならぬところは、やっぱり村で対応しなければならぬところというのは公共性のあるところですから、そういうところは、一遍にはできないと思いますが調査をして、随時移転できるものは街路等については整備をしていく必要があるのかなと。以前は、東北電力である程度、年間何十基って提供してもらっていましたが、それも今は、LEDのライトに切り替えたのかな、かなり飯舘村明るいライトになっていますが、そういう交換なんかも東北電力でもしてもらっていますが、それを追加して、また必要な場所には要請をしながら、できるだけそういう対応をしていければなと思っています。

委員（高橋和幸君） 副村長の答弁にありましてとおり、今後も行政としてしっかり精査をしてもらった上で、ご考慮していただければと、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、ちょっと資料が替わってナンバー6の24ページの携帯電話不通話地域解消事業費に関してですけれども、これはご承知のとおり携帯の不通話に関してですけれども、私が議員になってから佐須、そして議員になってすぐに一般質問で不通話を行政区から聞かされたので一般質問でさせていただいたらすぐ小宮、鉄塔立てていただいたんですけれども、それでもいまだに電波が通じない場所があるんですよ。現在においても、私の知る限りでは飯樋方面、八和木、前田、佐須方面、携帯電話の通じない地域が多々ありますけれども、これ、小宮は夏井でしたか建ったのは、どんなような精査をして、どういうふう

に解消できるという計画の下に行ったんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） この鉄塔設置に至るまでの村としてどういう検討をしたかということだと思んですが、今からですから一昨年でしょうね、おとしですか、各行政区にまず実態調査ということで、各行政区にお願いをいたしまして、自分の行政区の携帯の不通話世帯が何世帯あるかと、場所等も含めて調査をお願いいたしました。ちょっと今、手元にその数字すぐ出てこないですけれども、その結果やっぱり何か所か不通話というところがありまして、その数等を踏まえて、別な意味では国や県、あるいは東北総合通信局というところに要望する傍ら、そのキャリアと呼ばれるいわゆる携帯電話会社、こちらのほうにも情報を共有しながら、そういった不通話地域の解消に努めてほしい旨、要望を続けてきたところであります。今回、大倉であったり佐須であったり、八木沢だったり小宮だったりということで、最近鉄塔が建っているわけでありまして、これにつきましては、やはり1つの鉄塔を建てることで何世帯の住宅がカバーできるのかというところが一つのポイントになってまいります。小宮の夏井地区におきましても、実は3か所程度だったかと思うんですけれども、候補地がございました。その候補地から届くエリアの中で、どこが一番いいだろうかというところを行政区長等に相談をいたしまして、結果、ここがいいということになりましたので、そこに設置したと、こういう経過であります。

以上です。

委員（高橋和幸君） この携帯電話不通話に関しましては、私だけじゃなくてもほかの議員さんから、前回も、今回もですか、一般質問等で上げられていると思いますので、もう少し迅速に前向きに対応していただければと思います。

続きまして、資料ナンバー7番に戻ります。

23ページ、おかえりなさい補助金に関してですけれども、これ終わったので、これ前、一般質問でも申し上げましたけれども、これもまた申すと村長との押し問答になってしまふのかなと思うんですけれども、3年経過したら終わりということで計画が終了という形になったと思うんですけれども、その後でも帰ってきている人はいるじゃないですか。その後帰ってきた人は、おかえりなさい精神にはのっとならないんですかね。何で、これを永久的にというか、ある程度もう少し、20年、30年やれっていうわけではないですけれども、もう少し先延ばしして続けても私はいいいんじゃないかと思っているんですけれども、なぜこの3年ぼっきりで打ち止めしてしまったのか、いまだに不思議でならないんですよ。これから帰ってきた人は、じゃあ、私らはおかえりなさい補助金をもらえないんだと、先に帰ってきた人はいいなと、その差別が生まれてくるんじゃないかと思うんですけれども、

この辺もう少し見直しできる、模索できる点はないのでしょうか。村長、お伺いします。

村長（菅野典雄君） 多分、村に戻ってきていただくためには、それぞれ仮設なり住宅なりから引っ越的に大変だろうと、こういうことでおかえりなさいという形で補助金を出させていただいているということですが、一応こういうソフト事業は3年を一つの区切りに、その後成果があればまたそこで検討するという話になっているわけですが、大体、ご存じのようにこの3年間でかなりの方が帰ってきていただいているということでもあります。その後ということになりますと、多分、ちょっと今データは私持ち合わせていないんですが、かなりこの3年後の帰りはかなり鈍くなっているというか、少なくなっているのではないかなという気はします。場合によっては、それはもう少しといっても金額的には知れたものでありますから、可能性としてはないわけではないだろうと思います。ただ、今多分、移住者はあるのかな、村外から村に来ていただく方はいわゆる移住定住交流のほうのところで、おかえりなさいというわけではないですけども引っ越しの代金というか、来ていただくための大変さというところで20万円は出していると、こういうことありますので、その辺、ちょっとデータを拾ってみます。3年後、何人くらいの方が帰ってきていただいているのかというところですね。それが、これからもどんどんと続くということであれば、それもやぶさかではないんですが、ほぼ大体、固まっているのではないかと、こんなふうに思っていますので、そういう意味では、その辺の検討の上で、また庁内で対応をする形になるだろうと思います。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今、おっしゃったとおり、財源的にも決してできない金額ではないでしょうし、例えば10名帰りたい人がいたとした場合に、例えばです、仮定の話なので、でも二、三名の人はおかえりなさい補助金がないから私はやめたという人が、もしかしたら中にはいるかも分からないと思うんですよ。引っ越し代を自分で出すんだったらじゃあやめようかと、そういう方も絶対ないとは限らないと思いますので、もう少し、ちょっと前向きに、これから1,000人も2,000人も帰ってくるわけではないと思いますので、少し考えていただければと思います。

続きまして、同じ資料の24ページ、4款1項3目狂犬病予防対策事業に関してです。これ、登録頭数と注射済頭数がマッチしないんですけれども、これどのように行政では指導徹底図っているのか。私も、今年5月に川俣町の県営に、娘が福島市の学校を卒業しましたので福島市にいる必要がないですし、私も飯舘村に通うのに便利ですし、犬が飼いたかったので引っ越ししました。私も犬を飼って、ワクチンを3回接種して、狂犬病の予防接種は絶対打たなければいけないという義務だと思って、きちんと受けました。でもこれ、飯舘村の数値を見ると半分くらいですか、済んでいるのは。これを行政として一体どのように重大に捉えるのか。日本で狂犬病が発症したというのはないんですけれども、近年は。過去に関してもほとんどないんですけれども、狂犬病予防接種って私は義務だと思っているんです。思っているから私はやりました。でも、飯舘村においては、半数がやられていないということで、これをどのように捉えているのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 狂犬病関係のご質問であります。この24ページの資料を見ますと、

接種率が52%ということで、半分程度でございます。村も、基本的には犬を飼えばこの注射を打つということでお知らせ版等で周知していますが、この原因といいますかについてはちょっと把握しておりませんが、ほかの市町村に行って注射はしているけれども村へ届出をしていない方が多いのかなと思っております。ですから、全てしていない方に村から連絡をすればいいいんでしょうが、そこまでちょっと実際的にはやっていたという面がありますので、今後、お知らせ版、ホームページ等で周知していきたいと考えております。ちょっと、この数字は低いかなと考えております。

委員（高橋和幸君） 今、ご答弁のとおり、私も狂犬病を接種したらその場で鑑札札をもらえらと思ったんですけども、最寄りのというか自分の市町村に出向いて登録料を払って鑑札を発行してもらおうということで、もしかしたら中には注射済みだけで鑑札札を発行していない方もいるかもしれませんが、その辺はよく存じ上げませんが、ただあくまでも狂犬病の予防接種というのは義務ですから、これ全国的に厳しい自治体だと狂犬病の予防接種をしていないところは飼育禁止っていうところもあるんですよ。そのくらいの意気込みでやらないと、やっぱり全登録者数、全注射済みにはならないと思うので、行政のほうにはしっかりと対応を今後ともお願いしたいと思います。

次に参ります。続きまして、資料ナンバー4の25ページです。25ページの中段より下のスクールバス購入費補助金についてですけども、先日のご答弁では10人乗りを1台、14人乗りを1台の計2台ご購入されたということでして、これ以前は一体何人乗りで、ワゴンタイプだったのかバス型タイプだったのか、どんなものを利用してその利用人数、分かればお聞きしたいんですけども。

教育課長（佐藤正幸君） 追加資料のほうの33ページに、スクールバスの一覧表を用意させていただきました。よろしいでしょうか、33ページ、この黒塗りに少しなっている部分のバス、中型バスと呼んでいたバスですが、8号車、座席数が38、10号車、座席数が42、乗車定員ですね、この2台を廃車にしまして、10人乗りと14人乗りのワゴン、バンタイプのこの2台を買ったものでございます。この括弧の38で、括弧内の56というのは、立って乗った場合の数を含めると56人まで乗れるというような乗車定員になっております。この2台でございます。

なぜ、10人乗りと14人乗りの2台にしたのか、小型化したのかということでございますが、まず一つには、この2台については走行距離がかなり、23万キロ超えということで走っていたということと、それに車両の不具合の頻度が高くなってきたということ、また避難のときから走っておりますので、村内だけを走るよりは融雪剤のまいてあるところを走っているということで、かなり腐食も進んでひどかったということで、この中型バス2台を更新しようというような時期でもありました。それを小型化したというのは、ご存じのように児童生徒数が減少したという部分と、あとは児童生徒が仮設、借り上げ住宅からそれぞれ退去というか、住居を新たに構えたとか、そういった移動したということで、市街地での居住という児童生徒も結構出てきたということもあって、今までバスルート等計画する上で、バスの走れるところということで計画しておりましたが、その利便性を図るために小型化する必要も出てきたということもあります。あとは、また、10人乗りと14人乗

りということではありますが、基本的にワゴンタイプ、小回りの利くものでできるだけ多く乗せたいということで、当初14人乗りの2台ということでも考えておりました。それは、朝の計画のみならず帰りの多くについては部活動とか学校の行事等でいろいろ乗せる人数に変化が生じるということで、できるだけ小型でも多く乗せるかなという計画もあったのですが、昨今の運転手を手配するというような部分で、なかなか大型免許で経験のある方を頼むというのも厳しい状況にもあるということもありまして、普通免許でも運転できるような10人乗りの小型もあってもよいのではないかという部分を考慮しまして、今後の子供数、どれだけ増えるとかっていうところ、そういった部分も十分検討した中で10人乗りと14人乗りということで導入したということでございます。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は14時45分とします。

（午後2時32分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後2時45分）

委員（高橋和幸君） 同じく、スクールバスのところに関してですけれども、これ今現在でもワゴンタイプじゃなくてバスタイプが多分残っていると思うんですけれども、何台残っているか分かりますか。

教育課長（佐藤正幸君） 先ほどの33ページにバス一覧ということで載っておりますが、ここにあるのが村で所有するスクールバスの全部でございます。1号車、38人乗り、中型バスと呼んでいるものですね。2号車、29人乗りのマイクロバス。3号車、60人乗りの大型のロングのバスになります。これ、真ん中の補助椅子を使って60人座れるというタイプでございます。5号車、25人乗りのマイクロバス。6号車、25人乗りのマイクロバス。7号車、10人乗りのハイエースワゴン。今回新たに導入しました8号車、10号車の10人乗りと14人乗りということで、8台、村のバスとして所有しているところでございます。

以上です。

委員（高橋和幸君） これ、ルートの的には多分十何ルートあったと思うんですけれども、14人乗り以上で登下校されるバス、ルートはあるんでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） 去年導入したバスでございますので、今年のルートということになります。今年、松川コースは多くて今年14人を超えているということで、あと飯舘コースについては14人程度乗っているということで、20人乗りのバスが必要だということがあります。

委員（高橋和幸君） 14人以上乗りであれば仕方がないと思うんですけれども、私の娘も希望の里学園に通わせていただいております。福島市から川俣町に変更になるっていったら、バスが変わるから嫌だっていうんですよ。何でかなって聞いたら、運転手が変わるので、運転手が変わると運転が乱暴になるっていうんですよ。車酔いするから、車酔い止めが欲しいと言われてまして、なのでそれはちょっと関係ないかもしれませんが、維持費と

か管理費、燃料とか考えても、こういうワゴンタイプに切り替えることに、私はこしたことがないと思うんですよ。昨日、初めてうちの娘もこのワゴンタイプで帰ってきましたけれども、やっぱり停止、発進、止めて待っているにも邪魔になりませんし、すごい利便性の向上にもつながると思いますので、ぜひとも今後、どうしても人数上多いルートは仕方ありませんけれども、経費削減のためにもこのように順次切り替えていければいいと思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

続いて参ります。ちょっと、先ほど聞き忘れたんですけれども、資料ナンバー7の20ページに戻っていただけますか。防犯対策事業、2款1項10目ですね、防犯カメラシステム17台とあるんですけれども、これ多分、村内に常設してある防犯カメラのことを言っているんだと思うんですけれども、これ多分私、一般質問か去年の予算委員会で同じ質問したと思うんですけれども、議会で駐在所に聞き取りに行ったら、鮮明度、画像が悪くて人物、ナンバー、車の特定ができないということで新しいのにしてもらえませんかと言ったら、多分20台くらいあるうち4台か5台は新しいシステムのカメラを使っていますということだったんですけれども、その後、どのように新調されたのか。何かもし犯罪が起きたとして警察に提供すれば、画像の悪いカメラでも警察機関のほうで画像を鮮明にして、明らかにすることはできますけれども、そういう手間も別に省いて、初めからいいものを使えば、そこには経費がかかると言われてしまえば終わってしまうんですけれども、私があれから言って1年たつんですけれども、一体どのように対策されたのかをお聞きします。

住民課長（山田敬行君） 防犯カメラのご質問であります。追加資料の12ページに、設置個所、村には17台設置してありまして、当初は13台設置でありました。平成27年です。その後、夜間が見にくいとか、ナンバーがちょっと見られないということで、高橋委員からご質問ありましておとり4台分を、白黒であります、どうしても夜間になりますと対向する車があると白飛びといいますか、ちょっと白く光って見えないとかそういったのもありましたので、4台分をナンバーが読み取れるように追加しております。ですから、当初13台から、4台をナンバーが見えるようなところに、平成28年に4台分を追加しました。ですので、全部、残りの13台は当初のまま、広角レンズといいますか、魚眼レンズのような形で360度見えるようなものになっております。ただ、今後それを全部直すということになりますと、その分の対応は実際していないままといいますか、この防犯カメラの使用料、全部国の補助で動いております。これもいつまで続くかということもありまして、今のところはその17台のうち4台分、基本的にはどこということはおえて場所の特定はあれですから、県道沿いのかなり車の交通量があるところ、それから村内に入ってきたときはある程度そこを通るであろうというところの4か所に、ナンバーが読み取れる、夜間も赤外線等がついたもので設置してありまして、この分については平成28年度からそのままの運用で来ているという状況であります。

委員（高橋和幸君） 追加資料を見ますと、全17台、住所を見ますと、ある程度決まったところにしかないんですよ。これは何でかというのをまずお聞きしたいのと、例えば行政区でも帰還者の人数割、数の違いはありますし、私のいる小宮行政区においては人数も多いですし、土地面積についても多いですし、防犯上というか治安上と申しますか、蕨平から

のトラックの行き来も多いですし、なぜそういった行政区内に防犯カメラ等がないのかもついでにお聞きしたいんですけれども。

住民課長（山田敬行君） 場所をどこに置くのかということは、平成27年のときに、今から5年前のときにある程度人数が多いからというよりは、村に村外から入ってきた、村内を移動するときのある程度ここは一定程度通るのではないかと、それから設置場所の選定も、ここがいいかなといっても電柱がなかったり、自営柱というところありますが、ある程度そういった中で13か所は設置されたのかなと考えております。ですから、人口が多いというよりは、大体村外から村に入ってきたときにはこの辺りは通るであろうということを選定したということだと思います。

委員（高橋和幸君） ちょっと、住所だけ見ましてもどこにあるのかはちょっと私にも見当がつかないんですけれども、今後もう一度精査をし直して、この台数よりも増設などをされる余地があるかどうかお聞きします。

住民課長（山田敬行君） 現時点では、場所の変更というのは考えておりませんが、去年の実績も、警察からの問合せ、このシステムを見せてほしいというのが1件だったんですけれども、どちらかという村内で防犯カメラがあるという抑止力といいますか、それからあと4か所の昼夜問わずナンバーを読み取れる部分で、村は防犯カメラをやっているというそういった観点でありますので、場所を変えてどうだということは今現時点では考えていないという実情です。

委員（高橋和幸君） 現時点では考えていないというご答弁でしたけれども、現時点で現実的に考えても、もう一度場所の選定、台数の見直し、これは明らかに私は必要ではないかと思っておりますので、もう一度よくよくご考慮願えればと思います。その点については以上です。

続きまして、資料ナンバー7の31ページ、4款1項4目相談支援業務に関してですけれども、関係機関へつなぐ活動を実施したという文言が記載されておりますが、どのような活動内容で、どこで何をやって、アンケートを取ったのかどうか分かりませんが、相談の結果等効果は何だったのか、統計を取ったりしたのか、事業成果は何だったのかをお聞きします。

健康福祉課長（細川 亨君） おただしの件は、相談支援業務でございます。健康福祉課から、社会福祉協議会に委託してある業務でございます。今、社会福祉協議会では、相談支援員として8人で4組で、福島市、伊達市、相馬市、南相馬市、川俣町、そして村内、飯舘村とこの付近をずっと全戸調査して、皆さんのお話を聞いているという状況でございます。何よりも、皆さん避難中でございます。1人である家庭、もしくは2人である家庭と、どちらかといえば皆さんお話を聞いてほしいという方々が多いようございまして、そういう方々の相談に乗っているということでございます。ときには、健康相談にもなりますし、困り事の相談にも適切に対応していると。ただ、どうしても、健康関係でございますと、皆さんそれぞれ資格を持ったプロではありませんので、健康福祉課から保健師が行って健康相談を受けていると。もしくは、高齢者の場合ですと、包括支援センターにつないでいただきまして、包括支援のほうから高齢者の相談という具合で、こちらから訪問していくということで、相談支援体制が確立されております。

以上であります。

委員（高橋和幸君） ちょっと、今の説明だけだと私的には分からないんですけれども、こういう支援事業、業務、このページに限らずいっぱい多々あるんですけれども、やりましたとか、集まりましただけでは、私たちにはその効果、経過、結果は分からないんですよ。何かしらデータで残したり、資料を作ったとか、こういうアンケートを取って、こういう村民からの発言が多かったですよとか、そういうものがなければ、証拠といたらちょっと大げさかもしれませんが、何かしらやっぱりそういうものに残しておくべきなんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） アンケートとか、皆さん聞き取りした内容でございますが、全てデータ等実は取っております。その結果が、この訪問時の村民の意見等ということで、5項目しか上げておりませんが、こういう形で全てデータに残っております。また、成果等についても、それぞれ、先ほど話したとおり、健康相談に保健師が行って、その後のケアをしております。また、高齢者については、いろいろ体が動かなくなっている、いろいろつないでいただいた部分については訪問して、それぞれどんな状況か聞いているという状況でありまして、それぞれ村民の意見等がデータ化されており、成果等も出ているということで、それぞれの件数がデータ化されているということであります。

以上です。

委員（高橋和幸君） こういう事業は大変重要なものであると思いますし、若年層を問わず、精神だったりこういう心のケア、こういうことを行政としてしてあげるのは非常に効果的なことだと思いますので、今後とも十二分なる取組を期待したいと思います。

まだあるんですけれども、私も約1時間聞いているということで、ほかの方もいらっしゃることなので、今日は一旦私は中止いたします。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（長正利一君） 質問させていただきます。簡単明瞭で結構ですのでよろしくお願いします。

資料は、ナンバー7でお願いしたいと思います。

まず、資料の12ページをお願いしたいと思います。12ページの、2款1項6目の中で、オリンピック・パラリンピックホストタウン記念切手1,000枚という部分で126万円印刷しております。私も以前、この部分はやはりラオスに何か寄与しないといかがなものかなという質問をさせていただきましたけれども、これ1,000枚作成して、ラオスにはどのような支援をしたのかお伺いしたいと思います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ラオスへの支援ということでございます。特別今回の記念切手に係る部分に関しましては、説明の中でもありましたように、去年は残念ながら聖火リレーが中止ということになってしましまして、その販売の機会を逃してしまう形になりましたから、実績としても販売枚数も62枚程度にとどまっているところでございます。したがって、今後また聖火リレーが実施される折には、これは販売してその収益をラオスのためにと考えております。

なお、そのほかの学校等の取組ともちょっと連携しておりますけれども、現在ラオスに

集会所を造ろうということでプロジェクトが動いておりまして、その収益についてはそこには考えておりますが、それに先立ちまして、先頃子供たちが販売したポーチの売上金であるとか、村からの義援金であるとか、そういったものを先立って、今9月ですから、来月ラオスに支援するという動きがあるところでございます。

以上です。

委員（長正利一君） そうすると、まだこれから販売するんだという見解でございますけれども、ぜひここまで友好を深めてきているわけですから、ぜひそのような友好的な利用をお願いしたいなと思っております。

あと、13ページ、日本で最も美しい村連合ということで、ここに47万4,000円の拠出をしておりますけれども、この拠出の根拠、どんな部分でこの47万円を構成しているのかお願いしたいと思います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 美しい村連合の拠出金の根拠ということでございます。すみません、ちょっと今詳細な数字はないんですけれども、その根拠としましては、東京に事務所がありますので、その東京事務所の運営を含めた定額分といいますか、均等割の部分がそれぞれ各町村分あるということと、それと人口ですね、それぞれの4月1日現在の人口で必要な予算を各加盟町村に割り当てておりますので、それが計算の根拠になっております。

委員（長正利一君） この連合なんですけど、日本でどれくらい加盟しているのか、あと、この連合に入っているメリット、どのようなメリットがあるのか簡単に結構ですからお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、加盟町村地域の数でありますけど、昨年の段階で68町村地域ということになっております。最後に福島県の昭和村、これが加入いたしまして68になっております。

美しい村連合に入っているメリットということではありますが、まず、一つには全国でもこういった古くからの地域財産であるとかそういうものを大切にしながらやっという団体でありますので、一つには我々加盟の自治体ということと、それから住んでいる住民、これに関してのいわゆる意識の高揚というか、あとは全国の仲間と年間に何回かの研修であったり集会であったりということが開かれておりますので、その場においてそれぞれの先進的な取組、これをお互いに情報交換しながら自分たちの地域のこれからというものを考える機会であるとか、情報収集の場につながっているかと思っております。また、近頃では、各地で起こっております各種災害、こういったものに対してもここでの絆を生かしまして、それぞれ支援のお金、義援金であったり物資だったりそういうものを助け合う、そんなような災害上におけるネットワーク、こういった役割もメリットとしてあるかと思っております。

以上です。

委員（長正利一君） 今、課長から説明がありましたけれども、やはりメリットは十分あるということでございますけれども、飯舘村については、今、フレコンバッグも主要道路から消えつつありますけれども、このような元の状態で美しい村に加盟しているのと、今現在、

このような状況でもその美しい村連合の規約にマッチしている、そういう中ではいろいろな情報交換等もあって、これから飯舘村の村民が有効に生かされるという部分があるかどうかと思うんですけれども、担当事務局として、大きなメリットは課長として感じていますか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 加盟町村のみならず、出張などで行きますと、やはり飯舘村というところを示す一つの象徴としまして、美しい村連合に加盟しているところだねということはほかの町村から言われたりすることもございます。でありますので、それを聞きますとやはり、私としましてもその美しい村にふさわしい村づくりというものを今後進めなければならないというようなこと、全国の仲間には負けないようにということになると思いますけれども、そういうことを感じるだけでも非常に大きなメリットはあるのかなと思っています。

ただ、課題として、住民一人一人のレベルにまで今この意識が浸透しているかとなりますと、まだまだその部分は足りないところがあるかなとも反面感じているというのが正直なところであります。

以上です。

委員（長正利一君） ぜひ、継続して、その名にふさわしいように村づくり、特に景観的なものをやっぱり維持していかないと、帰村して草刈りなどをしない行政区も結構あります、荒れている部分があり、どこを見て美しいと言うか、それは人それぞれだと思いますけれども、やはり、飯舘村、日本で名高い以上に世界で名高い飯舘村になっていまして、やはり皆注目しておりますので、ぜひ、積極的にいいものを取り入れたり、そういうものを村民にアピールしていただければと思います。

次に、18ページをお願いします。18ページのふるさと住民対象移住定住交流バスツアー企画運營業務160万円、ほぼ予算どおり決算していますけれども、主な内容をお願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問のふるさと住民バスツアーの件であります。内容であります、昨年度ここに書いてありますとおり2回実施をいたしまして、延べ15名の参加をいただいたということでもあります。こちらの財源につきましては、サポート事業3分の2でありますけれども、こちらを活用しております、2回のうち1回目は9月14日から15日まで、1泊2日ということで、村内のカメラツアーということを中心に実施いたしました。プロのカメラマンの方に講師になっていただきながら、村内のきれいなところ、名所などを撮って歩いたということでもあります。2回目につきましては、11月2日から3日まで、復興応援ツアーなどということで、これも村内を見ていただきながら、役場の庁舎の前に参加していただいた方にシャクナゲを植樹していただくなどしながら、村とより深い関わりを持っていただきながらツアーを実施したということでございます。

以上です。

委員（長正利一君） 2回の企画をしたということですが、これ主にどこからの参加者なのか。あと、カメラツアー、9月14日にやっているということですが、これの村内のきれいな場所をカメラ撮影をしているというのは、我々村民にもどこか見ることができるんですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、初めに参加者がどこから来ているのかということで

ありますが、昨年に関しましては東京ということでありまして、あと、カメラツアーで我々も見る事ができるのかということでもありますけれども、風景が中心でありまして、佐須大倉線を中心にそのところを撮影して歩いたということでもありますので、一般的に立ち入れる場所を対象に撮って歩いたということでもあります。

委員（長正利一君） 延べ15名ということで2回、1回当たり10名に届かない数字でございますけれども、いずれにしても飯舘村に目を向けていただくという、この興味を持った方について来ていただくという機会は、やっぱり数多くしていただいて、村が根幹としている移住定住交流という部分でつながっていけばなと思いますので、大々的にPRをしていただければと思います。そして、やはりその効果ですね。即、効果は出ませんけれども、こういう回数をこなすのも一つの目的かもしれませんけれども、やはり何かにつながるように、ひとつそのような事業の取組をお願いしたいと思っています。

あと、20ページの8の報償費、これ大倉患者送迎バス運行事業ということで45万円拠出していますけれども、これちょっと確認でございますけれども、以前は鹿島厚生病院に30万円くらい拠出していたのかなと思いますけれども、それとは違う部分での45万円なんですか、確認したい。

住民課長（山田敬行君） 大倉患者送迎バスということで、この事業につきましては大倉地区と鹿島厚生病院の間を走るバスに対して、鹿島厚生病院に対して報償費として45万円を支払っているというものでありまして、震災前ももちろんやっていましたが、一部、震災原発事故で運休した時期、平成23年から平成28年までは運休はしてはしておりますが、その後平成29年からはバスが運行になりまして、村としては報償費として45万円出しているところでもあります。一部、震災前はもう少し額は出していたのかなと、ちょっと数字的なものはあれですが、見直しを踏まえて今45万円になっているところでもあります。

委員（長正利一君） これも、やはり大倉も結構戻ってきていますので、人数的には18名、私ちょっと聞き違いかどうか分かりませんが、人数ではございませんので、やはり継続してこれもなくてはならない一つの路線バスでございますので、ぜひ継続してお願いしたい。人が減ったからやめるといふ部分でなくて、やはり大倉、これから結構戻ってくると思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、40ページのこの100歳お祝ひ記念品事業ということで、本当に飯舘村でも100歳を超える報道を結構目にしますけれども、この決算ではお祝ひ金5件、記念植樹が5件ということで130万円ほどとなっていますけれども、大体、例えば100歳になればどれくらいのお祝ひ金と、植樹もいろいろ価値的なものがあるかもしれませんけれども予算的にはどれくらい、1人当たり、提供しているんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 祝ひ金については1件当たり5万円でございます。記念植樹については1件20万円でございます。

以上であります。

委員（長正利一君） 祝ひ金が5万円、そして記念樹が去年が30万円今年20万円。その下げた根拠、生きる力なくなってくるんじゃないですか。

村長（菅野典雄君） 当時は、100歳というのは本当に珍しいあるいは出ないという状況だった

ので、その家にそういう方がいたんだよってという記念樹ということでかなりの、ある程度
の木を植えていないと育つまでにかなり時間もかかるんだろうということで、かなり大き
な木ということで30万円ということだったんですが、今、既に30人以上の方がいて、今年
も8人くらいが出るということですので、そうしますとやはり、出さないわけにはいきま
せんけれども、少し小さな金額で小さな木にさせていただければということで、今年から担
当で考えたようでございます。合わないのは、今のところ福島市のほうにいますので戻った
ときという方もいて、ですから例えば今年5人いたから5人分というふうには取るんで
すが、結局は使われなくて、次の年に植えてくださいとかこういうのもあるものですから、
ちょっと数字的には人数と合わないこともありますけれども、いずれにしても希望によっ
ていろいろな、その希望の木を植えるということで、今までずっと植えてきているところ
でありますので、20万円と今回からさせていただいたようでございます。

委員（長正利一君） 人数が増えると、その危機感を持って財源を減らすというのは、やはり
100年近くこうやって生きてくるわけですから、やはり希望の、これくらいのをやっ
ても、多少印刷、コピー代を下げてもこちらのほうに振り向けてやってもいいのかなと
思いますけれども。ぜひ、これも、本当に、昔は100歳超えるなんていうのは考えられませ
んでしたので、それだけ自分の健康を守って、飯舘村に骨を埋めたいというのが、私含め
て大体思っていると思いますので、私もこれから100歳に向かって頑張りますので、ひとつ
よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、44ページ、お願ひします。

44ページの、ふるさと再生推進事業、これがこの深谷拠点南手農地、景観作物いろいろ
花卉栽培して、道の駅の前をにぎやかにしていただいているということだと思ひますけれ
ども、これに対しても本当に天候に非常に左右されて、あれ何なのという部分で、やっ
ている方は一生懸命やっているんでしょが、見るほうはそのように見ないで、もっと気の
利いたものをやるべきでないかという部分も何回かありました。やはり、天候に左右され
る部分があったとしても、2年、3年、高額な金をかけてやるわけですから、もう少し結
果が出せるような方策を講じていただきたいと思ひますけれども、この件についてお願ひ
したいと思ひます。

産業振興課長（村山宏行君） ふるさと再生推進事業ということで、深谷の復興拠点、道の駅
の南側の景観作物の形成ということなんですけれども、ご指摘のように昨年マリーゴールド
ということでやった経過がありました。なかなか水につかってしまったりそういった
ところでうまくいかなかったという経過がございます。一番うまくいったのは、一番最初、
当初ですか、ひまわり、あれを全面的にやったときというのは非常にうまくいったんです
が、たまたま大きな水害等もなく、あときはうまくいったわけなんです。その後どう
しても水がたまるというところがあってなかなかうまく行っていないという状況でござい
ました。今年、バイパスの工事というところもありまして、今年の場合は、道の駅の南側、
集中してひまわり等植えたというところがございます。あそこ、これからコスモスを植え
たり、あるいはソバをまいたりという形で、時期的に1回で終わるような形ではなく何回
か見えるような形の取組をとるということで今進めているところであります。一番は排水対

策とっております。委員のご指摘ももっとも思っておりますので、今後そういったところに気をつけながら、景観を美しく保てるように努力してまいりたいと思っております。

委員（長正利一君） やはり、復興の拠点という場所でございますので、やはり飯舘村に来てあの道の駅、さらにはその後ろに造りました総合的な広場ですか、あそこが、やはり来るお客さんあります。どこに行っても景観、花等がきれいに手入れされている部分については、お客さんの出入りも違うようでございますので、ぜひ、全力を挙げてお願いしたいなと。暗渠排水が必要な場合は、いち早くやっぱりあそこを、10年間やるわけでしょうから、いつまでも暗渠が悪いなんていう枕言葉でなくて、早めにやって、皆さんに目で楽しんでもらうような景観づくりをお願いしたいなと思っております。

あと、最後のほうになりますけれども、78ページお願いします。

78ページの沖縄までの旅事業ということで、児童32名に対して引率が12名ということで、44名であります。この児童については、まずこの沖縄までの旅の対象学年は何年からだったんでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 沖縄までの旅の対象学年でございますが、昨年度より、このところ参加者の数が減ってきたということもありまして、5年生、6年生の2学年を対象にしております。

以上です。

委員（長正利一君） 5、6年生ということで、対象が32名だったと。要はこの引率、32名に対して引率が12名ということで、これはある程度何か、学校関係で基準があるのかどうか分かりませんが、高学年に対してこの人数がちょっと多いような感じするんですよ。低学年であれば、やはりこれくらいの人数はわかりだと思っておりますけれども、ちょっと多いような気がしますし、やはりこれから経費を削減する意味からも、児童は該当者全員行ってもらおうということが基本でありますけれども、引率については安全が確保できて、最低で実行していただければと思っております。これでも、これに対してコメントをお願いしたいと思います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今、参加者数に対しての引率者が12名ということでございますけれども、実は、昨年の子供たち、32人の内訳申し上げますと、村内の学校に通っている子供たちが8人で、村外から24人ということで、要するに顔をよく分からないというか、顔見知りではないような関係の子供たちが結構来ておりまして、人間関係づくりから事前研修などで取り組んでいるところでございまして、以前のようにみんな同じ学校に通うという子供たちが中心のときは大分状況が違っておりまして、そういった意味からも安全性を確保したり、子供たちの仲間づくりを支えたりということで、引率者の数、男女なるべく同じくらいの数で引率のチームを組みまして、子供たちを安全に引率をしているといったところでございます。この中には、例えば救護であるとか、それから撮影スタッフなんかも入っておりますので、実際に子供たちの面倒を見るのは8人から9人程度と。あとは、団長、副団長なんかも入っているものですから、実質はそのくらいの数になってくるのかなと思っております。

以上です。

委員（長正利一君） 注記がないから12名ってすごいなってちょっとぱっと思っ部分がありますので。その中には、取材班とかそういうのも含めてとなれば、このような質問をしないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃあちょっと、あと、この修学旅行関係も含めて、これはやはり沖縄、今後もこのよ
うな5、6年生を対象に沖縄というのは継続していくんでしょか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今年度につきましては、当初はオリンピックを開催するという
ことで、そのオリンピックの観戦事業であったり、ラオスの事前合宿などもありまして、
子供たちがそういったところに参加をするということで、今年度については沖縄までの
旅、それから未来への翼の事業については今年はお休みという形にさせていただいており
ます。沖縄までの旅については、5年生、6年生を対象にしたということですので、隔
年実施という形になりますので、通常であれば来年度実施をするという方向になるのかな
と考えております。ただ、また、来年度オリンピックのこととか、今年度もミュージカルの
公演事業なんかも夏休みに予定していたりしたものですから、そういったことを含めま
して、特に沖縄は今の時点ではコロナの問題も大きな問題になっておりますので、この秋
から年末にかけての予算を立てていく中で議論を深めて、実施の方向で考えてまいりたい
と思っております。

以上です。

委員（長正利一君） じゃあ、79ページ、10款5項3目の文化財保護事業についてお伺いしま
す。この指定文化財保存木管理補助ということで、26件ほど記載されていますけれども、
私、この点に関しては、地元の孫兵衛を下がった大平集会所、あそこの保存木に、ここは
村の指定木ですよというのが前はあったんですが、ちょっとやはり老朽化して、自然の流
れでなくなっていると。そういう件で、再度、指定木も含めて、村で見て対応しますとい
う、多分にして回答いただいたような気がするんですが。やはり、あれくらいの松をさっ
と見るんでなくて、これが村で指定している松だよと、あの立派な松をやっぱり皆さんに
改めて見ていただくことも大切だと思いますので、やはりそういうふうな部分に対応して
いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今の指定木ですね、それから指定文化財も含めてということか
と思ひますけれども、実は今年度、特に春から夏にかけてはコロナの関係でなかなかうち
のほうの事業が組めないような状況がありましたものですから、その時期にということで、
この村の指定文化財と指定木については全て文化財保護審議員の方たちと一緒に、合計4
回、全部回って現地調査を行いました。今、ご質問にあったとおり、かなり震災後ほった
らかしといたらいけないんですけれども、なかなか保存ができていないという状況があ
りまして、そういった案内看板であったり、それから説明看板であったりとか、今のこ
ういった柱に書いたものなんかもかなり朽ちていたりとか、見えなくなっていたりとか、い
ろいろな支障があることが分かりましたので、今後、ちょっと計画的に、二、三年かけま
して、その辺の整備をしていきたいなというのを、文化財保護審議員と今話し合っている
ところございまして、来年度以降の予算などに計上することを、今内部では検討してい
るところでございます。

以上です。

委員（長正利一君） ぜひ予算化をして、お願いしたい。ただ、あそこについては、草野飯樋線の部分で、大分往来も結構あるところですよ。私の行政区も、結構、農地の利活用をどうするんだということで真剣に取り組んで、景観作物も含めて、本当に美しい村に恥じないような地域づくりを進めていますので、やはりそうした一環から、そういうのもぜひお願いしたいと思います。

じゃあ、あと、ちょっと前後して、最後になりますけれども、50ページ、お願いします。

この森林の病虫害防除事業でございますけれども、この部分で大分、飯館村の山々を見ますと非常に赤く、紅葉にはちょっと早いなという部分で、松くいかは分かりますけれども、紅葉には早く枯れている木々があると。こういうのが本当に目立ってきています。なかなか皆さんは見たこと、朝は早く、例えば夕方暗くなって帰りますとその光景は見ることはできないと思いますけれども、私らみたく、飯館村に根づいて遠くの山々を見ると、昔とは違っているなという危機感を覚えていますけれども、ここに書いてあるナラ枯れがそれなのかなと思っています。松くいも含めてこのような対策について、村は何か考えていることがあればひとつお聞かせをお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） ナラ枯れ病の件についてご質問いただきました。ここにありますように、村としましてはそういった危険木になるもの、枯れてしまったということと、発見した際にはこのような形、いわゆる伐採をしてそれをビニールで囲って、中を薫蒸するという対策を取らせていただいているところでもあります。ただ、これ道路の近くとかであればそういったことも可能なんですけど、なかなか山の中、険しいところに入っていきまじと、こういった作業がなかなか行き届かないというところがございます。ご指摘のように、かなり広範囲にこのナラ枯れが入っているというところも確認はしているところでもあります。対策はということなんですけど、目下のところはちょっとこちらないというのが現状なんです。国内的に見ましても、日本海側がずっとこのナラ枯れが進行して、枯れてしまっているところというのが多く見られるわけですけども、いわゆるナラというところでもあります。樹種転換、そういったところを待つような形しかないというのが現状のようでもあります。ただ、貴重な森林資源ということでございますので、可能な限りでこういった補助事業を活用しながら、防除対策、薫蒸になりますけれども、そういった対策を取っていくというのが現状ということでもあります。

委員（長正利一君） 本当に、対策が早急に行かないというのは分かっていますけれども、やはり、本当にこの緑豊かな飯館村が一举に紅葉になったような景観というのは異様な感じがします。そんな中で、この美しい村飯館村、まていな村飯館村ということで、本当に響きのいい村でございますので、やはりそういう名に恥じないような対策も早急に対応していただければと思っています。

約束した時間でございますので、私は以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎散会の宣告

委員長（相良 弘君） 本日の質疑はこれで終了します。

明日も引き続き総括質疑を行います。午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までご出席くださるようお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時43分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月15日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘

令和2年9月16日

令和元年度飯館村決算審査特別委員会記録（第3号）

令和2年9月16日、飯舘村役場議会議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（7名）

委員長	相良弘君		
副委員長	佐藤一郎君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	長正利一君	

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	菅野典雄	副村長	門馬伸市
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	三瓶真
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
産業振興課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	会計管理者	山田敬行
代表監査委員	高橋賢治	選挙管理委員会書記長	高橋正文
農業委員会事務局長	村山宏行		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	石井秀徳	書記	高橋由香
書記	松本義之		

飯舘村決算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから決算書等のページと項目、事業名等を示し、できるだけ簡明にお願いします。また、答弁者も同じく簡明にお願いします。

類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

これから質疑を許します。

委員（高橋孝雄君） どうも皆さん、おはようございます。

議運の委員長としては何回も説明を受けていながら、分からないところはないような気もするんですが、ちょっと確認のために。

ナンバー7の48ページ、この地域集積協力金の件でございますが、これは上飯樋地区113町5反3畝、ここの作物、作っている種類を教えてください。

産業振興課長（村山宏行君） 昨年度、農地中間管理事業を活用して集積していただいた面積が113.53ヘクタールということでございます。基本的にこの地域集積の協力金というものは行政区の中で、地域の中で担い手の農家のほうにこの中間管理機構を通じて貸付けを行った、そこで多くまとめていただいたところに対して出る金額となります。

主な作目でありますけれども、あそこは水田がメインでございますので、水稻と、それからホールクroppサイレージ、それから飼料用米、そういったところが主となっております。

委員（高橋孝雄君） そういうこのホールクroppというのは、恐らくこれは奨励金が出て10アール8万円という話ですけれども、いつまでこの奨励金が出るのか。恐らくこれ、水田の転作奨励金の代わりにこれになったと思うんですが、大体のおおよその見当で結構ですからお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） ホールクroppサイレージが、今の転作の奨励金は経営所得安定対策という形、名称を変えて行っております。国の制度であります。基本的には5年ごとに見直しされていてということでもありますけれども、このホールクroppサイレージにつきましては、いわゆる震災以前からありまして、5年ごとに対策が見直された中でこういった部分が出ていると認識をしております。

したがって、大きくはそう変わらないだろうという見込みがありまして、当面は続くものと思います。また、金額が安くなるということが懸念をされるわけですけれども、村としましては震災時というところがありますので、やはり大面積をまとめていくためにはこういったホールクroppサイレージあるいは飼料用米、そういったところに取り組みないと大面積のカバーというのは難しいと思いますので、維持されるように国に対して要望をしてみたいと考えております。

委員（高橋孝雄君） 全国的に米が余っているのは、それは課長もご存じのとおりでございます。これがもしホールクロップが変わらないとなると、この食料米を作るにしてもなかなか容易でない事態になるとこのように考えていますが、当分変わらないというのであれば、変わるまでホールクロップを作って何とかお金を稼ぎましょうと。

では、次に61ページ、お願いします。8款2項2目の15、お願いします。道路改良工事の件でございますが、現在の飯舘村の村道は川俣原町線よりも整備がきちっとされている。そして、そういう中でまた大丈夫なようなところもかなり今、舗装の改良がされているんですが、この金があれば5級村道の舗装に回すなんていうことはできないんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） ただいまの61ページの道路新設改良費というところでのご質問でありましたけれども、これは豊栄佐須線ということで通常の村道改良でございますが、そのほかにお話があったのは、機能回復工事というところで村道の舗装関係ですか、そちらのほうかなとは思ってはいるんですが、まず改良というものに関しては当然、交付金事業を使ったりとか、やっておるんですが、なかなか村道に関しては国庫補助というのが少なくて採択が難しいということになっています。

この61ページの豊栄佐須線に関しましては、これは辺地債を活用した道路改良になっております。ですから、辺地債の計画の中に基づいて実施をしているという形でそういう形、辺地債、あと過疎債等で村道改良を進めているというのが今現状であります。

そのほかの舗装の機能回復につきましては、これは生活環境整備事業、復興庁の事業を活用しまして、ある程度悪い路線ということになっております。ですから、今我々のほうでその路線を選定してそれを全てできるというような状況ではなくて、ある程度村内の路面の調査をして、調査をした中でその事業に該当する部分のみを実施しているということで、極力単費を出さない方法で今、道路の整備を進めているということになります。

また、農道等でございますが、農道等についてはいろいろ農業基盤整備事業等で昇口舗装の接続路線等については舗装しているという状況であります。これも全面できるという状況ではなくて、やはり今、国の基準に基づいてできる部分というところで今進めているところになります。

委員（高橋孝雄君） それでは、60ページなんですけれども、これは機能道路補修工事になってますけれども、今現在、大久保線をやっているようでございますが、ほとんど傷んでいないところをきれいにまたやっているような感じがするので、もったいないところだなと、こう思っているわけです。その金があったらば5級村道、今後大いに利用する計画があります。

というのは、やはりバイオマス発電所ができた場合に、間伐材を運搬するにはやはり5級村道、林道、これの整備が大変必要になってくるわけです。そういう中でやはりその小さい道路、きちっとできれば整備をしてほしいなど。この金があればできるんじゃないかと思って質問したわけです。

建設課長（高橋祐一君） 交付金関係、補助金関係については、やはり使用目的というものがあまして、その金の流用というのはなかなか厳しいところになります。先ほどあまり傷んでいないところという話がありましたが、我々のほうではしっかり調査をして、ひび割

れ等、それを確認した上で採択させてもらっているというところで、逆に傷んでいないところについては舗装なんかを見てもらうと中抜きでなっているかと思えますので、そういう方向で進めているところでもあります。ですから、なかなかその全体、例えば土木のほうの事業の中のお金を回してということはなかなか今現状で厳しいところでもあります。

あと、先ほど言いましたバイオマス関係で農道、林道については、今後そのしっかりした計画、その流通計画関係、そういうものができればある程度事業に該当するものを探しながら実施していきたいなと思っております。

以上です。

委員（高橋孝雄君） それでは、村長にお尋ねしたいんですが、やはりこの5級村道の予算を獲得するなんていうことはなかなか容易ではないんですか。お尋ねします。

村長（菅野典雄君） 村としては、やはり1級から5級までありまして、そのランクをつけたのは住民の皆さん方のいわゆる通行量といいますか、そういう、あるいはスクールバスなどの通う道路と、そういう位置づけでつけさせていただいたところでもあります。

村道の距離は、資料にもありますが、260キロです。まさにこれ、東京まで行く距離を村は管理をしなければならないと。こういうことでありまして、かなり多くの人たちから、飯舘村は道路、よくなっているねと、こう言われているんですが、現実にはまだ今ご指摘のように4級、5級がそういうような形で、まだ完全に舗装になっていないと。こういうことがあります。

実は、以前、いわゆる道普請事業と、こういうことで半分、どうしてもやっぱりそこはお願いしたいという場合には、かなり以前、工事に関わっている村民の方がいたり、あるいは機具を借りてくるということもできたものですから、村のほうで材料を出すので、自分たちで幾らかできませんかというようなこともやったわけですが、現実には今、避難の中ではそういうこともできないと思えますので、やはり村が責任を持ってやらなければならないだろうと、こんなふうに思っております。

今、実は、先ほど課長も話したように、4級、5級のほかに農道などもありますので、いろいろ全体を見ただけでやらせていただいているということですから、これからもできるだけその4級、5級で家の前が砂利になっているというところに力を入れていきたいと思えますが、一応、今のところ、復興のほうの予算から来るのはやはり傷んだところを直す。こういう大前提があるものから、なかなかそちらのほうには行かないと思えますが、これからもできるだけ予算を確保して、一気にできないかもしれませんが、少しずつこの4級、5級の砂利道の整備をやっていきたいと思えますので、もうしばらくご理解をいただきながら、いろいろまた協力していただくこともあろうと思えますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） それでは、できるだけそのような方向にお願いしたいと思えます。

次に、ナンバー7の63ページでございます。6款1項5項目の中で飯舘西部その2地区、飯舘地区となっていますこの農業基盤整備工事です。予定よりかなり遅れておりますが、この原因は、ちょっと教えてください。

建設課長（高橋祐一君） 農業基盤整備事業の遅れというところのご指摘でございますが、流れとしましては、各行政区ごとに営農計画等を立てていただいて、その中で事業採択をしていくというところで、事業の採択のほうについてはある程度見通しがついて進めているわけですが、実際、現場のほうというところについては遅れをなしているという状況でございます。

その原因としましては、昨年度まず委託を、測量設計を出して、そこから工事という順番になるんですが、委託のほうでちょっと時間がかかっていると。昨年なんかは台風19号の影響でその台風のほうを先行してきたということで半年ぐらひはもうできなかったというのが現状でございます。そのほかに、最初の計画からの追加項目がかなり出てきております。そういうところで、またその測量設計をし直すというところでの時間のロスというものが出ております。

あと現場のほうですね。昨日も言いましたが、やはりその現場のほうに行きますと、銘々やはりその現場の地権者のほうからいろいろな相談事を受けます。それを一件一件聞いていますと現場が進まないという状況で、昨年度は止まっていた状況もあります。ですから、今後はそういうところを行政区の代表の方が取りまとめていただいて、その中で変更なり追加なりという形をしていけば、もっと効率よく進むのかなと思っています。

復興・創生期間が延びたとはいえ、営農再開に向けて早期に完了していきたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） そういうことでございますので、それは了解をいたしました。何せこの課長の方々は本当に苦勞されて仕事に取り組んでおられるのは分かっておりますので、今後とも皆さん、一生懸命お願いいたします。

以上で終わります。

委員長（相良 弘君） そのほか、質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） おはようございます。

ナンバー7の45ページで堆肥供給の2,746トンの成分内訳、実績ということで資料を請求し、頂いております。このもらった資料の26ページ、27ページを見ますと、堆肥運搬した配布場所というか農家ですか、そういうものは生きがい農業なりなんなり、村の事業に関わった農家のみなのか、希望のあった方には配布されているのか、実態はどのようなになっているでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 追加資料で26ページ、27ページで出させていただきましたけれども、基本的に営農再開のための事業でございますので、農家の方からこの畑、田んぼで新しく営農再開したいんだという希望があったところに関しましては全て貸与しているというところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、家庭菜園的なものはなくて、きちんとした村の事業にのっとった部分での配布ということですか。

産業振興課長（村山宏行君） 村の場合、生きがい農業というところで家庭菜園という、いわゆる村でいう家庭菜園というのは都会でいう家庭菜園よりもかなり規模も大きいですし、ほとんど畑と言っても過言でないようなところもございます。村としましては、家庭菜園、

その延長線であっても出すということで堆肥の供給を行っております。そこで出てきた産品を直売所なりなんなりに少量でもいいので出し始めていただきたい、そういった思いで支援をしているというところです。

委員（佐藤八郎君） 50ページの部分でありますけれども、支障木処理事業、これも内訳、実績、処理、保管状況などを伺って資料を頂きました。この流れで蕨平の減容化施設、焼却業務まで、これは6,250袋のみということで、そのほかにはないということでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 6,250袋、記載させていただいたのは、平成30年度、家屋解体のほうの焼却を優先的に行っていただきたいということで村から国のほうに要望しております。そちらの焼却を優先するために、このイグネのチップ化したものを一時仮置きしたというのが小宮の6,250袋でございます。

これにつきましては、その後全て運び出して、蕨平の減容化施設のほうで焼却しております。令和元年度中の実績については5,614立方ということですので、当然その中にこの部分も入っているというところでございます。

なお、減容化施設につきましては今年度いっぱい終了となっておりますので、イグネ材、それから解体された可燃物、そういったことも全て焼却をしていただくということで今進めております。

委員（佐藤八郎君） イグネと解体の部分も含めて全体で5,614立方と理解するのではないでしょう。

産業振興課長（村山宏行君） いえ、あくまでもここで示されておりますものは、伐採処分、イグネ材です。いわゆる蕨平減容化施設そもそもが家屋解体のごみ、それから震災で出た可燃物、そういったところを焼却するためにありますので、どうしても家屋解体であるとか、それから除染、そういったところから出た可燃物のほうの焼却が優先であります。このチップ材、イグネ材の処分については、その上で追加をお願いをしているものでございまして、優先順位からすると若干下がるという形にはなりません。

ただ、炉の焼却、その部分で考えますと、安定的に燃やしていくというのが必要ですので、このチップ材をそういったばらつきが出ないような形に利用させていただいて、それで焼却を進めていただくという形になっています。

委員（佐藤八郎君） あくまで5,614立方は6行政区となっておりますけれども、それ以外のものはどういうふうに、どのぐらいの量が出されて。

産業振興課長（村山宏行君） ここに示しましたのは、令和元年度中の実績でございます。当然他の地区から順次運び出しをして、そして村内全部のイグネについても今年度中に焼却の見込みということでございます。

委員（佐藤八郎君） 3月で終わるのでというふうになっておりますので、まだ中間にあるということで、イグネそのもの全体的にはまだつかんでいないということですか。

産業振興課長（村山宏行君） 一応、年次計画を立てて処理量ということを出していただいております。最終的には4万3,000トン、材積で1万8,114立方ということでの計画となっております。

委員（佐藤八郎君） 51ページになりますけれども、森林資源活用実証事業3か年ということ

でありますけれども、計画と内訳、実施内容をお聞かせ願います。

産業振興課長（村山宏行君） こちらについても追加資料29ページのほうで記載をさせていただきました。こちらにつきましては、村の森林資源の活用について放射線の影響下でなかなか森林施業ができないということで、この山の活用を図るための実証を行っていくという事業でございます。令和元年から3か年の継続ということで、令和元年度につきましては初年度でございました。

業務目的のところ、こちらのほうで記載をさせていただいておりますが、いわゆる放射性セシウム、そういったところの影響を探るということで、具体的には菌床シイタケ、それから原木シイタケ、そして村から出ます森林資源の製炭ですね、炭、こちらの実証を行うというものでございます。場所は現在、あいの沢の奥のほうで行っております。いわゆる昨年、令和元年度につきましては、この原木のシイタケの菌の駒植え、それから菌床シイタケの駒の植付け、あと仮設の製炭炉、いわゆる電気炉になりますけれども、そこで炭を作ってみたというところでございます。

シイタケにつきましては、植え付けただけではできませんので、これについては実績は出ておりません。製炭については、一番下に書かせていただいたとおりでございます。当然、濃淡が出るというところでございまして、低いもので340ベクレル、高いもので1万5,000ベクレル程度の木炭からの放射性濃度が検出されているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） シイタケのみかな、これね。この結果としては今後に生かせるような結果なのか、この内容、報告でよく分からないんだけど、原木はまだまだ使えないんでしょうけれども、原木を使わない、ここの中では原木を使っての話でしょうから、結果的には見通しというのはどうでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 失礼しました。全体スケジュールが30ページのほうにございます。3か年の事業計画を行うような形で考えているところでございます。

その上でシイタケの部分ということでありますけれども、基本的に林産物、特に菌類については、採取されたものが放射性物質を多量に含んでいるということが分かっているわけではありますが、こういったところの土地の木を使って採取されたシイタケがどのぐらい線量が高かったというのが、そこまでの実証というのはされてはおりません。そういったところを確認するためでもこの事業を行っているということでもあります。

当然、菌類につきましては選択的にこのセシウムを吸うというようなそんな特性が分かっておりますので、なかなか難しいのかなとも思いますが、そうした中である程度、例えば地域を限定してその原木を活用すれば、栽培するレベルができるのかどうか、あるいは全く含まないいわゆる菌床の大地を造って、その上でないとシイタケができないのか、そういったところも知見として得られるものと考えておるところであります。

委員（佐藤八郎君） 原発事故当時の村全体の放射性物質の分布からすれば、あいの沢の辺は低いところには値しない、高いほうの部分だと、データから見ればね。かえって二枚橋とか大倉とかの周辺のところのほう放射線量が低かったという現実があるので、そちらでの原木の使い方というのは、これをやったのは深谷のあいの沢周辺の原木を使ったということでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 実証のために村内数か所から取っております。もちろん、あいの沢のほうからも採取はしておりますけれども、関沢あるいは飯樋あるいは二枚橋ということで村内各所から原木を採取しまして、そこでベクレル数を測っております。そして、放射線の含有量を測った上で、それを材料として製炭あるいはシイタケを作った際のというところで知見を得るということでございます。

委員（佐藤八郎君） 計測した上で原木を使ったということなので、深谷、関沢、飯樋、二枚橋、それぞれは、使った原木の計測した数値というものはあるんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） はい、詳細版のデータとして頂いております。

委員（佐藤八郎君） 今、教えていただけますか。

産業振興課長（村山宏行君） 地点ごと、このもともとのデータからいきますと、こういった形の一覧表で10ページにもわたる資料でございますので、後ほど提出させていただきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 後ほどお願いいたします。

53ページ、菊池製作所の敷地の汚染調査をやっておられますけれども、この方法と実態をお聞きいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 菊池製作所の部分でありますね。こちらについても追加資料で31ページ、32ページということで追加の資料を出させていただいております。

まず、工場立地法で新たに工場を建てる場合の面積によって、その土地の地歴、いわゆる有害物質、汚染物質を使っていなかったかどうか、そういったところ、まず地歴をたどるという作業が義務づけられました。その上で地点を、ポイントを決めて、その部分の地下にあるいわゆる残留物がないか、それから危険なガス等がないかどうか、そういったところでの検査を義務づけられたというところで行っているものでございます。

31ページが菊池製作所全体の地歴です。過去に有害物質となり得るもの、扱っていなかったかどうかのそういったところの地歴をまとめたのがこの31ページの図でございます。黄色の部分については汚染が少ないだろうというところ、それから過去にこの工場ではこの物質を使っていたというところで、保管場所と、それから使用していた場所をこのピンクと赤で塗られているというところでもあります。

菊池製作所の場合は、トリクロロエタン、トリクロロエチレン等を使っていたというところでもあります。いわゆる基板の洗浄剤ということで使っていたものでございます。その部分を県のほうに提示しまして、その後、県からこの部分について詳しく土壌の検査をしてくださいというものが32ページの図面になります。メッシュでありまして、その中でポイントを調査地点ということで決められまして、そこでの調査を図った結果、いずれも検出はされなかったということで進んでおります。

委員（佐藤八郎君） 31ページでは全体になるのかな、見て、土地汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地があって、県からきちんとメッシュでやりなさいというのが、土地汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地ということで、普通から考えると高いという部分をもう一度きちんとメッシュでやりなさいとなるんじゃないかなと思うんですけども、これはどういうことで比較のおそれが少ないところをメッシュでやれとなっ

てくるんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 31ページにつきましては、あくまでも地歴でございます。過去にどういった薬品を使っていたか、そういったところの図面であります。

現状は、もう既にここはアスファルトが打たれてあって、なおかつ新しい工場がもう建っていると。そこをわざわざ掘り返してということではないということでございます。あくまでも新しい工場が建つ敷地、そこで過去のそういった有害物質、そこが新しくその造成するところに含まれていないかどうか、それを確認するというのが32ページの図面ということでありまして、県のほうから指示されたポイントはこのようなポイントということでございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、31ページはきちっと土壤汚染についてはされた上で対応して工場が立地されているので、そこは問題なしということでは32ページの調査になっているという理解でいいんですか。

産業振興課長（村山宏行君） はい、あえて舗装されて新しく工場が建っているところを掘り返すまでもないということもありますし、このご覧のように排水のルート、そういったところがこの新しい区域の中に含まれておりまして、その排水ルートに沿って一応県のほうでもポイントを選定して、ここをちゃんと調べなさいとなっているわけです。そこで全く出なかったということでもありますので、当然、以前使われた場所からもそういった漏えい物質はなかったのかなと判断するところでございます。

委員（佐藤八郎君） では、62ページの河川維持全般に関する経費での土砂について、放射性物質の測定値、内容とか場所、土砂の処理方法というものを知りたいということで資料を要求しました。

よく側溝なんか個人的に、どうしても水が来る関係で側溝を個人的にやったりして上げてあるものもあるんですけども、ここで言うのはそういうことではないんでしょうけれども、全体的には上げたものの、測定値はあまり問題になるものはないということなのかどうか。

建設課長（高橋祐一君） 河川の土砂上げというところでございますが、業務名としては河川の清掃業務ということで生活環境整備でやらせていただいています。追加資料のほうで40ページ、41ページのほうにその業務の流れという方向で書いてあります。

河川の土砂に関しましては、平成29年から夏井川から実施しているところであります。そのときにいろいろな検討、協議をした中で、線量的にもう2,500ベクレルから2万ベクレルの地層によってあったというところでありますが、実際的には除染した客土の流出が多かったんでありますが、いろいろ環境省との協議を進めた中で、一時、村でストックをして、その後に環境省のほうで処分してもらおうという方向の流れになりました。

そういう流れを現在も引き継ぎまして、まず河川の土砂を撤去してシート等で養生した中で脱水、含水比を落として袋詰めをして、そして現在のところは環境省の管理する仮置場、仮々置場ですね、そちらのほうに直接持っていくと。そして、その後は環境省のほうで除染廃棄物と同じような形で処分するという流れで来ております。

委員（佐藤八郎君） 私の聞き違いか見間違いか、平成29年度だと2,000ベクレルから8,000ベ

クレルのような測定値があったと思っていたんですけども、今2,000ベクレルから2万ベクレルと言いましたかね。そうすると、国が原発事故以後に100ベクレルを8,000ベクレルまではいいというふうに基準を大分悪く変えているので、その8,000ベクレルにこういったものの処理はどういうふうにされたのか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど2,500ベクレルから2万ベクレルということで報告しております。これは10センチ単位で実は測っております。2万ベクレルある部分については、ある程度下のその一部分というところでありまして、本来であれば8,000ベクレルを基準に振り分けをしてやっていくわけなんですけど、その部分だけを取り除くというのは困難でありますので、作業効率的にも落ちますので、その部分をまとめて取ってしまうと。その部分を、通常であれば8,000ベクレル以下にはなってしまうんですが、薄めると、ただ、環境省の協議の中でそういう部分も含まれているので、環境省で処分してもらうということは中間貯蔵等に処分してもらうという方向で進めてきております。

委員（佐藤八郎君） 河川ですから、水の流れやいろいろで移動というのはあると思うんですけども、そうしますと一部というのはどのぐらいの量を取られて処分したのか分かりませんが、どうも例えば2万ベクレルのところがこのぐらいあって、2,500ベクレルがこのぐらいあって、これを混ぜれば8,000ベクレルよりは下がるみたいな流れで進んでいるのかなという気もするんですけども、そこは毅然とされているのかどうか。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど言いましたように、8,000ベクレル以上という部分を取り除くというのはまず作業効率的に悪いという部分と、部分的なということになっていますので、その河川によっては堆積の厚さが全然違いますが、ある程度ポイントポイントで数字を出しています。

そういう中で2万ベクレルというのが出ましたので、通常の処理はできないと、残土処理扱いにはできないというところで、8,000ベクレル以下であっても2万ベクレルを含むものもあるので、全て8,000ベクレル以上の扱いとして処理していくという状況であります。

委員（佐藤八郎君） 今の答弁だと、そういうものが発見されれば全体的に8,000ベクレル以上の扱いで処理しているということだと思いますけれども、この河川工事、昨年は何か所をやったんだっけ。河川工事全体でそういう状況があったのかどうか。

建設課長（高橋祐一君） 河川工事の中では、災害復旧関係のことかと思いますが、ほとんど流出している部分と、あとは砂利等の堆積している部分ということで、災害復旧に関しては放射線が少ないということもあって、通常の工事という形で今進めております。

また、その河川工事をやった中でも事前にもう河川の清掃が終わっている部分もあったという状況であります。

委員（佐藤八郎君） 河川じゃなくて今度はため池について、64ページですけども、ため池はやっぱり耕作地なり生産する基盤においては大事な場所なので、流出防止、原発事故後の当時はため池の入り口で放射性物質を取り除く試験とか、いろいろやられましたけれども、今その試験はもう全然、各ため池でやっていないでしょうけれども、あの結果を見て、汚水が流れたときの結果とこの今、ため池、いろいろ放射性物質対策をやる中での違いと

いいですか、変化といいですか、どういうふうに捉えられてこのため池放射性物質対策をされているのか、まず伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 震災当時からいろいろなため池の試験等をやってきております。それが国のほうで、あと県のほうでという形で進められてきております。試験施工も実施しておりますが、そういう実証を踏まえて、今のため池の放射線対策の作業の流れとなってきました。当然その当時と現状ではもう放射線量も変わってきているというのがありますので、そのときの調査はある程度、8,000ベクレル以上あった場合にはこういう施工の方法でやりなさいよという流れが出されております。

現在のところは、新たにため池の部分で各層の厚さごとに、各層ごとに新たに調査をして、8,000ベクレルがある地層を特定して、ため池については8,000ベクレル以上のものを取り除くという、新たにこの38ページ、39ページの追加資料の中でありますように基礎調査をやって、詳細調査でため池のサンプリングをして、実施設計を組んで、実施設計でそのサンプリングの結果を基に取るエリアと厚さを決定して、実際的に今度、工事の対策ということで工事を発注します。工事を発注した中でもため池の水を抜いて、その後にメッシュですね、10メートルメッシュを組みまして、その部分をやはり線量測定して、8,000ベクレル以上の部分を取っていくと。最終的には取り除いた後にもちゃんと確認をして、8,000ベクレルを超えている部分については追加でその部分を撤去するという形で、かなり細かい作業で対策をしているという状況であります。

委員（佐藤八郎君） 今、課長から説明があったように、8,000ベクレルを境にかなりの部分で努力されているということで、施工の流れにも書いてありますけれども、この地盤改良剤などの試験なるものを行っているんですけども、このやった結果というのは公開されているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 今回この村のほうで今実施しているのは、掘削しゅんせつということで、ため池の水を抜いて、そしてある程度その部分をバックホウで表面を削るという方式でやっております。ほかの市町村では水をためたまま、そこからやっていくということもありますが、村のほうではまだ営農に支障のないところについては、水を抜いてやったほうが的確だということでそれを実施しています。

その際に、やはりバックホウ等の機械が入る部分についての土壌改良というところがあります。仮設のための土壌改良でありまして、機械が入れるような形だけの土壌改良になっています。その部分についてもしっかりと線量を測った上で、それ以上のものについては土壌改良が終わった土に関しても全て処分しているという状況であります。

委員（佐藤八郎君） 村の中には多くのため池があるんですけども、ため池そのものの現状の把握というか、底水までもう、決壊したところはそれはもう全て泥水も流れているでしょうから、それはそれでなんですけども、それでない部分のため池は水を張ったままずっと永遠と来ているのか、水がなくなって底土も流れたような状況になるのか、そういうこの実態調査というのはため池全体ではどういうふうに調査されているのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） ため池の実態調査ということで、決壊しているところについては当然、災害復旧で直しているのだから分かるかと思いますが、あとはやはりため池の管理という

のは地元の水係の管理という形になっていますので、その中で聞き取り等もしておりますが、実際的にはこの基礎調査、詳細調査の中で地層ごとに放射線を測れば、これは抜いたんだなというのはある程度分かっていますので、あくまでも土砂が流出しているため池、していないため池という判断ではなくて、現状のたまっている土砂の放射線量を測って実施しているという状況であります。

委員(佐藤八郎君) 昨年度まで全体的にあるため池はもう調査を終えているんですっけか。

建設課長(高橋祐一君) 調査のほうは、実際、村のため池については74か所ほどあるんですが、平成30年から詳細な調査をやっております。平成30年度は14か所、昨年度は27か所、今年度が24か所という形で、今年度でほぼ調査が終わるという中で、その調査の中で先ほど言った8,000ベクレルを超えるものについては対策工事を実施しているということになっております。

委員(佐藤八郎君) この41件の調査報告書は議会に提出されているんだっけか。

建設課長(高橋祐一君) 今年の分については当然出してはおりませんが、以前に年度ごとの詳細調査と詳細調査結果というところで、そこにベクレル数が載っております。そういう資料は事前に提出させていただいています。

委員(佐藤八郎君) 31ページの相談支援業務でありますけれども、この内訳と、つなぐことでのどういう成果があったのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長(細川 亨君) 昨日も同じような質問がありましたが、相談業務を受けた社会福祉協議会から健康福祉課のほうに情報をつないでいただくと。それによりまして、健康系の保健師が問題があれば動く。高齢者について問題があれば、包括支援センターが動く。生活困窮者においては福祉係が対応していくということで、情報を健康福祉課のほうにつないでいただいたという大きな成果がございます。

以上であります。

委員(佐藤八郎君) 私のところにも月に2回ぐらいは訪問があつて、入ったことは1年に1回か2回しかないんですけども、いずれにしろ、そういう活動が非常に不安や心配事に応えるものになっていて、それはまさに不安軽減というか、ストレスの解消の役に立っていると思います。

ただ、この何というかな、村のテレビや新聞報道を見ていくと、見ている方々はもう何も心配なく暮らせるんだみたいな感覚に陥っている人もいて、気にしない方もいるというものもある。だから、「つながっぺ」あたりでこのいろいろな話、放射線に関するものもあるのか、食べ物の問題もあるのか、分かりませんが、具体的にこの毎日の中で見えるような、分かるようなものというのはどんなことをされているんでしょうか。

健康福祉課長(細川 亨君) 相談支援業務の業務内容の2番目に上がっておりますが、村民に対する情報提供や対話を目的とした座談会を開催するという部分で座談会を4会場で開催しております。まずサポートセンター、あとは高齢者のサロンというところで原安協に来ていただきまして、放射線の相談とかを開催しているということでもあります。

以上です。

委員(佐藤八郎君) なかなか人との交流というかコミュニティーがない中での活動なので、

大変喜ばれているんですけども、やっぱり限られた時間だと思うんですね、訪問時間というのが。30分も40分もお話を聞く機会はなかなかないとか、あとはやっぱり先月行って、今月行ったときに、かなり体の変化、特に認知症関係とか、いろいろそういうことでのこの全体的な連携した打合せというのは、健康福祉課と社協の関係ではどういうふうにされているのか。

健康福祉課長（細川 亨君） 健康福祉課のほうでは、地域ケア会議ということで毎月一度ケア会議を開催しております。構成メンバーは、社会福祉協議会の支援相談員も入っておりますし、ホームのほうの在介の職員も入っております。もちろん健康福祉課からも保健師、福祉系の職員、そして包括支援センターの職員ということで、皆さんでそれぞれの一つの事例に関していろいろと協議をしているという現状であります。

委員（佐藤八郎君） では、質問を変えますけれども、農業基盤整備促進事業、暗渠とか排水とか客土、用排水路、これ、2行政区にやって、プラス6行政区は去年の話でしたかどうか分かりませんが、この事業の実態とそれぞれの暗渠と排水、客土、用排水路の件数が分かれば教えていただきたいです。

建設課長（高橋祐一君） 基盤整備促進事業でございますが、村全体で大きく今2地区というのか、採択は2つに分かれて考えております。長泥以外はまだ入っていますが、飯館西部その2という部分がございます、その部分については大倉と八木沢を除いた、あと長泥を除いた行政区が飯館西部その2という形になっています。八木沢と大倉を含めた分については、飯館東部その2ということで採択をされております。その採択の中でも基本的には行政区ごとに計画を立てていますので、その行政区の計画が立った段階で追加追加ということで交付金の申請をさせていただいております。

そこで、今のところまだ2行政区の部分についてはまだそこまで行っていないという状況でございますが、基盤整備の状況という水路的な部分というのがありますが、水路に関してはもう延長的には各行政区でかなりの延長が入っております。あと暗渠排水に関しても行政区ごとにやっております。ですから、その辺は今、測量中という部分もありますので、なかなか今ちょっと取りまとめはしてはおりませんが、行政区ごとに整理をしながら今進めているという状況であります。

ちなみに、現在、基盤整備促進事業の用排水路関係を実施している行政区は、今12行政区で実施しているところでありまして、委託のほうも実施しているところはそれ以上にあるんですが、あと暗渠排水につきましては、現在のところなかなか進んでいない部分がありまして、今年1か所を含めて3行政区が暗渠排水を進めていくという計画になっております。それも先ほどお話ししましたとおり、実際実施していきますと、追加追加という部分もありまして、全てを完了していくという地区はなかなか今、二枚橋の須萱がほとんど完成したかなという部分で、ほかの行政区についてはまだまだこれからという状況になっております。

委員（佐藤八郎君） 地域割りで取り組んでいるということですけども、多分、農業基盤、要するに営農再開して農業をやろうという土地だけの対象ということで進めているんでしょうから、そうするともう後継者がいなくて田んぼ、畑をやっても、排水路は除染で壊

されたままで、暗渠排水、あとは用排水も含めてもう機能を果たさない状況にあるんだけど、そういう部分は半永久的にもうそのままということになっていくのかなという心配をしているんですけども、例えば営農再開する方の近くの同じ水路とか用排水路を使う場合は、その部分を含めて入っていくのか。暗渠も個人ごとでない暗渠事業をやった場合は、深谷地区みたいに全体に集落でやっていますから、この暗渠全体をやるのか、あくまでもこの稲を作る田んぼのみなのか、いろいろ考え方があると思うんですけども、片方、営農再開した田んぼ、畑は、それは再生というか生き返って土地、耕地になりますけれども、それ以外、やらないところはもう、先ほど言いましたように荒廃が進むだけの耕地になっていくと思うんですけども、そういう点ではどういうふうに整理され、どういう事業か何かあれば対応していくのか、伺っておきます。

建設課長（高橋祐一君） 今のご質問であります、まず一つは営農の部分かと思えます。その営農計画がなければその部分ができないのかということですが、あとは後継者がいなければできないのかというお話だと思えますが、それについてはある程度その中間管理機構等もありますので、貸し借りの部分で貸したい人が多くなっている部分はありますが、そういう意味でこれからも営農していくという土地の設定をして、その部分についてはその基盤整備の事業エリアと考えて実施しております。

保全的な部分もあるので、最初の計画は保全的な部分、最終的には例えば稲を作るホールクroppという状況になるかと思えますが、基本的にはその農地を活用すると、農地としてやっていくという部分の意思のところは全て対応してやっているところであります。

そのやり方としましては、用排水路に関しましては、やはりその関係する土地の用排水路ですから、途中で例えば営農再開もしないよという土地があったとしても、その脇の水路、用水路を通してこなければ当然水はかからないという部分がありますので、用排水路については全体的な考え方で整備を進めているところであります。

そのほか、暗渠排水ですね。田んぼ等の暗渠排水に関しましては、深谷等については三、四枚まとめて暗渠排水をしている部分はありますけれども、基本的に今回の部分については一枚一枚排水できるような計画で考えております。ですから、基本的には営農再開をやる土地のみということでの暗渠排水を進めているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） まだ2行政区とか6行政区とかと、用排水路は12行政区という、かなり広まっていますけれども、全体的にはまだまだの部分と、あとはその貸し借りの関係でいっても借りる人はそれなりに作業効率が高くて便利がよくて条件が整ったところを借りると。それから抜けた部分は借りる人がいないから、荒廃地になっていく。この二者択一みたいな部分はありますけれども、そういう全体の農業基盤というか、農業の農地の生かし方というものはどういうふうに計画というか、考えていらっしゃるのか。

産業振興課長（村山宏行君） 農地の貸借ということでございますが、村のほうではまず地域のほうに、基盤整備も入ることも含めてでありますけれども、営農計画について農家の意向調査というのを行っております。各集落に入って、お持ちの土地をどういうふうな形で使っていくのか、全く管理できる方に任せたいのか、あるいは将来的にはここは自分で使

うというようなところなのか、そういったところもまず図面、色分けをして、そこで地域の営農計画、そういったところの意向を伺って、その積み上げによって基盤整備が入るところ、そして中間管理事業に持っていくところ、そういったところを進めているというところでございます。

なかなか担い手が少ないというのが課題となつてはございますけれども、村としましてはまずは地域の方々が営農できる方、担い手のほうに集積をしていく、その上でよりメリットの大きい中間管理事業、そういったところを利用しながら貸し借りによって農地の集積を進めていくと。

また、そこでどうしても周辺地区が管理されないのではないかと、そういった懸念もされてきます。そういったところ、村としては集約をしながら、なるべく多くの方に借りていただく、あるいは新しく、例えば振興公社で行っております管理事業、そういったことも入れるなど、多様な形で農地を荒らさないようなことを進めていくということで計画をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 営農意向調査、やられているのは分かりますし、あれですけども、ここ五、六年、いろいろな人々と会って話をすると、田んぼ、もうこれから機械を買ってやるようなつもりはないし、どうしたらいいんだべということで、税務関係では地目変更をしないとそういう扱いされる、現場対応みたいなのところもありますけれども、その辺、きちんと整理されないと、営農意向調査、多分借りる人と貸す人の関係で、そういうことに関わりたくない人と、三者いるのかなと。関わりたくない人にすれば、原野なら原野にしたいという、投げおけば原野になるという話じゃなくて、その辺のこの土地全体の総合的な計画というのは、避難解除されて大分たつので、少しはそういう考え方というか計画の骨子みたいなものが出てきているのかどうか伺っておきます。

産業振興課長（村山宏行君） 今進めておりますのは、農地、今、図面を使用していわゆる貸したい農地なのか、自作する農地なのか、そういったところの色分け、そして周辺部分につきまして当然懸念される場所というのは出てくるわけでございます。

具体的な土地利用ということになってきますと、やはり集落の中で話し合っていていただく、あるいは村としても方針というものを定めていかなければならないのかなとは思っております。

1点、注意しておかなければならないのは、いわゆる圃場整備を行ったところ、あるいは過去に補助事業を入れた農地、そういったところは基本的には一種農地という形になってございますから、基本的には農地を守る、そういった法律の中で縛られているとお考えください。

周辺部分にありますいわゆる山際であるとか、そういったところというのがやはり懸念されてくる場所ですので、この後、6次総の後に土地利用計画、そういったことも策定するというところで考えておりますので、そういった中でまず集落として話し合っていく、それからどうしても管理がいかないというところが出てくることも可能性がございますので、そういったところについてはやはり農地から非農地化、そういった形にしていくしかないのかなと考えているところでございます。

ただ、あくまでも農地法の縛りというのがありますので、そういったところの調整というのが必要になってまいります。すぐに荒らして山にという形にはならないとお考えください。

委員（佐藤八郎君） 先祖代々、開拓をし、土地を造って作物を生産し、誰も荒らしたくもないし、何もしたくないんですけれども、この現状からして、6年という避難、そしてもう10年目を迎える今になって、農地法の縛りがある、縛りがあるということで国と一緒にのことを言っていますけれども、現実には村民からしたら縛られても縛られても、田んぼは田んぼとして税金を賦課するという事しか役場は考えてくれないのかということになるんですけれども、やれないものはやれないんですよ。まして、今さら機械を導入してやるなんていうのは40代、50代の前半でもなければ、とてもじゃないけれども有効な活用になっていかない。

そういう意味からすると、この縛られている土地を、田んぼを持っているんだから田んぼの税金を納めろ、畑を持っているんだからそうしろというだけの関係でいいのかどうか。せっかく原発被災地という指定になっている飯館村で、そんなことを引きずって高齢者になった村民をそんなことで縛っていること自体がおかしいんじゃないかと思うんですけれども、そういう観点には、思いにはならないのかどうか。村長、どうでしょうかね、その辺。

村長（菅野典雄君） なかなか放射能にこの汚染されたといいますか、村、いろいろなところでこれは影響しているわけでありまして。したがって、やっぱりここに住んでいく限りは、できるだけしっかりとさせていただくということで、それぞれ今、建設課長あるいは産業振興課長が答えておりますが、これからもいろいろな事業を展開して、できるだけやっぱり、元に戻すことはならないことはならないかもしれませんが、いろいろな営農なり生活ができるような形にしていくということが大切だと、こんなふうに思っていますので、今いただいた意を酌んで、またそれぞれ事業を取っていく段取りあるいは事業を進めていく段取りをしていきたいと、このように思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 実態として、原発事故後、農業委員会で扱った地目変更、そういう田んぼから云々、縛りがあってほとんどやっていないのか、そういう申請はないのか、実態としてはどうなのか。

産業振興課長（村山宏行君） 地目転換ですね、申請は毎月、定例の総会を行っておりますので、その中で審議をしているところでございます。

ただ、いわゆる一種農地と言われる部分、そこについてはありません。基本的に基盤整備をした中に、その中に何か別のものを利用したいからというのは、そこは基本的にはないというふうにあります。

ただ、やはり山際であるとか、そういったところで木が生えてしまって、昔はここは農地だったんだけど、今はもう山ですよというところで、いわゆる現況で確認をして非農地になっているところでもございますし、また、二種農地、いわゆる利用度が低い農地、例えば山際であったり、それから便利の悪いところ、それから基盤整備とかけ離れたような場所、そういったところについては地目を変えているところもありますので、そういっ

たところ、農業委員会としてはそういったことを個別に全て見させていただいて、現状に合った形で判断をさせていただいて許認可をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） そういう方々の相談にきちんと乗っていくための資料というのは、農業委員会に行けば全部そろっているということでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 基本的に農地を守るというのが農業委員会の仕事ですので、それを別のものというようなそんな資料ということは、なかなかないわけでありまして。

ただ、現実的にそういった悩みを抱えていらっしゃるって相談にいらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、真摯にその辺は対応させていただいているということでございますので、もしお知り合いとかでそういったご相談があるということであれば、ご紹介いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 医療体制として在宅当番医制、病院群輪番制、救急車やドクターヘリということで一連のことがありますけれども、この1年での利用や出動実態など、分かればお教え願いたいと思います。

健康福祉課長（細川 亨君） 病院群輪番制共同運営事業と在宅当番医共同運営事業の件であります。こちらの利用状況の部分でございますが、ちょっと今、資料等、数値は手持ちにありませんので、入手できるのであれば準備してお答えしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 別な質問でありますけれども、食品の放射性物質測定、この非破壊式丸ごと測定ということで村でも呼びかけてありますけれども、その内容や実態、成果はどの程度あったのか伺います。

産業振興課長（村山宏行君） 食品放射性物質測定の実績ということでございますけれども、データをいただいております。破壊式の測定検査、こちらは228検体であります。それから、非破壊式の測定検体数が1,117検体となっております。合計で1,345検体ということで測っております。

中で、やはり最高測定値というのが、5万ベクレルを超えるものがございました。いわゆる菌類ですね。コウタケです。最低のものはフキということで、これは2.9ベクレルでございます。やはり植物、品目によっても大きく変わる、場所によっても変わるというような、そういった状況であると認識をしております。

委員（佐藤八郎君） 何年か前からの推移を見た場合、どういうふうに推移しているのか。ワラビならワラビ、ゼンマイならゼンマイ、キノコならキノコが、あまり変わらないで最近横ばいなのか。物と場所といろいろあるんでしょうけれども、そういうのは課長が目を通した感じではどうですか。

産業振興課長（村山宏行君） 全体的には下がっている傾向にあります。

ただ、先ほど申しましたように菌類、こちらについては選択的にやはりセシウムを吸着するというそういう特性がありまして、やはり全体、量的には下がってはいるんですが、やはりいわゆる食に適するレベルにはならないというような、そういう部分でございます。

その他の部分については大きく下がっておりますし、野菜等についてはほとんど吸収抑制対策ができておりますので出ていないというような、そういう状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 村内でかなりの部分で採取されて計測されている方によりまして、どう

もキノコはそんなに推移しない。コシアブラも場所によるんでしょうけれども、下がりがあるんじゃないということでもありますけれども、戻ってきて自分の食べるもの、自分で作っているような生きがい農業といたしますか、農家といたしますか、その方なり、もちろん道の駅に出している方々を含めて、この自然のものでない栽培したものについてはほとんど問題ないという流れなんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 先ほども申しましたように、野菜等につきましては吸収抑制対策、そちらの知見も得られておりますし、実際出ておりません。念のため、一応シーズン最初の部分については、野菜についても検査を行って安全性を確認した上で市場に流していると。そういう状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 幾ら数値が出ても、キノコもそうですし、イノシシなんかもそうなんだけれども、1キロは食べないから大丈夫みたいなのが常識になっていることをよく聞くんですけども、確かに食べてすぐあづまに行って検査すれば、すぐ反応して出ますよね。だから、そういう何というか、1キロ当たりだからという考えというのが簡単にあるような気がして、非常に健康を守る上では心配をしているところですが、そういうことは課長は聞いていませんか。

産業振興課長（村山宏行君） 確率論になってまいります。基本的に、放射線によって体内にセシウムを取り入れた際にいわゆる細胞の中のDNAが傷つく、体の中にはそれを修復する能力がありますので、ですから少量であればそういったこともカバーされるわけですけども、何万ベクレルというものを体の中に入れてしまいますと、当然その修復能力というものにも限界がありますから、がんになる確率あるいは異常な、体に変調を来す、そういったことが予想されるわけです。ですので、なるべく取らないでいただきたい。

日本としては、100ベクレルをその一定の基準としておりますので、そこをやはり守っていくほうがご自分の体のためにはいいのではないかと考えております。

委員（佐藤八郎君） 多分、産業振興課長より健康福祉課長に聞くべきことなのかもしれませんが、修復能力なり免疫力が人間には備わっておりますので、それも赤ちゃんと我々高齢者とちょっとまた差はあるんでしょうけれども、そういう点では高齢者が多く戻っているのです、お裾分けじゃないですけども、イノシシの肉、少しぐらいもらって食べるとか、キノコもマツタケとかイノハナが、味が忘れられないので少しもらって食べるとか、大分食べている話をいっぱい聞いていますけれども、そういう意味では危険だと思うような方法が足りないのか、一応はお知らせ版とかいろいろで出されてはいますけれども、そういう点ではどうなのか。どちらでもいいです。

健康福祉課長（細川 亨君） いちばん館にも非破壊式の放射線測定器があります。1日に十数人が訪れて測っていくという状況であります。その都度、私も測っている産品、作物、全部見ておりますが、やはりセシウムを含んでいる作物に関しましては、出たものについては食べないでほしいという指導をしておりますし、特にキノコとか、いわゆる高い数値を出す作物がありますので、そういう部分については食べないようにということで指導をしているところであります。

以上です。

産業振興課長（村山宏行君） 毎年ですけれども、山のキノコ、秋になりますとどうしてもあるんですが、山菜、それからキノコ等については食べないよという事でチラシを配布するということで広報に努めているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 昨年、佐須の杉、90立方、7月に木材市場に出荷したと。その後の搬出、販売に向けての調整を進めるというお話が9月にありましたけれども、その後、搬出や販売をどのようにしているのか伺っておきます。

産業振興課長（村山宏行君） いわゆる森林施業計画に基づく部分でございます。具体的には佐須地区と宮内の一部になりますか、というところで施業を行って、そのうちの一部、線量が低かったものを確認したものについては材として出せたところでございますが、その後、材にして出したところではありません。定期的に施業によって間伐をして、そして計画に基づいて管理をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 出荷した後は搬出やら販売ができるのかどうか、調整を進めるとしていただんですけども、具体的にどんな会議なり、どんなことをされているのか、その後は何もその点ではやっていないということなのか。

産業振興課長（村山宏行君） こちらについては間伐の事業でありまして、基本的には施業計画に基づいて間伐をしていく。その中に、間伐の中でももったいないような木もあるわけですよ。そういったところについては、線量の低いものについて出せたところではございますが、基本的には間伐ですので細い木を間引いているということでございますので、なかなか材になるようなものがなかったところでございます。物について現場で出せる木なのかどうか、その判断というのはお願いをしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 佐須の杉を出したときの答弁を聞いていると、杉材も地区によって杉材だけは芯まで放射性物質が入っているというデータもありますけれども、そういう点ではこの木材をどういう販売に結びつけるかと、先ほど質問に答えて、炭の部分ではかなり高い濃度が出るという、シイタケ原木もありますけれども、杉・松材を含めてどんな見通しを、販売計画というのは別に立っていないでしょうから、間伐事業を進めながらの計測かな、しなごらの問題でしょうから、県も挙げて県材の材木を使おうみたいな流れになっていますから、その流れに飯館村も沿ってやっていくという方向なのか、いやいや、そうではないと、慎重に間伐とかいろいろやりながらきちっとした計測に基づいて出たもので対応するというものなのか、その辺はどういうふうに。75%、森林の村なので、森林の産業という大きい観点からして重要かなと。

産業振興課長（村山宏行君） 森林施業につきましては、県のほうの基準で毎時2.5マイクロシーベルト以上、それ以上のところについては施業できないとなってございますので、村としてはまずできるところは北のほう、あるいは西のほう、北西部からですね。そういった計画を立てて間伐、それから樹種転換、そういったことを進めていくしかないのかなと考えております。

基本的には木材ですので、時間がたってきますといわゆる銘木化ということでもできますし、また、放射性物質、年数がたってくると当然、自然にベータ崩壊をして放射性物質がどんどんなくなっていくという状況にはありますから、やはり将来的な資源として管理

していくということが必要なんだろうと思っています。そういった意味からも、今進めています木質バイオマス、そういったところが大きな役割を果たしてくるのかなとも考えているところでございます。

委員長（相良 弘君） いいですか。そのほか質問ありますか。

委員（渡邊 計君） 私から質問の前に、ちょっと今、佐藤八郎議員からキノコのお話が出たんですが、できるだけ食べないようにお知らせ版で周知しているということですが、村で頼んでいる放射線に関するアドバイザーの方が、ここで名前は伏せますが、こんなおいしいものはないと、もっと食べるべきであると、持ってきていただければ私は喜んで食べますというようなことを新聞にどんと書いてあると。こういう方を今後また継続してアドバイザーにするのかという問題がありますが、村長は今後、来年度に関しては人事権がないので、新しい村長とのお話になると思いますが、そういうこともあるので、金額だけの決算ではなく、そういう人的なものの決算もしていく必要があるのではないのかなと思うので、一言言っておきます。

では、資料ナンバー7番のほうで25ページ、不法投棄対策事業、これの不法投棄回収が67万6,800円上がっていますが、この不法投棄の量、どのくらい上がっているのか、そして前年、また、前々年から比べて減ってきているのか、増えてきているのか、そういう傾向はどのようになっているのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 不法投棄のご質問であります。昨年度、土のう袋で回収しました不法投棄の量は、可燃、不燃、資源ごみを合わせて333袋でありました。ちなみに2年前といたしますか、平成30年度は297袋でありました。若干、微増ということでありまして、この傾向は今のところ減るというよりは減らないという状況でありまして、パトロール等を行っておりますが、なかなか、いたちごっこいたしますか、そういった状況になっている状況であります。

委員（渡邊 計君） これ、不思議なもので、人のいないときに投げに来ている人もいるし、避難解除になってきて、人が増えてくることによってもまたごみ回収が、村内に焼却炉がないとか、そういうので不便になってきて、村外に避難している人たちが途中で投げているのか、あるいは外部からの人が来て投げているのか分かりませんが、これ、増加傾向であるならばこういうことに関してもっと力を入れ、来年度予算に反映していただきたいなと思っております。

次に、48ページ、おとといの説明で経営転換協力金、これ、4地区204戸は計画であって、実際、上飯樋地区の対象者が90名だったということで、その90名というか、最初の予算立て、今回1,600万円ほどを使っておりますが、これは最初204名のとときの当初予算というのはどのくらいであって、今回この1,700万円の予算を上げたのはどういう形で上げたのか、そのところ、説明を求めます。

産業振興課長（村山宏行君） 当初の予算立てとの比較はということでございます。4地区といいますのは、大久保・外内地区、それから上飯樋地区、関根・松塚地区、それから前田地区、この4地区ということで204戸を想定したところでございます。

当初、地域集積協力金につきましては1,098万5,000円、それから経営転換協力金、こち

らが2,155万7,000円という計画でございました。ただ、こちら、いわゆるこの中間管理事業を利用して実際に農地の貸し借り、そこまでの契約にいくというのは非常に難しい部分がございます。登記の状況も全部把握をして、間違いなくその方が10年間貸借できるのか、そこを確認した上で地域をまとめていくということになりますので、それが可能だったのは令和元年度につきましては上飯樋地区のみということであったわけでございます。

なお、そのほかの地区、大久保・外内、それから関根・松塚、前田地区、そういったところについては引き続き現在、中間管理事業で利用できるように今協議を進めているというところでございます。

委員（渡邊 計君） これは何年ぐらいの計画というか、単年ではないんでしょうから、現在、何年計画ぐらいの予定で行っているんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） この農地中間管理事業を利用する部分というのが、延長されて再来年までになると、国のほうでは言われております。ですので、20地区それを全てというのはなかなか厳しいところがございますので、今、国に対してこういった震災地区の特例としてこの期間延長をお願いしているところでございます。

委員（渡邊 計君） 今回のこの事業に関しては、中山間地などでも取りまとめて、私のところは貸してもいいよと、そういうところで色を塗ってそういう面積を集めていると思うんですが、本当にこれ、場所のいいところはどんどんどんどん借りられるんですが、場所の悪いところ、山間地に入った、あるいは段差のあるところ、そういうところは幾ら貸したいと言っても借りる人がいない。ですので、そういうところも含めた何らかうまい計画を持って行って、貸したい人のところはできるだけ使っていただけるような方向で今後進めていただきたいなど、このように思っています。

次に、70ページ、真ん中よりちょっと下のほうに中学校教職員研修費、中学生の数学・漢字・英語検定受験料ということで、学力向上推進事業補助金ということで176万円ほどが上がっておりますが、これ、その中で使ったのが55万8,000円ということで、120万円ほどの不用額が出ているということですが、この不用額がでかいということは、この最初の予算立てはどのような計画で研修費がどのくらい、あるいは中学生のこの検定受験がどのくらい受けられるという形の中での予算立てだったんでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） 学力向上推進事業補助金176万円の予算でございしますが、前年度の実績を見ましてこの程度の予算が必要だということで計上したものでございました。検定、年間に英語、数学、漢字検定、それぞれ3回を実施という予定での計上であります。それと、教職員の研修費ということでもあります。

検定について、コロナ関係で最後の検定ができなかったという部分もあって、若干予算が残ってしまったという部分もありますけれども、そういったことで本来はしっかり使いたかったということではありますが、残ったという経過がございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ、研修あるいはこの検定を受けるということに対して、恐らく勉強量も上がったのではないかと思われるんですが、その辺のところの成果はどのような成果があったんでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 成果といいますか、いわゆる検定取得の状況ということなんですか。全体的なことでもよろしいですか。

もちろんこれは取得しますと、取得するための学習によってももちろん基礎学力は上がりますし、あるいは県立高校入試あるいは私立高校入試等で有利になるというんでしょうか、プラスになります。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、次、71ページの民間バス運行委託業務、これは今、国からの補助が来てやっているわけで、全額補助だと思うんですけども、こっちの委託に関しては。ただ、これが果たしていつまで続くのか。これ、続かなくなった場合に、今この委託のタクシー等を使っているようなものは今後どうしてやっていくのかということが考えられるわけで、それでいつまでも続くとは思えません、私も。これらに関して少しずつでも積み立てていくような何らかの形が必要ではないのかなと思われるんですが、その辺はどのように考えて、来年度予算にどのように反映してくるのでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） この民間のスクールバス運行業務につきましては、被災地支援総合交付金事業で進めてきたところでございます。これについては、来年からさらに5年間延長ということで聞いておりますので、基本的にはその部分まではこの事業を継続できるのかなと思っております。

また、その後につきましては、子供たちの状況、遠いところから通学させることを続けられるのかどうか、そういった部分も含めて再度検討していく必要があるのかなと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 復興期間が5年延びたということでのあれだと思うんですけども、果たして、じゃあ突然なくなった場合にそこでどうしようかと考えてもちょっと遅いので、これはもう今から考えて、もし何か積立でやっていて、それがなくなったときまたさらに継続できるのであれば、そういう形も今から考えていかなければいけないなど。そういうことを次の予算あたりから少しずつでもやっていくべきではないのかなと思うので、ちょっとお話ししました。

次に、資料を頂いておりますので、この資料に沿ってちょっとやっていきたいと思いません。

まず、不用額の資料を頂いております。これ、上位50まで出していただいたんですが、まだまだ細かい金額までかなりの数なんじゃないかなということで、これを見てもみると、例えば募集をかけて来た人の金額で余ったと。例えば健康福祉課であると予防接種とか健康診断あるいは妊産婦の検査とか、そういうので大体の数字をつかんで出しているけれども、結局検査に来る人が少なかったということでの不用額が大きくなってきているのではないかなと。

そういう中で仕方がないのかなという面もかなり見えるわけですけども、ここで1つ、2つ聞いておきたいんですが、まず23番目に、いいたてクリニック駐車場舗装工事費ということでありましてけれども、これの不用額が517万8,400円。これ、駐車場という大体面

積、最初から見えている中で、1,433万7,000円上がって915万円しか使っていないと。そうすると、面積がある程度見えている中でなぜこのような不用額が出たのか、説明願います。

健康福祉課長（細川 亨君） いったてクリニックの駐車場舗装工事の部分の不用額が多いという部分でございますが、本来であれば3月補正でしっかり落としておければ問題はなかったんですが、そういうところで不用額を落とさなかったという部分が一つの原因だということになります。

あともう一つは、竣工が3月31日だったものですから、どうしても工事自体、増える部分の工事が出てくるかもしれないという部分からも、全て不用額を落とせなかったという部分もありますので、この2点が大きな要因かなということになります。

以上であります。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時52分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） 質疑を許します。

健康福祉課長（細川 亨君） 午前中、佐藤八郎委員から出た病院群輪番制共同運営事業、在宅当番医共同運営事業についての利用者数について調べましたので、報告いたします。

まず、病院群輪番制共同運営事業につきましては、利用者が全体で1万5,480人でございます。ただし、市町村別には分かりませんのでご了承願いたいと思います。

在宅当番医共同運営事業については、39医療機関で在宅当番医を回しておりまして、利用人数については全体でも不明だということになりますので、その旨回答いたします。

以上であります。

産業振興課長（村山宏行君） 午前中、佐藤八郎委員からありましたふくしま森林再生事業の販売についてということでしたが、こちらの認識にちょっと誤りがございまして、継続して販売しているということでした。

線量の基準としましては、木材の表面の線量を測って、それが6,400ベクレル以下であれば搬出できるということで、これは県の基準にのっとっているということになります。

ちなみに、売り払った分につきましてはの収入は、資料ナンバー4の39ページ、公有林立木売払収入というのが上から5枠目にありますけれども、公有林の売払収入50万2,274円となっております。今年度についても同様の大体50万円程度、販売はしているというような、そういうことになります。

委員長（相良 弘君） 質疑を許します。

委員（渡邊 計君） 次に、資料も頂いているということがあるので、次、収入未済額についてお尋ねします。

まず、大きい資料ナンバー4の13ページ、19ページ、21ページ、それから最後45ページ

と、収入未済額が出ております。それと不納欠損額も13ページとかに載っておりますが、それで資料を頂いているわけですが、まずこの不納欠損額、資料10ページの中段、ここに出ているこの不納欠損額、これが出た原因とか理由はどういうものなのか、この7万7,100円と9万3,300円についてまず伺います。

住民課長（山田敬行君） 追加資料10ページに、これは住民課分の村税等の未納、不納欠損額等の内容になっております。こちらの2段目のところに、滞納繰越分の中に不納欠損額、まず固定資産税7,100円、これは1人、それから国民健康保険税9万3,300円ということで、ここにほか、督促手数料も出てくるんですが、不納欠損額10万400円ということでありまして、固定資産税につきましては1人ということで財産がないということでありまして、

それから、国民健康保険税9万3,300円、こちらは2人なんですけれども、差押える財産がないということで、滞納処分する財産がないためということで不納欠損をしております。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、その次に収入未済額、結構いろいろあるわけですが、取りあえずこの資料を頂いた中の個人村民税、それから固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、これについての説明を求めます。

住民課長（山田敬行君） 資料10ページであります。まず一番上の段は現年度分、真ん中が滞納繰越分ということなんです。まず現年度分個人村民税、この真ん中が令和元年度の未納額、一番右が参考ということで平成30年度未納額なんです。昨年度の決算でいきますと91件、これは納期限等での件数となりますが、実人数30人で622万1,679円ということになりまして、昨年度から村県民税減免措置が終了しまして、課税再開ということでありまして、こちらが大きく伸びております。実質、中身的には1法人の方が9割分といいますか約9割、特別徴収の分が残っております。分納誓約をしておりまして、本年度になってからも若干であります。納入されているということで、こちらは引き続き滞納対策をしてみたいと考えております。

実際、滞納繰越分については中段になるんですが、若干、滞納繰越分でいきますと、収納額が左から3つ目、63万円ほどが入ってきたということで、滞納繰越分の未納については若干、不納欠損分も合わせて50万円ほどの減になっているということでありまして、

いずれにしても、今後、来年度から固定資産税の課税が再開ということもありますし、今現在減免になっております国保税、介護保険、後期高齢者医療保険料の減免がいつ終わるか分からないということがありまして、これ以上滞納を増やさない取組、それから新たな滞納者をつくらないとか、また、あと中には納税意識が欠如している方も、連絡しても全然連絡がないという方もいますので、今後滞納額がこれ以上増えないように徴収対策、滞納対策を強化してみたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） それで、中段のやつでも入ってきている分があるということですが、資料ナンバー4の13ページを見ますと、繰越し分が僅かずつ出てきているわけですが、これらに対してはもう何年にもわたっての繰越しということなのか、その辺はどうなっ

いるのか。

住民課長（山田敬行君） 滞納繰越分ではありますが、何年にもといますか、分納誓約をして少しずつ納入される方もということで、比較的直近で繰り越された分と、ちょっと古いといますか年度がたったものもありますが、分納誓約、少しずつ納めるということで村と取り交わしている状況でありまして、それらが合算といますか、そういった状況になっております。

委員（渡邊 計君） では、19ページの収入未済額について、負担金110万4,000円ですか、その下の農林水産の負担金、それから使用料での未収入、これについてちょっと説明を求めます。

住民課長（山田敬行君） 資料ナンバー4の19ページ、農林水産業費負担金の部分の広域農業開発事業費負担金ということで、収入未済額が105万4,059円ということでありまして、こちらにつきましては、実質2名いるわけでありまして、1名が亡くなっているということと、もう1名は自己破産の途中でございまして、なかなかちょっと徴収といますか、それが難しい実情にあります。督促状といますか、毎年1回は出すんですが、なかなか難しい状況になっております。

健康福祉課長（細川 亨君） その上の部分でちょっと備考の欄が抜けておりますが、収入未済額5万円というのがあります。これは保育料でございます。1人分でございますが、今年も鋭意努力して今徴収には歩いておりますが、なかなか徴収がうまくいっていませんで、まだ5万円残っている状況であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、住民課長から2人いて、1人が亡くなっているということですが、1人は少しずつでも納めようという形なんですが、この亡くなった方に対して今後どのような対処の仕方をしていられるんですか。

住民課長（山田敬行君） この亡くなった方への対応ということでありまして、基本的には相続という形になるとは思いますが、まだその辺の具体的な相続されるであろう方との交渉といますか、そちらのほうは現時点では進んでおりません。ちょっとその辺、今調査中といますか、という段階であります。

ただ、いずれにしても、これが亡くなって終わりというわけではなくて、相続される方がいて、その方とお話合いといますか、それができるのであればその方向であります、今その具体的な段階までは行っていないという状況であります。

委員（渡邊 計君） 相続されてからの話ということだけれども、相続拒否というか相続放棄をする人もいるわけで、そうなった場合は不納欠損額のほうに回すようになるんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 不納欠損となりますのは、税金のような公債権といますか、という場合はできることになっておりますが、この案件につきましてはそういう法令的なものがないとすれば、実際は議会のほうにかけて債権を放棄する形になるのかなと思っております、最終的にはそういったことになるのか、また、ほかの市町村でつくっているような私債権といますか、「私の債権」なんですけれども、水道料とかを含めた債権管理条例の中で

こういったものは不納欠損的な形ができるという条例をつくれば、議会にかけずにできるという例もあると聞いていますので、その辺は今勉強中ということであります。

委員（渡邊 計君） これ、できるだけ滞納繰越とかそういうものに回さないような形でやっていただきたいなど。

それで、次、21ページのほうに同じ収入未済額で112万9,300円、これ、頂いている資料の37ページの住宅使用料の滞納額かと思うんですが、これの説明を求めます。

建設課長（高橋祐一君） 住宅のほうの過年度分の未収というところでありまして、資料のとおり、古くは平成14年の12月からということでもかなり長い期間滞納されている方がいました。その当時、かなり足を運びながら徴収をしてきたわけではありますけれども、最終的に資料の37ページの3番のところちょっと誤りがございまして、平成14年12月から「平成22年1月」となっておりますが、これは「平成23年1月」でございまして、申し訳ございません。

このナンバー3の方に関しては、退去してもらったという状況になっておりまして、その後、震災後も仮設住宅等に足を運んだんでありますが、徴収できなかったという形で残っております。

ほかの方については、幾度か納入してもらった部分はあるんですが、ただ、現在やはり連絡がつかないという状況で、催告書は送っているんですが、若干戻ってきている部分もあるという状況で、住所の特定をしておかなければいけないという部分と住所が分かっている分については連絡が取れないので、足を運んでいくという作業をこれから進めていきたいなと思っています。

委員（渡邊 計君） これ、滞納月数ですか、4人いて、ナンバー1の人が13か月、ナンバー2の人が6か月、そしてこのナンバー3とナンバー4の人がもう98か月及び38か月と。98か月というともう丸々8年近く、そして38か月だと3年の上、ここになるまで一切請求しなかったのかと。本来であるならば半年あるいは1年ぐらい滞納した段階で強く求めるべきでありますし、もしそこで納められない人であるならば生活保護という形もあるわけで、その間これ、何をしていたのかと。その辺はいかがですか。

建設課長（高橋祐一君） 当然その時期についてはそこに、住宅に住んでいたわけですから、常に足を運んで徴収に努めてまいりましたが、結果的に納めてもらえなかったという状況であります。

それで、3番につきましては、強制的に退去してもらおうというところで、最後までは書けませんでしたけれども、自主的に退去してもらったということを取っております。

委員（渡邊 計君） この震災とかいろいろなことがあって、国からとか村からとか一人一人に個人に10万円とか、いろいろな金額が下りているわけですけども、それにこういう滞納がある人のものを差し押さえられるかどうかという問題もあるんですが、こういう人たちもそういう金額はもらっているということですか。

建設課長（高橋祐一君） 全員ではございませんけれども、住所がある方についてはその確認を住民課のほうとしながら確認を取っております。住所がその辺で分かっていますが、ただ、電話のほうの連絡が取れないということがありましたので、催告なりで通知をしていると

ころではございましたが、徴収に至らなかったという形になっております。

委員（渡邊 計君） あと、では45ページに総務費雑入で18万円ほどの収入未済額があるわけですけれども、コピー代等となっていますけれども、これはどういうことでこの収入未済額になっているのか、説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） これ、ちょっと担当課ではないんですが、私のほうからお答えいたします。

18万円の未済は、具体的には八木沢の体験住宅の使用料ということで未納になってございます。この方の現在の行方とか、ちょっと承知しておりませんが、八木沢の体験住宅の使用料でございます。

委員（渡邊 計君） 今のその人の住所とか、分からないということですが、体験する場合には申込みをして体験するわけで、その申込書には住所とかそういうものが書いてあると思うんですが、それが偽の住所だったかどうかということもあるんでしょうけれども、その辺はきちりとした書類が上がって、そこに連絡を取っているということですか。

産業振興課長（村山宏行君） この八木沢の体験住宅の件でありますけれども、これは震災前になります。この方、保証人の方の住所ということで記載されてあったんですが、その方がもう高齢でお亡くなりになっているところでございました。

また、ご本人がちょっと刑務所のほうに入られたということがあって、それ以降の足取りがつかめておりません。もう連絡がつかないという状況にありまして、このような形で残っているというところでございます。

委員（渡邊 計君） 今ちょっと保証人という言葉が出たので、ちょっと建設課長、戻ってすみませんけれども、この住宅を借りるときというのは、保証人というのはつくようになっているんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 保証人があって入居できるようになっております。

委員（渡邊 計君） ということは、先ほどの繰越ししている滞納の住宅の使用料、これ、本人が払えないのであれば保証人ということもあるわけですが、本人が全然払う意思がなければ、これ、保証人のほうには話はかけていらっしゃるんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 当然、保証人のほうにもお話はされておりますが、それは毎年ではなくて、本人のほうに毎年通知は行っているという状況で、ある程度震災前については保証人のほうに連絡をしておりましたが、震災後については連絡が取れないという部分もあってしていなかった部分と、また、保証人が死亡という部分も何件かございまして、本人とのやり取りで徴収という方向で進んでおりました。

委員（渡邊 計君） あと、資料でいきますと、ナンバー22のA3判のきこりのことについてちょっとお伺いいたしますが、きこりの不用額が2,000万円ほど出ていますが、実際きこりが補助を入れないと営業できない状況にある中でこの2,000万円の不用額が出たということはどういうことなのかと、それとこのきこり及びもりの駅まごころ、これに関して今後どのような方向性でいくのか、説明を求めます。

産業振興課長（村山宏行君） きこりの分での予算ダウンというところでございますが、この部分につきまして、きこりの運営状況から申し上げますと、震災後、きこりにつきまして

は震災の影響ということでお客さんが極端に減ったというところで、いわゆるきこり運営に係ります赤字の部分を国のほうから交付金を頂いて補填をしているという状況でございます。年度末に全ての精算を行って、そこで赤字額を出して、その分を国に請求するという事になってございますので、その分の誤差といいますか、差がそんな形で上がってくるところでございます。

きこりの運営につきましては、追加資料で提出をさせていただきまして、これが追加資料22ページでありました。これでいきますと、上の段の営業外収益の部分、一番右側ですね、すみません、その他の収入です。申し訳ございません。収入、その他の収入のところ一番右側に3,503万6,190円という数字がございます。この数字は、村の指定管理料分と、それから国の補助金、それを含めた額でこのような記載になってございます。

純粋に国からどのくらい出ているのかといいますと、今から申し上げます。国から3,065万5,895円、この金額が国のほうから支出されている金額でございます。村としてはそれにいわゆる村のほうの負担分を合わせて、そしてきこりの赤字を全てこれで埋めているという状況でございます。

以上です。

副村長（門馬伸市君） もりの駅まごころの今後どうするんだということではありますが、去年外部のほうを直して、今年内部かな、森林組合に入っておりましたから、森林組合が3月で退所して、今年あの内部を改装することになっています。あそこには厨房もありますし、以前はそば打ちの体験のそういうブースもありましたし、あとは食堂をやっていましたから、その部分もあります。

今のところ、具体的に何に利用するかというのは決まっておりませんが、当面は加工施設がありますので、そこで地場製品の加工とか、前もやっていましたから、そういう使い方をしていこうかなと、こんなふうに思っています。そのほかにも結構スペースがあるので、そこを使って何かやりたいという人もいれば、その辺も有効に利用していただくかなと、こんなふうに思っております。

あと、きこり、補助をもらえなくなったときにどうするのかという話ですが、全く今のところ、前は職員23人ぐらいを使って年間1億六、七千万円の売上げがあつて、ちょうど少しずつ右肩上がりになってきたんですが、それが原発事故で駄目になったということであるものですから、あそこを指定管理、当時3,000万円ぐらいだったんですが、今5,000万円かかっているんです。今だけのお風呂と素泊まりだけで大体5,000万円ちょっとかかっているんです。そうしますと、2,000万円をどうやって稼ぎ出すかということになります。お風呂と素泊まりでは2,000万円、なかなか難しい状況ですので、あるいは議会の皆さんからも要請のある食事の提供というのかな、その辺もどういう形で食事の提供ができるのか、村で直接やらなくても業者のほうに予約があつたときに、そのときをお願いできないのかどうか、常時雇うとなりますと調理員とかそのスタッフの person 費が相当かかってくるので、今の段階で食事の提供、1泊2食つきとかという話にはならないので、もう少し来年度の予算編成時期ぐらいまでにちょっと先を見越したそんな検討もしてみたいなと思います。

委員（渡邊 計君） きこりは震災前、確かに私も利用させていただいて法事とかをやったわけですが、あの当時ほとんど以上にもうかり始めた時期なのかなと思ったわけですが、この震災で駄目になってきたと。

ただ、今回、素泊まりですけれども使用料というか金額が上がって、それで聞こえてくる話の中には、いや、素泊まりで五千幾らは高いんじゃないかと、そういう声も聞こえてくる中で、最初3,600円でしたか、そのときと5,100円だかになったわけですが、その移り変わったところでの使用頻度というか、使用の金額的には、人数的にはどのような形になっていますか。

産業振興課長（村山宏行君） 価格の変動での入り込み数の変化というご質問でございますけれども、価格の変更を行ってからがちょうどコロナの時期と全くかぶっております。したがって、ちょっと比較ができないというところでもあります。

ただ、価格ですけれども、一応近隣の類似施設の単価、そちらを調べて、その上での検討で同様の金額というふうにしておりますので、そんなに大きく高いというような、そういったところの認識は持ってはおりません。

委員（渡邊 計君） 本当にこれ、きこり及びまごころも管理料が国から来ている間はいいですけれども、これは本当に来なくなったときどうするのかと。これもいつまでも続くわけでないし、先ほど副村長がおっしゃったとおりに、今からもう考えていかないと、特にまごころ以前のステーキハウス、これもどうにもならなくて、あそこ、場所が悪いのか、ステーキハウスをやったり、あと直売所をやったりしているんですが、何かぱっとした成績が上がらない場所なのかなと。場所にかこつけるわけにはいかないんですが、本来であれば今の道の駅みたいに、最初は赤字だったけれども今はほとんどまで上がってきたと。そういうことで何らかの形で継続できれば一番いいと思うんですけれども、その辺を今後考えていただいて、私が思うには、今回きこりのほう、1,500円ほどですか、賃金が上がった中にイオラのほうですか、あれがまた別会計のはずなんですよ、利用するのに。泊まった人には上がった金額でイオラを使えるようにするとか、何らかの形をやってやっぱり客をどうやって寄せるか、それを今後考えて来年度以降の予算立て及び計画に反映させていただきたいなと思います。

それで、次、大きい資料のナンバー4の153ページ、説明資料とかそういうのにはちょっと出てこないんですが、ここに予備費というのが一番最後に出てきます。大体13項目ほどあるんですが、ここで全部聞くにも時間がかかりますので、取りあえず一般管理費の64万8,000円、これはどういうことに充当されたのか説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） 153ページの予備費の内訳、備考のほうに出ておりますが、この備考に、申し訳ないんですが、科目しか記載になっておりません。一番上の64万8,000円について申し上げますと、これは総務課関係でございまして、64万8,000円に2つございまして、顧問弁護士の訴訟業務が21万6,000円、あとこれも裁判関係ですが、騒音の測定業務ということで43万2,000円、合わせて64万8,000円でございます。

委員（渡邊 計君） 今、課長から説明があったんですが、これ、57ページにこの予備費から充当ということで委託料のところにあるわけですが、そうすると今、課長から説明があっ

た顧問弁護士等業務で21万6,000円と59ページにある騒音測定業務43万2,000円とあるわけですが、これはこの予備費から充当の下に括弧づけで書くべきじゃないんですか。でないと、予備費で64万8,000円が上がって、それから弁護士費用と騒音測定業務で43万2,000円と、これはダブって上がってくる形になりませんか。

総務課長（高橋正文君） 今、委員がおっしゃるとおり、ちょっとこの備考欄、分かりづらいものですから、次年度からどの業務に予備費を充てたかどうか分かるように表示を変えたと思います。ダブルでは上がっておりません。予備費の額が一番頭に出てきて、あと内訳が出てくるということになります。

委員（渡邊 計君） それで、これ、予備費が当初予算額700万円で不用額が163万6,000円ということですが、今回、今年に入ってコロナ、それから去年も秋に台風被害、現在大きな自然災害が増えているという中で果たしてこの予備費700万円でちょうどいいのか。

私は、今後のコロナやいろいろな病気がはやってきたり、自然災害が大きくなってきて、予備費をもう少し上げておくべきではないのかなと思うわけですが、来年度予算にはどのように反映されますか。

総務課長（高橋正文君） 予備費の総額ということでございますが、160万円ほど余っているのでも現在間に合っているということでは間に合って、間に合わせているというところではありますが、予備費というのは当初予算でこれだけ目的外予算と呼ばれる、目的、性質を定めないで計上するという科目でございます。これは自治法で決まっております、易しく言えば使い道を指定しない予算で、執行部のほうに執行が任されている予算ということが700万円でございます。

この総額ですが、明確な規定はありません。飯館村においてはずっと700万円でやってきたということでございます。国のほうなんかを見ますと、国の予算が約100兆円で通常は予備費が5,000億円ということで予算規模の0.5%、飯館村では今まで40億円の700万円ですから、0.2%程度で予備費を取っていたということでございます。

ただ、委員おっしゃるとおり、今、予想のつかない緊急な支出が出てくるという時代にもなっておりますので、今後予備費の総額についても予算編成の際、検討させていただきたいと思います。

委員長（相良 弘君） そのほかありませんか。

委員（高橋和幸君） では、私のほうから昨日聞き残した点について何点か聞いていきたいと思えます。

資料ナンバー7番の75ページでございます。10款3項2目の中学校教育振興費の真ん中より下、オリジナルグッズの開発、ふるさと学習のパンフレット作成とあるんですけども、これは一体どのような内容でどんなものだったのか、また、どのような費用対効果をもたらしたのかをお願いいたします。

教育課長（佐藤正幸君） 12市町村の教育復興の推進事業の補助金でございます。資料として、追加資料の36ページにイイタネちゃんのふるさと学習のオリジナルポーチの写真を載せてございます。それから、別冊としまして、ホストタウンプロジェクトということで中学生が作ったこのパンフレット資料を配付させていただいております。

この事業の目的、成果については、総合的な学習の時間に行っているふるさと学習で学習した飯舘村のよさを多くの人に広め、飯舘村をPRするという事で成果が出ているものでございます。このプロジェクトの資料、この冊子、これの中に、開いていただきますと中でこのようなことをやったということで食、料理ショーというようなこと、物づくり、あとメディアということで、それぞれ子供たちが学習した内容の成果を、これは班体制で行ってきた事業の成果パンフレットが載っております。

この中の真ん中の大きな青枠の右下、イイタネちゃんのポーチを作成しようという事業もこの項目全体の中で入ってきているところでございます。このイイタネちゃんポーチにつきましては、先日行いました商工まつり、あと道の駅のイベントのときに子供たち自らの手で来客者に対して販売をして、その売上金については今交流しておりますラオスのほうにアジア教育友好協会を通して寄附をするという段取りになっているところでございます。

このオリジナルポーチにつきましては、この事業の中で300個作成をしております。このふるさと学習パンフレットにつきましては、500部作成をしております。このパンフレットの中にありますイイタネちゃんポーチ以外の活動につきましては、教育復興推進事業補助金の上の項目にあります「やったね」の教育で生きる力をつける事業補助金、この中で残りの部分、例えばいいたてオリンピアの花の栽培の仕方を作るパンフレットとかもこの中で作成した、経過としてありますが、そういった部分について、やったね事業のほうで作成して、道の駅のほうで花を販売したときにそれを折り込みにして、すごく好評をいただいているという事業成果もあります。子供たちのふるさと学習の自分たちでやったという達成感も得ることができまして、そういったことで充実した事業成果を得ているということでございます。

イイタネちゃんポーチは1つ1,000円で販売しまして、300個作ってまして、ほぼ完売状態、今まだ道の駅に何個か置いてあるかなと思っておりますが、ほぼ完売した状況でございます。

以上です。

委員（高橋和幸君） このように類似した事業などは、ここだけじゃなくて、このページを含めて様々ございますけれども、肝心なことは何を得られたか、何を残すことができたかだと思いますので、物事に取り組むということは非常に重要であって大切なことではありますけれども、成果、結果というものも大切にして、今後もしっかりとこういう事業展開を図っていただきたいと思います。

次に参ります。同じ資料の70ページ、10款1項2目の上から2番目、松竹芸能の芸人による出前授業とあるんですけれども、これの詳細をお聞きします。

教育課長（佐藤正幸君） 笑育出前授業でございますけれども、これにつきましては、内容、出前授業プログラム開発と芸人の出演料、教材を含んだ経費としての支出でございます。この笑育の出前授業、中学校が3回、小学校が4回ということで開催をしております。中学校3回、小学校4回については、芸人が指導を行って、小学校の4回目の部分については教員がその技術、ノウハウを使って授業を行ったということです。

プログラム開発、あと芸人ということで、これについては小学校について一緒に漫才をつくるということで、自分たちで漫才の基礎から発表までこういった内容でみんなを笑わせたいとか、面白い発想でということで、一からつくったということで、それを芸人さんの指導で自分たちで考えたものをどんなふうに表現していったらいいのか、その表現力、そういったものについて学んだということでございます。

日にちについては、1回目が12月9日、あと2回目が12月10日、3回目が12月19日ということで3回、それぞれ小中学校で授業を行ったところでございます。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 一部に表現力とありましたけれども、実際に具体的に子供たちのどんな教育、学習につながったんですか。

教育長（遠藤 哲君） まず、このいわゆる笑いということなんですが、私が聞いたところによりますと、当初子供たちの心のケアというんですか、笑いをつくる、あるいは共有することによってその心のケアにつながるという意味もあったと思っておりますが、昨年私も笑育の授業を見てきたんですが、先ほど課長からあったとおり、コントというか漫才なんですが、それを芸人さんと一緒に自分たちでつくると。そして、表現するというので、やはり一番は表現力、それから発信力ですね。非常にそういったこの取組が功を奏して様々な、昨年でいいますと県知事と物おじせずに話をしたり、あるいはマスコミ等取材に堂々と話をしたりと、そういう自信を持って自分たちを表現できると、そういった効果があります。当然、各教科の学習発表等にもよい影響があると思っております。

以上です。

委員（高橋和幸君） こうした授業自体を私が一概に決して悪いと言っているわけではございませんので、そこはご理解いただきたいと思えますし、教育に笑いと遊び心は必要であると私も思っております。ただ、こういう一般家庭からいけば莫大な予算額を取って行っていることですので、真剣さも忘れずに今後とも取り組んでいってほしいと思えます。これについてはこれで終わります。

次に参ります。続きまして、53ページの6款2項3目の村民の森管理事業の一番下、あいの沢アジサイ植栽工事ですけれども、これの維持対策などはどのようにされていますか。

産業振興課長（村山宏行君） 現在あいの沢につきましては、施設のほうの管理ができなかったということで一部使用ができないということで閉園状態ではありますが、やはり交流施設として必要だということでアジサイの植栽を行っております。

一番上に管理人のほう、週2回程度でありますけれども、2名の方に頼んで、あいの沢の全体の管理を行っております。こちらの方に肥料の追肥であるとか、あとはあまりに乾燥過ぎのときには水やりとか、そういったこともお願いをしているという状況でございます。

委員（高橋和幸君） 花ですから、年がら年中、一年を通して見られるわけでもなく、一定時期しか見られないものだと思いますけれども、その中であっても、今、産業振興課長が言ったとおり、心とか目で見て学べるというのは非常に人間の心を豊かにして大切なことであると思えますので、今後もこの事業の継続はしていただきたいと思えますけれども、こ

れをした上での、お休みの時間があつたとか、今、何かなかつたとか聞いたんですけれども、そのやったときに関してですけれども、その効果とか、また、維持も聞きましたけれども、今後の管理方法も含めてもう一度詳細をお伺いします。

産業振興課長（村山宏行君） 先ほども申しましたが、今、あいの沢の公園自体は閉園中でございます。といいますのは、使用していなかったということでトイレのほうが悪れておりまして、今そちらの修繕を国の交付金を頂いて修繕ということで計画をしているところでございます。

管理につきましては、先ほど言いましたように今管理人を置いて定期的に見ていただいているわけなんです、やはり閉園とは言いつつも、やはりお客さんは来ますし、また、きこりにお泊まりになる利用になる方もいらっしゃると思いますので、そういったところ、気をつけていただきながら、施設の傷みであるとか園内の傷み、そういったところをこの管理人の方に見ていただいているという状況でございます。

委員（高橋和幸君） 花とは言いますけれども生き物ですので、しっかりと維持管理をして取り組んでいってほしいと思います。これに関しては以上です。

続きまして、資料ナンバー4番、この49ページの一番下、教育費雑入の「未来への翼」の事業費負担金、また、「沖縄までの旅」の負担金に関してですけれども、簡単で当たり前なことではありますけれども、分からない村民の方もいるかも分かりませんので、あえて聞かせていただきますけれども、これはどちらとも定められた予算額があると思うんですけれども、その中で今回からは保護者からまた児童の分も負担金を徴収するというところで、この予算額の中においてこの徴収した分を削って使ったのか、それとも予算額自体を使って徴収分の金額を何かしらの基金に繰入れをしたのか、また、繰入れをしたのであればどこに繰入れをしたのかをちょっとお伺いします。

生涯学習課長（藤井一彦君） 今の教育費雑入の「未来への翼」、それから「沖縄までの旅」の負担金でございますけれども、これは両方ともこの事業につきましては「いいたって子未来基金」から一昨年までは全額基金の繰入れで歳入のほうは持っておりました。前年度はこの負担金の額を引いて、あと残りの額を基金で繰り入れているということで、両方合わせてトータルの支出を担っているということになっております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今の答弁ですと、初めの予算額プラス徴収分、その中で使って余ったのを未来基金に残しているということですか。

総務課長（高橋正文君） このナンバー6の29ページを見ていただくと分かりやすいと思います。大きいやつの29ページの真ん中あたりですね。「未来への翼」事業、「沖縄までの旅」、「未来への翼」は1,200万円が事業費、財源としては未来基金が1,150万円、あと皆さんから頂いた負担金が54万円ということで、この1,200万円に見合う財源はこの2種類ですよということになります。

委員（高橋和幸君） ちょっとあまり私、頭がよろしくないもので、なかなか理解ができなくて申し訳ないんですけれども、これには限りませんが、適正な財政運営、透明性を保ちつつ、引き続いてきちんとした執行に努めていただければと申し上げて、終わりたいと

思います。

これにちなんで、引き続いての質問なんですけれども、資料ナンバー6の今、総務課長が言った29ページ、「未来への翼」事業と「沖縄までの旅」の事業ですけれども、これ、以前の一般質問で私もしたと思うんですけれども、たしか村長でしたかね、答弁したのは。多分どちらかが2年に1回か、それともいついつまでできるかどうかのこのみたいなことも言っていたかも分からないんですけれども、私的には、私もこれ、ご承知のとおり、「未来への翼」の北欧研修に参加させていただいて、本当に自分の知らないものを見る、知る、聞く、感じる、これは非常に大切だし、大人でもそうやって感じるということは、子供にとってはもっと重要、大切になっていくんじゃないかなと思って、この事業はやはり続けていくべきなんじゃないかなと私的には思っているんですけれども、でも以前に財政的なこともあるとの返答もありましたけれども、いつまで、今後例えば10年、20年続けていけるのかどうか、毎年のように続けていけるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですけれども。

村長（菅野典雄君） 子供たちが避難によって大変苦労した。当時お分かりか、あるいは分かっていたらっしゃるかもしれませんが、マスクをして、今のようなコロナでないときに、そしてまさに校舎から出ないで一切校舎の中で窓を閉め切つてと、こういうことをやっていたわけですね。ですから、その子供たちにいかにやっぱり開放的な、そしてまた、いろいろな活発な授業なり、あるいはいろいろなことができるかというのは非常に大切だということで、「いいたって子未来基金」というものに今大体、平成23年から今までに2億8,000万円ぐらい入っています。場合によっては、村に頂いたものを本人の了解で子供基金に回させていただいたというの也不错あります。

その中でできるだけやっぱり子供たちに、いわゆる一般財源を食うということになりますと、なかなかやっぱりこれも一般的に一般財政も厳しいわけですし、議会の皆さん方からもいろいろな方があるかもしれないということでやらせていただいて、中学生のほうは海外に、そして小学生のほうは沖縄にと、こういうことでさせてきていただいたということでございます。今、多分1億5,000万円ぐらいの残金はあるんじゃないかなという気はしますが、もうやっぱりずっと先細りにはなってきましたから、ずっとこれから入ることでもないだろうけれども、今でも幾らかの間は入っているところであります。

その中で、子供たちがどんどんと少なくなってきましたので、そういう意味で中学校のほうは、海外のほうは今年度はちょっとやめてみようということに、2年間続けましたけれども。あと沖縄のほうは子供たちが少ないので、いわゆる5年生、6年生にして2年に一遍と。まさかこのコロナが来るとは思わなかったのがやったんですが、コロナが来ましたから、たとえやる予定だったとしても、それは中止にならざるを得なかっただろうなとは思いますが、いずれにしても子供たちにそういう機会を与えるということは物すごくやっぱり大切だろうと思っています。

それはこれから新しい村長がどう考えるかということによりますけれども、ぜひやっぱり子供たちにはいろいろと経験を小さいうちに、感受性の高いうちにやらせるということが大切だと思いますから、議会の皆さん方からも特段のそういうご配慮なりご意見などを

いただければいいのではないかなと、このように思っております。

以上であります。

委員（高橋和幸君） これの負担金に関しまして、多分、以前の一般質問で村長と問答をしたことがあったと思うんですけども、取ったほうがいいのか悪いのかということに関して。これ、私、いろいろ見て調べたんですけども、自治体によっては、修学旅行とかは別にしても、こういういろいろな自治体でやる国内、国外への旅行事業を自治体が全部出しているところもあれば、確かに多少のご負担をいただいている自治体もありますので、今回から取るといったことに関して、私はなくてもいいんじゃないかということをも多分、以前の一般質問で申し上げたと思うんですけども、全国的に見ても両方ありますので、一概に取っているから、村長、それは悪いですよとも、私はそれはちょっと言えないんですけども、ただ、財源的なことも考えればなかなか難しい面もあるので、どちらがとは確かに言えないんですけども、ただ、自主、自立を村長はいつも求めていますけれども、それも大切なんですけども、行政サービスの提供というのもやっぱりそれも半分大事だと思うんですよ。

そういう観点から見て、取らなくても取っても、僅かな金額です、これ。54万円の負担金と32万円の負担金、行政からすれば大きいかも分からないですし、負担するご両親、親御さん等からすれば1人2万円、4万円という負担金は大きいかもしれませんので、これを取ることにに関して再度、もう一度お聞きしますけれども、どのようにお考えなのかをちょっと改めてお聞きしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 以前のいろいろな事業はそれなりに出させていただいていたということがございます、ほとんど。例えば「若妻の翼」の事業は、60万円ぐらいかかっていたんですから、普通は3分の1を出す、あるいは半分を出すところを、その当時、本人が出せる金額はせいぜい10万円だろうと、嫁の立場ではと。こういうことでその10万円というのも結構話題になったぐらいです。そのほかの北海道に6年生がアドベンチャーで行ったりとかなんかも全て、僅かではありますが出させていただいていた。ところが、震災に遭ったことによって、その中で負担を求めるのはいかがなものかと。こういうことでほとんど負担金なしで出てきたんですが、今度9年目、10年目になり、今、一方では皆さん方からもいろいろご指摘いただいているように、いわゆるこの10年間の未払い状況から今度は支払っていただくという形をしていかなければならないということになりますと、当然幾らかなり等の負担、それはやっぱりたとえ、ほんの僅かです。多分これは今おっしゃったように、村にとっては何ら痛くもないぐらいの金額もしれません。本人にとっては大変だということかもしれませんが、そこがやっぱり大切だと私は思っています。やっぱりそういう形で行政と住民がお互いに分け合ってやっていくということが大切だと思いますが、そのときに住民に絶対とてつもないような負担ということの印象を与えないような形をやっぱり常に行政は考えていくということが大切ではないかと、このように思っていますので、これもまた今後どういうふうになるのか分かりませんが、私としてはそう思って今回から若干取らせていただく形にさせていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

委員（高橋和幸君） 今、村長からご答弁をもらいましたとおり、負担金の在り方などについては新村長がこれから就くということで、議会も通じて在り方について今後も検討するという形を取っていきたいと思いますけれども、ただ、事業自体に関しましては、これは、先ほども私が申しましたけれども、議会議員として行かせていただいて、医療、福祉、介護、教育、そういうところの先進国ということで、やっぱり私なりに学ばせていただいたことがございますし、先ほども申したとおり、大人であるんであれば子供にもあるだろうということで、子供たちの心の豊かさや自己啓発活動にもつながっていくことだと思いますので、ぜひとも継続していけるように、財源などは一般家庭でいえばお金はお父さん、お母さんが働いて給料を確保してくるのと一緒に、この事業は子供たちのために私たち大人が何とか財源を確保して続けていけるようにやっていくべきだと思いますので、ぜひとも前向きに検討していただければと思います。

続きまして、別の質問に参ります。資料ナンバー7番の49ページ、鳥獣被害防止対策事業に関してですけれども、これは私、去年から、去年の前ですかね、多分前々から一般質問でもずっと言っていると思うんですけれども、被害防止活動、また、捕ったものへの報酬費ですか、に関してイノシシが2万円、猿が3万円ということで、もっと上げたほうがいいんじゃないでしょうかと申し上げたんですけれども、近日ちょっと各行政区、今みんなばらばらな行政区なんですけれども、猿の被害が多いということで何とかしてもらえないかと。私はそういう面、ちょっと地元にはないので分からないので、実家に立ち寄って地元にも猟友会がいますので、実家に行って父に聞いたところ、うちの両親も花を趣味で畑で手広くやっています、被害がひどいので本当に猿を何とかしてもらえないのかと。私、父と2人で話し合っ、猿のほうが値段が高いのに、何で鉄砲打ちの方は皆さん、捕らないのかと聞いたら、本当か否かは分かりませんが、お猿さんは人間と同じで賢いので、撃たないでくれとって押むんだと言うんですよね。それが本当かどうかは分かりませんが、でも実際にほかにいろいろな農作物を作っている方も電牧とか柵を設けたり網を設けたりしても、今はイノシシよりも猿にやられている被害のほうが非常に多いというのを聞いていまして、それに関しまして、これは令和元年度の予算でありますけれども、そこからも含めまして、今後も含めてそれに対しての有効な対策をどのように講じていったらいいのか、行政として考えているのかをちょっと見解をお聞きしたいと思います。

産業振興課長（村山宏行君） 鳥獣被害ということでニホンザルの被害ということでありますけれども、駆除の実績でいきますところに記載させていただいたとおり、ニホンザルにつきましては20頭にとどまっているところでございます。実際私も昨年ですか、鉄砲の免許を取りましたのでやりますけれども、実際猿の場合は難しいというところがあります。どうしても猿の場合はわなに入らない、それから電牧を仕掛けてもそこをくぐっていく道を見つけるんですね。例えばそばにある木を伝っていくとか、それから中には電線が通っていないところの支柱をつかんで乗り越えて入るというような、そういう事例も聞いております。なかなかこの電牧で防げないというのが実態ということになります。

また、ニホンザルの場合は、視覚が全く人間と同じ視覚で、色を全部識別できますから、

ですので猟友会のいわゆる駆除隊のオレンジのベスト、あのベストを見て、回っているところですよと逃げていくということなんですね。なので、なかなか、いたから、鉄砲をそれから出して、そしていわゆる道路から離れたところに行って狙いを定めるまでのところがどうしてもできないという状況にあります。

この状況でありますので、ちょっとわなとか、それから大型のいわゆる箱わな、返しがついて外に出られないような大型の箱わなの導入なんかも相双農林事務所と相談しながらちょっと対策ということで今考えているところでございます。ちょっとなかなか特効薬がないところでありますけれども、地道にこちらについては駆除をやっていくしかないということで考えております。

委員（高橋和幸君） 我々人間のご先祖様はお猿様ですので、私たちが柵とか電牧とか網とか、策を考えますと、お猿さんもこれをどうやってよけたらいいのかなという、また新たに考えて、私たちが考えたそれを乗り越えられて、じゃあまた私たちがそれを考えると、またお猿さんもそれを考えてという、もう行った来たの繰り返しで切りがないんですけれども、だからといって非常に農作物の被害は深刻でありますので、このままにはできませんので、生活及び収入の向上に向けて何かしらの対策はやっぱり行政として取らなければいけないので、私個人としましても今、現段階ではいい案を持っているわけではございませんけれども、何とか行政共々、議会共々合わせていい策を講じていけるような検討ができるように前向きにしていければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

同じこの鳥獣被害の件で報酬に関してなんですけれども、イノシシが2万円、猿が3万円、ちょっとほかの報酬はどれくらいか分からないんですけれども、多分、以前の建設課長ですか、ほかの自治体との兼ね合いもあって報酬費がなかなか上げられないということでしたけれども、何とかこの報酬費、もう少し何とかならないものか、ちょっと再度お願ひしたいんですけれども。

産業振興課長（村山宏行君） 駆除の単価でありますけれども、イノシシについては2万円、それから猿については1頭当たり3万円、その他のいわゆるハクビシンでありますとか鳥獣については5,000円となっております。一番はイノシシの単価ということだと思っておりますけれども、ただ、これにつきましては近隣の自治体とバランスということで、この近隣はどれも2万円となっていると認識をしております。

以前の例になりますけれども、捕ったやつを高いところに持って、そこで処理の申告を出すという事例があったというところでなかなか、一番はこの村の中にあるイノシシを捕っていただくというのが前提でございまして、その金額で今やらせていただいているところでございます。

委員（高橋和幸君） 金額だけで人の心を動かしてつろうというのはちょっと浅ましい考えかもしれませんが、何とかイノシシの報酬費、あと5,000円ないし、1万円までは言わなくても、お猿さんであればもう少し捕ってもらうために3万円を5万円くらいに何とかできないかなと私個人的には思っておりますので、ちょっともう少し行政として、難しいかもしれませんが、今後前向きにご検討いただければと切実にお願いを申し上げます。

続きまして、同じ資料の43ページ、6款1項2目の一番上、村外営農地等への訪問ですけれども、これは多分、初日の説明で人数は聞いたと思うんですけども、これの中身は一体何だったのか、何を得て、何を学んできて、何に生かされているのかというのをちょっとお聞きします。

産業振興課長（村山宏行君） 資料7の農政一般の部分ですが、まず村外営農地への訪問ということでございますが、これは国の加速化交付金を頂いている場合、当時、村外で営農を再開された方に対して村としてはその技術なり、それから熱意を持続していただくということで、村外で営農を再開されているところに支援を行っております。その村として100%の補償となっていたものですから、当時の国との約束で1年に一遍必ずそこを、現地の視察をして、きちんと営農されていること、それを確認、指導してまいりますということで約束をして行っているところでもあります。具体的に北海道の栗山町ですね、そこで肉用牛を飼っていらっしゃる方がいますので、そちらのほうに行つて現地を確認してきているというところがございます。

それから、もう一つ、マイナビフェアということで、これは就農フェアです。東京で行います就農フェア、そちらに営農の相談ということでされる方、そちらのほうに職員が行つて、行つていると。

それから、バイオマスの研修を行っております。これは、村のほうで今後予定をされるであろう木質バイオマス、そちらの事例研修ということでこの福井県での事例を職員が研修に行つているというところがございます。

委員（高橋和幸君） これについては、お分かりいたしました。

同じく43ページなんですけれども、下のページの次世代営農者育成事業、また、人・農・食飯館未来へつなぐ事業、この2つの事業に関してなんですけれども、お答えは別々にされてもいいんですけども、私個人的には総括してご質問申し上げますが、この2つ、どのような内容であったのか、将来的に一体何の展望につながったのかをお伺いいたします。

産業振興課長（村山宏行君） まず、次世代営農者育成事業ということでございます。この中で昨年支出をしておりますのが、農業復旧指導報償ということで495万円の支出でございます。内訳を申しますと、村内での営農を再開されて、特に花卉、花の営農を再開された方、そちらへの営農指導というところが189回、405万円です。これは村のほうに来ていただいている種苗会社のほうからいわゆる花のトレンド、それから売り先ですね、どうしても村の花卉、量的にまとまっていなくてロットが少量ということがございますから、それを各市場のほうにどういう形で売つたらいいかということで、そこで指導いただいているところがございます。もちろんこれについては栽培方法、それから品種の選定、そういったことも含んでおります。

それから、もう一つ、農政技術指導員報償、こちらにつきましては、村で専門員をお願いをしています万福さんですね。いわゆる農研機構のほうから来ていただいていますけれども、万福さんのこちらに来る際の旅費相当分、そちらをここの報償で支払っているということでございます。こちらについては90万円ということであります。

それから、その下の人・農・食飯館未来へつなぐ事業ということでありますが、こちら

は大学との提携事業でございます。まず、明治大学カレーパンの商品化でありますけれども、こちらについては追加資料のほうで出ささせていただいております。まず、明治大学につきましては、カワサキカレーパンということで商品開発をした実績がございますので、明治大学の学生さん方に村のほうに来ていただいて、それでハウレンソウであるとかギョウジャニンニク、それから「いいたて雪っ娘かぼちゃ」ですね、こちらの素材、それを収穫して、ペースト状にさせていただいて持ち帰っていただいて、産品開発の材料に使っていただいた。それから、もちろんその産品につきましては、レシピと同時に3月に試作品を頂いて、試食まではしているところでございます。その後、ちょっとコロナの影響で今ストップをしているところではあります。準備ができ次第、こちらについては製品化していきたいと考えているところでございます。

それから、下の福島大学につきましては、昨年度が初年度、いわゆる食農学類の学部ができて第1期生になります。ですから、ここに来られた学生さんは1年生のみということになります。当然新しく大学が創設されたということで、県内の学生さんも半数以下であります。飯舘村の現状というものをやはり知っていただく、そしていわゆる飯舘村だけにとどまらず、県内の各市町村、そういったところについてどういう問題を抱えて、どういう共通の課題があったりというところを認識するというのがまず1年目の取組ということで、村内での課題の調査、それから農家の意向調査を行っていただいていると。また、農業委員会で行いました農業者との交流会、こちらにも参加をいただいて、そこで農業者との意見交換、そういったところを行っているところであります。

以上です。

委員（高橋和幸君） では、ご答弁を聞く限りは、現段階においては形に残る成果、結果は、このコロナもあったということなんですけれども、今の段階では何も残せていないというご認識でよろしいでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） はい、そうですね。明治大学のカレーパンにつきましては、製品までレシピも頂いて、すぐできるような状況にはなっておりました。

ただ、本来ですと作ったもの、明治大学の学生さんが都内でも販売をして、飯舘村のほうの産品PRにつなげたいという提案をいただいていたんですが、コロナの状況でちょっと向こうでの活動ができないということでありまして、製品だけを作ってこちらの納品いただくような、そんな形になるのかなと考えているところでございます。

それから、福島大学につきましては、まだ1年生ということがございますので、これから2年、3年となっていくにつれて、ある程度村のもうちょっと踏み込んだ形で営農のほうに関わっていただく、あるいは農家のほうに関わっていただくことが可能になるのかなと考えているところです。

委員（高橋和幸君） 今の段階では様々なことが原因で結果が出ていないということですが、ですが、こういう新しいことへの挑戦、取組というのは次への芽にもつながりますし、次世代にもつながっていきますので、今後も様々な有効手段を交えながらも、村民の意欲向上や農作業振興の向上のためにも今後もしっかりと行政のほうで取り組んでいただきたいとお願いを申し上げます。

最後になります。資料ナンバー、同じ7番の3ページ、ちょっとあえて最後にお聞きしたいんですけども、村長の交際費に関してお聞き申し上げます。交際費予算額100万円に対して、決済額67万円ということで、単純に計算して67%の使用額ということですけども、100%のうち67%の使用額について、村長自身、率直なるご感想というか、この使用率についてはどのようにお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） 村長交際費ということで100万円をずっと頂いてきているわけですが、満額を使ったということはないなという気はします。

ただ、かなりやっぱり何というんですかね、こういう時代ですので、私も職員もこの交際費を使うのにはかなり神経を使っています。やはりいろいろ自治体によっては、これは分かりませんが、かなりこういうのをいろいろなもので使っている方もいるのではないかなという気はしますが、村のほうは全く、例えばいろいろな物を買ってやったとしても、これはもう全く村として責任を持ってやっぱり御礼をしなければならないとか、あるいはその会に出なければならないとかという、本当にそういうものにだけということにさせていただいているということでもあります。

ですから、これは100万円、やはり必要なんだろうとは思いますが、ただ、あるからということでその都度その都度いろいろなものにまだまだ使えるなという話でない形は、やっぱり私以上に職員のほうがしっかりと律していると、こういうことでございますので、ご理解いただければと思います。

委員（高橋和幸君） 今ありました村長のご答弁のとおり、私が議員になってから村長の交際費が満額使われたということは多分ないと記憶しておりますし、私たち議会も僅かばかりです。本当に皆様の課がゾウほどの予算額だとすれば、私たち議会の議会費はアリほどの議会費、僅かばかりでありますけれども、それでも研修視察などにこれまで行かせていただきまして使わせてもらいましたけれども、でも一度も補正などで予算の請求をしたことはないと思っております。

そのような中において、我々議会議員も、これは令和元年度ですけども、昨年度からですか、村長が各部署に10%の経費削減を掲げるということで、私たちが出たいセミナーや行きたい視察出張を我慢して、泣く泣く涙をこらえながら一生懸命皆さん、各議員、我慢しておられますので、その辺も十二分に村長には理解をしていただいて、この交際費の在り方、村長、議長などといえば交際費がかかるのは分かりますけれども、決して満額などを使うようなことがないように、村長自ら10%の削減を掲げているわけですので、議会もそれに倣って一生懸命頑張っておりますので、その辺も理解して考慮していただければと思います。

あえて最後でありますけれども、これを言わせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は14時50分とします。

（午後2時37分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） では、再開します。

（午後2時50分）

委員（佐藤八郎君） 健康福祉課長から答弁いただいた件ですけれども、そういう体制の中で救急車やドクターヘリの出動回数はどのぐらいあったんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいまの質問は、緊急出動、いわゆる第三次医療のドクターヘリの出動ですよね。ほとんどは消防のほうを通じてドクターヘリを要請するという形になっておると思います。ちょっとはっきりした数字はつかんでおりませんが、大体2か月に1回ぐらいは、いいたて球場から出ているのかなぐらいの話であって、正確な数字は持っておりません。

以上です。

総務課長（高橋正文君） ちょっと今、広域消防のほうを調べさせていただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 飯舘村は危険で住めないということで避難をしたわけでありまして、放射能の被ばく問題で検査を進めていますけれども、内部被ばく、甲状腺被ばくの検査体制は整えてやっているということで、去年も進めるということだったので、この内容と成果、伺うものであります。

健康福祉課長（細川 亨君） 資料7の33ページになりますが、内部被ばく検査、昨年は87人の受検でございました。令和元年度においては64人の受診でありました。甲状腺検査は2年に1回、村のほうでやっております、ちょうど昨年は村のほうでやったということで27人が受検しております。それぞれ内部被ばくのほうについては異常なしという方々ばかりでありまして、甲状腺検査についてもA判定の方ばかりでございました。経過観察という部分もありますが、成長期にはよく出る嚢胞に水がたまったりするための部分もありますので、経過観察は引き続き必要かなという成果でございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 違う問題でありますけれども、営農再開ビジョンに基づいて農の再生ということで進めておりますけれども、この十分な経済性のある計画でのこの補助申請やら事業のスタートであるわけでありまして、実際、昨年度の中でスタートして、その経済性のある計画との絡みではどういう実態なり成果になっているのか、伺うものであります。

産業振興課長（村山宏行君） 営農再開ビジョンで農ということでございますけれども、基本的に、先ほど答弁しましたように、地域のほうの計画、土地利用の計画、そちらをまず把握して、その上でまず基盤整備に入ること、それからある程度その農地の貸借、集約ができるようであれば、担い手のほうに農地を集積して、そして中間管理事業が使えればそちらの利用を勧めるということで今進んでいるということでございます。

各営農の品目につきましては、農家ごとにやはり作成するというのが前提でございます。もちろん土地利用型の作目ですと、なかなか品目が限られてくるころではありますけれども、基本的には農家の方がこの品目で大体どのぐらいの面積をまとめる、その上で使える補助事業は何なのか、そして栽培してどこに売っていく、そういったところの計画を立てながら、そういった村としては支援に向けてやっておりますので、その支援のための計

画の策定の中でアドバイスをさせていただいているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 事業の補助なり、事業を申請するに当たって、経済的なこの十分な計画が盛り込まれて、認められて、受けて、スタート、去年、前からもスタートしている部分でこの上げている計画に沿って、1年に800万円上がるんだったら800万円、1,300万円上がるんでは1,300万円というものがどのように去年の中では実態としてつかんだり、各農家の個別の問題でしょうけれども、その辺ではどうなんでしょうかと。

産業振興課長（村山宏行君） 各補助事業を入れる際は、必ず導入する機械なり施設なりの利用計画、営農計画、そして導入するその事業が適正な規模なのかどうか、そういったところも判断をされるわけでありまして、その計画に基づいてまずは営農していただくというのが前提でございます。

ただ、それが全てうまくいっているかということ、なかなか昨今の情勢でうまくいっていない農家の方も実際はいらっしゃいます。当初予定して入れたいいわゆる品目、出荷の段階で単価が取れないであるとか、それから天候のために思ったような収量が得られなかった、そういったことはありますので、全てが計画どおりいっているわけではありませんけれども、村としてそういったところも営農指導あるいはフォローしながら進めているというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 風評被害もあったり、気候の変動もあったり、いろいろ重なって計画どおりに収入が上がらない。そういうふうには上がらないでいったときに、収入補償が村でできるわけじゃないので、そうするとやがて借金になっていったら、せっかく営農をスタートして、この補助をもらいながらスタートしたのに、途中で投げ出すとか、やめざるを得なくなったりするのは大変なので、そういう意味ではきちっと何か税金対策で1,000万円以上を超えないんだなんていう人もいるなんていう話も聞きましたけれども、それはそれで分からないですけれども、だからいろいろな意味でこの補助事業を申請してスタートするけれども、なかなかその計画どおりいかない要因というのは何なのかと、それを解決して進むには何かというのまできちんと行政としても支援していかないと、最終的に悪い方向になったら困るなと思って今聞いているんです。そういう点ではどうなんですかと。

産業振興課長（村山宏行君） 花卉とか、そういったものについてはやはりコロナの影響というのは大きいのかなと思っております。どうしても利用される側、市場側のほうの原理でなかなか単価が上がらなかったというのもございます。

また、課題とされているのは土地利用型の作目ですね。どうしても村の場合はいわゆる利用集積をして大面積をカバーしていただく、そういったことが重要で進めているわけですが、やはり近隣の市町村のそういった抱えている問題というのは一緒ということでありまして、やはり大面積、例えばホールクロップサイレージがあるとか、それから飼料用米であるとか、そういったところについてはやはり競合してくる部分があるんだと思っております。中でも自分で売り先を見つけていかないと、なかなか単価が上がってこない、そういった品目がありますので、そういったところについては当初からこういった競合があるのか、そういったこともきちんとある程度把握をしながらやる必要があるのかなというところで、こちらとしてもそういったところも注意しながら進めるようにというこ

とで行っていると、取り組んでいるところでございます。

委員（佐藤八郎君） 先ほど質問したのと重なる部分があるんですけども、無用な被ばくを受けないという対策として、工事積算量の形態とか、山菜を食べないとか、山林などの線量の高い地域には立ち入らないとか、お知らせ版なりなんなりで流していますけれども、その周知がどの程度理解されているのかという部分と、あとこの丸ごと測定の先ほど言いました部分でご注意の欄に譲渡、販売をする場合は福島県が毎週実施しているという項目が入っているんですけども、そうすると道の駅で販売されているものについては福島県が毎週実施している検査をきちんと受けて証明されるものがついているということになりますか。

産業振興課長（村山宏行君） まず、被ばくのほうの件でございまして、もちろん線量、そちらは気をつけていただきながら、なるべく高い地域には入らないようにというところは従来から申し上げているとおりでございます。

また、村内各所に放射線計モニタリングポストはございますので、そのあたりも参考にしながらなるべく避けていただくということが必要なのかなというところで考えております。当然数値につきましては、環境省なり、あとそれから村のホームページ等でも確認できるところでございまして。

それから、製品の放射性物質ということでございまして、基本的にまず、までい館のほうに出品される方、そういった方につきましては、そのシーズン、取れるものについての最初の品目ですね、そちらについて検査をしております。その上で、安全性を確認した上で、いわゆる最初に出たもの、そこで線量を把握しておりますので、この品目について大丈夫ですよというところでやっておりますので、そこで全て全量を測って毎回それを出しているというような、そういったことではございません。品目によって安全性を確認して、それが大丈夫であれば市場のほうに流せるという、そういうルートになってございます。

委員（佐藤八郎君） ここに書いてあることからすれば、並べているものについては、つまりこの検査は自分が食べるための確認検査ですと、丸ごと検査はね。検査結果によらず人に譲ること、販売することはできません。しかし、道の駅で譲渡や販売する場合は福島県がということで、これをやったらやったというものをきちっとあそこに表示、どこにされているのかよく分かりませんが、こういうことを守ってあそこに並べているんですということが、あそこに行った方々は分かるような状況なのかどうか。

産業振興課長（村山宏行君） まず、繰り返しになるかもしれませんが、産品を直売所のほうに出される場合、最初の品目について、それは県で測ります。そこで安全性を確認しております。それを、これ、検査済みですよとかという表示は特別しておりません。といたしますのは、それがあからあ市場に出せるんであって、出たものについては全て安全ということでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、あそこに並んでいるものは福島県が毎週実施している検査を、実験して大丈夫だというものだというふうに、疑うことなく買っていただき

ということではないんですね。

あと、9月に答弁の中で村内の放射能分布が一目で分かる放射線量のモニタリングマップ作成ということでありました。これはマップ作成をされて、全村民に配布になったんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 放射線量のマップということでありましたが、追加の資料のほうで入れさせていただきました。ページ数で言いますと24ページですね。令和元年度中の村内放射線モニタリング事業の委託の成果でございます。再生の会に毎年これまで行ってお願いをしておりましたものでございます。

これは昨年度で事業を終了しておりますけれども、施行の場所につきましては、平成24年に1回目を行っております、そのルートと全く同じルートの計測をしていただいております。経年でどういうふうに変化があったか、村の中の線量が色で分かるような地図になってございます。こちらについては3,625部作成いただいて、全戸配布をしているところでございます。

委員（佐藤八郎君） そうすると、作成したあの厚いやつがこれだということですか。めくって各部落を見ていくあれが、その一目で分かるようなマップということですか。

産業振興課長（村山宏行君） はい。こういったカラーのものが多分、全世帯に配られているはずですよ。こちらにつきましては、「飯舘村線量マップ」というタイトルで平成24年から昨年令和元年度までの線量の推移ということで記載されているものでございます。

中を見ていただくと、当初がどのくらいの色だったのか、今現在どういった形になったのか、そういったことで比較ができるようになっております。これを見ますとこの青い部分が線量が低いというところで分かるわけですがけれども、大分それが増えてきていると確認ができるのかなと考えております。

委員（佐藤八郎君） 他の市町村だと壁紙ぐらいで一面で見えるものがあるんだけど、それがそうだとことね。

では、次。飯舘村介護保険サービス検討委員会をされていて、検討委員会はどのぐらいされている、進捗状況はどうなんでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） こちらも決算説明資料にはありませんが、昨年度3回ほど介護保険のサービス検討委員会を開いております。村の介護サービスの在り方、在宅介護からいわゆる施設介護までいろいろな方面から検討したということでありまして、また必要に応じて令和2年度については行うか否か、ちょっと今調整、検討しておりますので、内部的に協議を進めていきたいと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 計画書は今年出来上がるんですか、3年ごとの。後期高齢者保険福祉計画、介護保険事業計画なるものは今年かな、仕上がるの。

健康福祉課長（細川 亨君） 先ほどの話は介護サービス検討委員会の話でありまして、今の八郎委員から出た部分については第8期の介護保険の計画でございます。その介護保険の計画については、今、まず下準備としましてアンケート調査を実施したところでありまして、今後、介護サービスの委員を参集いたしまして検討に入るとこと、来年の3月

の議会には保険料等を皆さんに提示していきたいという準備をしておるところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） これも質問をして9月に答弁をもらったんですけども、各行政区での老人会、婦人会などへの支援ということでもありますけれども、この実態をきちんとつかんで、どんな支援をというふうに検討されたのか伺うものであります。

健康福祉課長（細川 亨君） 健康福祉課のほうでは課内でずっと打合せをしておりますが、いわゆる戻ってきている人が高齢者中心でございます。いわゆる昔の行政区単位でのデイサービス、ミニデイサービスを再開してはどうかということで高齢者サロンがようやく6つ立ち上がっているところであります。今後も自主的に立ち上がっていただけるよう、健康福祉課のほうでも鋭意努力をしてみたいと、そのように思っております。

以上であります。

生涯学習課長（藤井一彦君） 生涯学習課のほうでは婦人会のほうへ支援をしておるところでございます。今まで22団体ぐらい、震災前までありましたけれども、今は支部が3支部ということで、今、個人的な会員の皆さんが中心になって新しい在り方を模索中でございます。婦人会のメンバーなんかも替わりまして、今年うちの交流センターの草刈りなども手伝っていただいたり、それから文化祭なんかにもご支援いただいているというところがございます。

これからもいろいろ新しいメンバーと協議をしながら、今、支援の在り方についてはまた引き続き協議してみたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 20行政区の中での実態というのは、老人会、婦人会、あとは各組織、震災前あったもので復活なり再生されている実態、数は幾らになっていきますか。

生涯学習課長（藤井一彦君） 婦人会のほうは今どんどん休会になっておりまして、今残っているのは3支部となっております。

以上です。

健康福祉課長（細川 亨君） 老人クラブのほうですが、こちらは16クラブが再開しております。連合会としまして大きな1組織が再開しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 長泥での試験栽培、野菜、米ということで関係省庁と協議して対応しているということですが、実態として協議内容と、今というか去年の中でどんな結果を求めて実践されているのか。

産業振興課長（村山宏行君） 長泥地内での営農といいますか、試験栽培の状況でありますけれども、昨年は環境省で行っておりますいわゆる埋立ての圃場、その実証というところでもまずはハウスでの花卉の栽培と、それから路地での栽培、そちらのほうに試験的に取り組んでいただいているところがございます。

昨年度はいわゆる花と、それから飼料作物、ジャイアントミスキャンサスとかソルガムであるとか、そういったところでありましたが、今年度については花植物、野菜などについても栽培を行って、そこでの知見を得るということで聞いております。

委員（佐藤八郎君） どちらのハウスにしろ、野菜にしろ米にしろ、土壌の問題がありますけれども、その測定値なるものはどのぐらいあるのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 花につきましては特段計測というのはしておりません。飼料作物、ジャイアントミスキャンサス、それからソルガム等につきましては、計測値を得られておりますので、手元に今ありませんけれども、関係省のほうから頂くということは可能かと思っております。

委員（佐藤八郎君） 9月の提案理由の中で村長から、第二原発廃炉が決定されているので、村から安心・安全のための要請をしていくんだということでありましたが、具体的にどんな要請をされたんですか。

村長（菅野典雄君） 特別文書で要請はしていません。ただ、少なくともしょっちゅう来ていただいていますから、いろいろな形でその都度その都度課題を共有し、そして解決に向けてやっていただいているということであります。

一番は、やっぱり除染をしっかりと拠点のほうはしていただくということでありまして、拠点外のほうはできるだけ20ミリ以下になるような除染をしっかりとやっていただくということを言っているところでございます。もちろんその全て、住民のある程度の了解をいただいているの中の話でございます。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 先ほど八郎委員から救急搬送の件数ということでございましたが、救急搬送は99件の出動でございます。うちドクターヘリを要請したのが、99件のうち6件、ドクターヘリは6件要請しているということでございます。

委員長（相良 弘君） ほかに質疑ありますか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） これで全会計の質疑を終わります。

これから議案ごとに採決します。

議案第100号「令和元年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（相良 弘君） この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（相良 弘君） 起立多数。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第101号「令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（相良 弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第102号「令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第103号「令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第104号「令和元年度飯館村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第105号「令和元年度飯館村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(相良 弘君) 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審議結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

(午後3時23分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月16日

決算審査特別委員会委員長 相 良 弘